第五部

國際勞働問題

第一章　國際勞働局の組織……五八五
第二章　勞働理事會、附聯合海事委員會……五八六
第一　勞働理事會の組織……五八六
第二　一九二四年に於ける勞働理事會の經過……五八六
附　聯合海事委員會……五九〇
第三章　常設國際司法裁判所への諮問事項……五九一
第四章　第六回國際勞働總會……五九一
第一　議題及期日……五九一
第二　總會に關する國内諸問題……五九二
第三　總會の經過……五九八
第四　總會の結果……六〇一
第五章　各國に於ける條約の批准及實施概況……六〇八

第一章　國際勞働局の組織

國際勞働本局及支局の組織及局員に就て本年鑑所載（大正十二年版四〇六頁及同十三年版六三五頁參照）以後に於ける變更移動の大要を記すれば次の如くである。

1　國際勞働局本局（一九二三年十二月一日現在）

局長官房　一　局長アルベール・トーマ氏、（イ）局長秘書課（ロ）局長個人的秘書課　二　副局長エチ・ビー・バトラー氏、副局長秘書課　三　局長一般事務課、（イ）國際聯盟との連絡係、（ロ）新聞紙係、（ハ）雜用係局務統轄課　課長ジー・フリヨーリー氏、一中央事務、（イ）文書記錄係、（ロ）速記、復寫、騰寫係、（ハ）會計監督係、二運營事務、（イ）會計係、（ロ）職員係、（ハ）物品及造營物係

編輯及飜譯事務　課長ビー・ヴエルブロツク氏、（イ）編輯係、（ロ）飜譯係、（ハ）販賣及廣告係

外交部　部長イー・ジー・フイーラン氏　一　一般及總會課、課長ボーン氏、（イ）理事會及委員會係、（ロ）總會準備係、（ハ）一般通信係、二　條約課　課長グリムショー氏、（イ）條約批準係、（ロ）條約實施係、三　法律課　顧問ドウ・ヴイラロンガ氏、四移民課　顧問ヴアーレー教授

調査部　部長欠員　一　統計課　課長ブリブラム博士、二　勞働法制課　課長サンガー女史　三　產業關係課　主任フース博士　四　失業課　主任ミヨー教授、（イ）一般調査研究係、（ロ）專門係、五　產業衞生及安全係　顧問カロツチ博士、六　農業係　主任リイデル博士、七　社會保險及不具者係　主任テイクシエー氏

情報及連絡部　部長カステイリオネ博士　一　國際情報及連絡課　課長ジヨンストン氏、（イ）一般團體係、（ロ）國際雇傭主團體係、（ハ）國際勞働者團體係、（ニ）協同團體係、（ホ）圖書係、（ヘ）資料係、二　各國情報及連絡課　課長ガローネ博士、（イ）通信員係、（ロ）スペイン及ラテンアメリカ係、（ハ）北部ヨーロツパ係、（ニ）東部ヨーロツパ係、（a）ロシア（b）其他諸國

2　國際勞働局支局

前年度本年鑑所載以後變更なきを以て之を省略する。

3　國際勞働局出版物

本年の初頭以來國際勞働局の出版物に多少變更を生じた。（イ）公報（Official Bulletin）は昨年末以後之を定期刊行物として發行することをやめ、永久的公の記錄を收む不定期的の出版物となつた。從つて國際勞働機關の消息及活動に關する事件は、（ロ）產業及勞働時報（Industrial and Labour Information）に於て報道せられることになつた。尙從來、國際勞働評論（International Labour Review）に掲載せられたる、移民時錄（Notes on Migration）の如きも同樣に產業及勞働時報に移されることになつた。從つて、

一　定期出版物

（イ）產業及勞働時報（週刊）（Industrial and Labour Infor-

mation)(ロ)國際勞働評論(月刊)(International Labour Review)

二　不定期刊行物

(イ)公報(Official Bulletin)(ロ)勞働總會關係記錄(Documents of the International Labour Conference)(ハ)法制集(Legislative Series)(ニ)國際勞働名鑑(International Labour Directory)(ホ)勞働統計家國際會議(International Conference of Labour Statisticians)(ヘ)其他

第二章　勞働理事會　附、聯合海事委員會

第一　勞働理事會の組織

勞働理事會は平和條約第三百九十條に規定せられた國際勞働局の管理機關であつて、二十四名の委員より成り、内政府を代表する委員十二名、雇傭主及勞働者を代表する委員各々六名である。而して政府を代表する十二名中、八名は産業上の重要に於て、首位を占むる加盟諸國の政府に依つて任命せられ、他の四名及び雇傭主、勞働者の諸委員は、國際勞働總會に於ける各政府代表團、雇傭主及勞働者代表に依て選擧せられる。

本年四月一日現在に於ける理事會委員の國籍氏名は次の如くである。

政府側――十二名　ジユラン氏(ベルギー)　ロイ氏(カナダ)　ケザダ氏(チリ)　ヴエデル氏(デンマーク)　マンニオ氏(インド)　ファイグ氏(ドイツ)　ボンドフイールド嬢(イギリス)　ケルショー氏(インド)　ラブリオーラ氏(イタリー)　前田多門氏(日本)　リカル氏(ポーランド)　ドウ・アルテ伯(スペイン)補缺

雇傭主側――六名、カリエー氏(ベルギー)オルステッド氏(デンマーク)　リボー氏(フランス)　リスゴー氏(イギリス)　オリベツテイ氏(イタリー)　ダーリンプル氏(南アフリカ)

勞働者側――六名、ヒユーベル氏(オーストリア)　ジュオー氏(フランス)　ライバール氏(ドイツ)　ブールトン氏(イギリス)　アウドゲースト氏(オランダ)　トルベルグ氏(スウエーデン)

第二　一九二四年に於ける勞働理事會の經過

一九二四年度に於ては第二十一回より第二十四回に至る勞働理事會が國際勞働局内に於て開催された。以下各會經過の大要を述べよう。

第二十一回國際勞働局勞働理事會

國際勞働局理事會の第二十一回會合は一月二十九日より三十一日に亘つて開催せられた、委員長フォンテーヌ氏(フランス政府)は新理事會委員なる英國勞働省參政次官マーガレット・ボンドフヰールド孃及ライマン氏の後任としてドイツ政府の代表者に指名せられたファイグ博士に對して歡迎の辭

を述べた。

理事會は例によつて過去數ケ月に於ける局の一般活動に關する局長の報告を審査し、條約案批准の進捗の問題に就て意見を交換した。當日迄に條約批准の正式に登錄せられた數は九十二であつた。これに關聯してポーランド政府の代表は自國に於て十三箇の條約が最近批准せられたことを通告し、イタリー政府代表は目下その議會に附議中の八時間制條約を除く外、各總會に於て採擇せられた一切の條約案がイタリー政府によつて將に批准せられんとして居ることを告げた。

理事會は別項勞働者結社權に關する勞働局の報告を審査したる後、八時間制條約の批准と賠償問題との關係に就て長時間に亘り極めて重要な討論を續けた結果、各種勞働條約案の批准を得るが爲めに、能ふ限りの努力を盡すべきことを滿場一致局長に要求した。

この八時間制條約討論の詳細は『國際勞働機關の各種條約』なる名稱の下に別刷の印刷物として勞働局より發行せられて居るが、今その討議の大要を記せば左の通りである。

始め理事會に於ける勞働委員團は八時間制條約案につき、一般輿論の注意を喚起する爲め特別の努力を爲すべきことを局長に要求する旨の決議案を提出した。

これに關聯して獨逸に於ける勞働時間の延長が問題となり、獨逸政府代表及雇傭主代表は「この時間延長は賠償金支拂の爲め必要なる臨時的の非常手段である」ことを述べ、同國勞働者代表は「ドイツ國の賠償の負擔を全部勞働者の雙肩に加へんとする」を不當なりとした。フランス勞働者代表は「賠償金支拂とドイツ勞働者の勞働時間延長とを結合すること」に反對し「勞働時間の延長は決して生產の增加を意味するものではない」ことを力說した。英國政府代表も亦「英國に於ける經驗は長時間の勞働は多額の生產を齎すものでないことを實證して居る」と說き「勞働時間の延長問題が賠償金支拂と不可離なりとの考へ方に同意することが出來ぬ」と述べた。

討論終つて理事會は滿場一致を以て局長に國際勞働機關の採擇したる各種の條約の批准を得るが爲に努力を續くべきことを指令し、これ等條約の採擇せらるゝに至つた理由を說明する適當な出版物を發行することによつて又、此等條約の適用の結果として得たる經驗に關する成る丈け多くの情報資料を調整することにより、此等條約の批准に就て世間一般の注意を喚起することを指令した。

第二十二回國際勞働局勞働理事會

國際勞働局の理事會は四月八日より十日に亘つて其第二十二回の會合を開いた。

(イ)時間制條約　局長は先づ最近の旅行に於いて諸種の勞働條約案の批准の問題につき諸國政府の注意を喚起したることを述べ

た。これに關聯して英國政府代表（勞働省政務次官マーガレット・ボンドフィルド嬢）は八時間勞働制に關するワシントン條約に基づいた法案が既に英國に於て立案せられ閣議の承認を經たから、同案はイースター（復活祭）以前の議會に提出せられる筈であると述べた。

（ロ）各種委員會へ專門家委囑　次で理事會は上部シレジヤに於ける勞働條件に就いて討議し又國際勞働機關に於て設置せられて居る社會保險、衞生、失業、勞働統計、不具者等に關する諸委員會の活動に協力する爲めに專門家を委囑することに就いて決定した。

（ハ）結社自由の權　次に理事會は平和條約中に規定せられてゐる勞働者結社權の原則の各國に於ける適用に關する勞働局の報告書を審査し、この問題に就いての法律的研究を繼續することによつて本調査を完了すべきことを要求した。

（ニ）一九二五年の豫算案　次に理事會は、ロシア、トルコ等よりの逃亡者に關する問題を考慮し、進んで國際勞働局一九二五年度の豫算に關する財政委員會の報告を審査して豫算案に承認を與へた。

（ホ）第二回國際勞働統計會議　理事會は更にザール地方と國際勞働局との問題を考へ、又昨年十一月ジュネーヴに開かれたる國際勞働統計會議の諸決議を考究し、此等に關して適當なる處置を執るの權能を局長に與へ、且つ一九二五年二月に第二回の國際勞働統計會議を開き、産業の類別法、生計費、失業及賃銀に關する統計の問題を討議することゝした。

（ヘ）上部シレジア保險基金問題　尙上部シレジアの社會保險基金の保管問題に就いてポーランド政府より平和條約三一二條による委員會の設置を要求したが、この問題は六月十二日より開かるべき理事會次回の會合に於て討究することゝなつた。

第二十三回國際勞働局勞働理事會

國際勞働局の理事會は六月十二日より十三日に亘つてその二十三回の會合を開いた。

（イ）八時間勞働問題　例により前回會合以後に於ける勞働局の活動についての局長の報告書を審査したる上、勞働條約案批准の現況について意見を交換した。ドイツ政府の代表は時間制問題についてドイツに隣接せる諸國に於て不安を惹き起してゐる事實に鑑みて、ドイツの現行法制は八時間勞働の原則を尊重してゐることゝ、又近頃實施された例外的の規定はこの異常な情況に基づく一時的の性質のものであることを述べ、更にドイツに於ては種々の産業例へば鑛業、硝子製造業、印刷業にあつては今も八時間制は繼續して規則的に實施されて居ると云つた。

（ロ）ローマの移民會議と國際勞働局　次で數多の委員等は最近イタリア政府によつて召集されたローマの移民會議が、移民の問題に關する國際勞働局の活動の上に如何なる反響を持ち來すであらうかと尋ねた。これに對してイタリア政府の代表は、ローマ會議が勞働局の仕事の上に便宜を與ふるであらうとの希望を述べた。氏は曰く「ローマ會議の決議は勞働局にも送附せらるゝことにな

るからこの決議の正文を受取つた上で理事會はこの問題を考慮すべきである」と。

（ハ）上部シレジア保險基金問題　ポーランド政府とドイツ政府との間の上部シレジア保險基金移管問題に關する直接交渉が頓挫を來したとの報告をポーランド政府から受けたので、理事會は平和條約三一二條に規定された通り五人より成る委員會を設置することゝなつた。

（ニ）逃亡ロシア人の保護問題　國際聯盟の理事會より、これ迄國際聯盟の逃亡ロシア人救濟委員會の手によつて取扱はれてゐた仕事を國際勞働局に移したいとの希望を述べたので、理事會はこの問題を調査する爲めに四人の委員を選任した。

（ホ）其他　理事會はまた勞働局廳舍の新築が順調に進んで居ることを示した建築小委員の報告を採用し、且つ財政委員の報告をも受諾した。

第二十四回國際勞働局勞働理事會

國際勞働局理事會の第二十四回會議は十月九、十一日ジュネーヴに於てフォンテーヌ氏（フランス政府代表）議長の下に開かれた。

（イ）條約案批准の進捗　理事會は過去三ケ月間に於ける勞働局の仕事に關する局長の報告書を討議し、六月の會合以來勞働條約案の批准數が更に四十を加へた事を知つて喜こんだ。

理事會は九月八、九日ベルヌに於て開かれた。ベルギー、フランス、ドイツ、イギリスの勞働大臣の會合に關して局長の報告を聞きこの會合が兎に理事會の表明した希望に應じて勞働條約案の批准の進歩を促すに至らむ事を希望した。

（ロ）理事會役員の選擧　理事會は滿場一致を以てフォンテーヌ氏を議長に又カリエー氏（ベルギー雇傭主）及アウドゲースト氏（オランダ勞働者）を副議長に再選した。

（ハ）勞働者結社團結權　十月十日の會合に於ては去る六月ジュネーヴに開かれた第六回國際勞働總會より理事會に附託せられた諸決議を考慮した。就中、結社團結權の問題に就ては國際勞働局が既に實行しつゝある諸國に於ける結社權の適用に關する調査を續行すべきことを決議した。

（ニ）ロシアと國際勞働機關　國際勞働機關とロシアとの間に公式の關係を結ぶに至る方法を準備し、且つロシアの勞働者等に國際勞働機關の活動に關する事情を報知すべしとの決議案に就いては、理事會はかゝる行動を取るために最も適した時期を決定すること、並に其の適當なる手段に就ての提案をなすべき事を局長に委れた。

（ホ）產業爭議　諸國に於て產業爭議の仲裁又は調停の方法に關する決議案に就ては、勞働局がこの決議の趣旨に則つて立てた計畫を承認した。

（ヘ）避難民　理事會は避難民高等行政委員の仕事を國際勞働局に移管することに關する第五回國際聯盟總會の決議を考慮した。

蒐集した資料の示す所に依れば、現在ロシアの避難民百萬人に上り、内二十萬人は働きの能力を以てゐながら失業してゐる。

理事會はこの避難民に關する仕事を勞働局に移轉することに反對した提案を否決したる後、十七票對一票を以て次の決議を可決した。

理事會は國際聯盟總會の決議した二〇三、〇〇〇法の範圍内に於て避難民に就職の便宜を與ふる施設に就ての計を準備し、且つ高等行政委員の過去に於ける經驗に照して、この豫算金額を審査すべき事を局長に要求する云々。

（ト）軍備制限委員會　十一月十一日の會合に於て軍備縮小に關する國際大會を準備する爲めの委員會に參加する爲めに、勞働側二名雇傭主側二名の委員を選任せられたしとの國際聯盟理事會の要求に基づいて、勞働側代表としてはアウドゲースト氏及ジュオー氏を選出した。雇傭主側は三年前には軍備撤廢委員會に代表者を選任することを肯ぜなかつたのであるが、今度はこの問題に就いて更に考慮を重ねた上、其の態度と代表者指名とを聲明すると述べた。

（チ）日本の海員職業紹介　日本に於ける海員職業紹介に關する條約の適用に關して、平和條約第四〇九條に從つて日本海員組合より理事會へ一の陳情書が提出せられた。

この問題に就ては理事會は日本政府の代表者が自發的に申し出た説明に滿足して、かゝる場合に就て平和條約の規定してある手續を實施する必要がないと考へた。

（リ）移民　理事會は去る五月ローマに於て開かれたる移民會議の採擇したる決議によつて、國際勞働局に提出せられた種々の問題を考慮した。

理事會に於けるイタリア政府の代表者にしてローマ會議の議長たりしドウ・ミケーズ氏はローマ會議の仕事に就ての説明を與へた。種々の意見を交換した結果理事會はローマに於て審議せられた問題の重要なる事を認め、國際勞働局は平和條約第十三篇によつて追加せられたる任務に從つて、これら諸問題の解決について協力すべきであるとの結論に達した。即ちこの問題を解決する爲めに三人の委員を選任し、これらの委員は必要の場合專門家の助けを得てこの移民問題を考究し其の報告書を理事會に提出すべき事となつた。

（ヌ）一九二六年國際勞働總會　國際勞働總會は一九二六年の會議の議題に上すべき事項に就て準備的討議をなしたる上、海上勞働に關する諸事項を議題に挿入することを原則として贊成することに決した。

（ル）來年の國際勞働總會　最後に理事會は來年の勞働總會を五月十九日ジューネヴに於て開會することに決定した。

附　聯合海事委員會

第二回聯合海事委員會

第二回會合は一九二二年三月七日八日の兩日間パリ市に於て開催した。國際勞働局理事會議長フォンテーヌ氏を議長として船主側代表、海員側代表各五名及理事會代表二名の出席を

見た。

本會合の問題となりしものは、第一局長報告　第二國際海員法典　第三海員に對する失業保險　第四商船に於ける勞働時間制　第五海員の保險等であつた。

第三回聯合海事委員會

第三回會合は一九二二年十二月十七日より十九日に亘り、ロンドンに於て開催した。勞働局理事會の議長フォンテーヌ氏その議長となり、船主側及海員側各六名の代表者の外に理事會の代表者二名の出席を見た。

同會合に於て決定せられたる事項は漁業に於ける勞働條件に關する事項、花柳病に對する海員の保護、海員に關する國際法典の編纂、海上に於ける傷害、甲板積荷物に關するものである。

第三章　常設國際司法裁判所への諮問事項

本年度（一九二三年一月—同年十二月末）國際司法裁判所への諮問事項は何等なかつたことを記しておく。

第四章　第六回國際勞働總會

第一　議題及び期日

第六回勞働總會の議題は次の如くである。

一　勞働者の餘暇利用に關する件

二　災害補償に關する內外人待遇均等の件

三　タンク竈を使用する硝子製造工程に於ける一週二十四時間の週休に關する件

四　パン燒業の夜業に關する件

議題の沿革に就て簡單な說明を加へれば（一）は一九二三年一月第十七回勞働理事會に提出されし勞働事務局長の報告に於ける如く、一九一九年の第一回勞働總會に於て八時間勞働制が英佛其他先進工業國に於て實行せられてゐる既定の事實である、といふ點に基礎を置くものである（二）は災害賠償と外國人勞働者保護の二題問に分れる、第一回勞働總會は平和條約の規定第十三編前文に基き內外人の平等待遇に關する一條約案一勸告を採擇した。即ち失業に關する條約案第三條と外人勞働者の相互的待遇に關する勸告案が平等待遇より災害賠償制度に擴張適用せんとするものに外ならない（三）第十七回勞働理事會に於て、佛國政府代表者は硝子製造工場に於ける繼續作業に付二十四時間の週休制を提議した、即ち硝子製造業務に於て一週二十四時間作業を中斷することの可能、併し其結果生產費を增加する事となるべきも二十四時間生產

を爲さずして燃料を消費すべきや否やの問題は國際協定を以て各國同時に實行することにより解決せらる、これ總會の議題に適する所以。(四)第十一回理事會に於てパン製造業の夜業問題は總會議題に採用せられざりしも、第十七回理事會の際瑞西勞働代表の熱心な要求と獨逸政府代表の希望により第十八回理事會に至り論議の末本總會の議題に確定したものである。

會議期日六月十六日乃至七月五日スキス國ジネバに於て開催された。

第二　總會に關する國内諸問題

第六回總會への代表者、殊に勞働者代表及顧問選出方法に就て、社會局長官は二月十六日付を以て地方長官に對し左の如く發表した。

1　勞働者代表委員及顧問選任方法

一　千人以上の團體員を有する勞働團體をして代表委員候補者一名及顧問候補者二名を推薦せしむ

二　政府は右推薦せられたる代表委員及顧問候補者につき其の推薦したる團體の所屬團體員千人に付一票の割合にて其得票を計算し最高得票代表委員候補者三名顧問候補者六名に付總會議題との關係等を考慮し代表委員一名及顧問二名を任命す

三　第一號の推薦は三月二十五日迄に左の事項を具し主たる事務所々在地の地方長官に申出しむ聯合團體又は同盟をなす勞働團體にありては其の聯合團體又は同盟より之を申出しむ

(イ)　規約
(ロ)　設立年月日
(ハ)　團體員數並に之を證するに足るべき證憑
(ニ)　目的及事業
(ホ)　主たる事務所

四　茲に勞働團體とは其目的中に勞働條件に關する事項を包含すと認めらるるものを指す

勞働團體の意義其他に關する社會局の發表は次の如くである。

一　勞働團體とは所謂勞働者の團體なるを以て勞働者以外の者例へば雇主又は社員等を其團體中に含むものは爰に所謂勞働團體中に含まず

一　屆出當時に於て勞働團體たるものは新設のものと雖も之に候補者を推薦せしめ差支なきも單に選擧に參加する目的の爲にのみ集まる一時的集團の如きは所謂勞働團體と目すべからず

以上規定に該當する勞働團體及びその投票數は次の如くである。

	勞働團體投票數
日本勞働總同盟	二十二票
陸軍工廠勞働組合同盟(東京)	一票
造機船工勞働組合(同)	一票

官業勞働總同盟（大阪）	十二票
西部交通勞働同盟（同）	二票
工信會（神奈川）	二票
工愛會（同）	一票
日本海員組合（兵庫）	二十三票
海員協會（同）	二票
郵司同友會（同）	五票
日本司厨聯盟（同）	二票
中部勞働組合聯合會（愛知）	一票
海軍勞働組合聯盟（廣島）	四十六票
大日本船舶司厨同志會（大阪）	二票
海洋統一協會（兵庫）	五票
共同研究會（福岡）	一票
日本組合聯合（大阪）	五票
計	百三十三票

但し日本農民組合及仲仕組合の除外されたことは、注目すべきであらう。

2　使用者代表委員及顧問選任方法

前數年の例に倣ひ六大商業會議所に通牒して全國商業會議所と協議の上代表委員及顧問候補者各三名を三月二十五日迄に内務省社會局に推薦せしむ。

右推薦せられたる候補者中より政府に於て代表委員一名及顧問二名を任命す。

3　候補者選定

勞働側代表――候補者選定に關し選出法が改められたことと及それと共に從來の政策を一變せる日本勞働總同盟は早く既に鈴木文治氏を勞働代表候補者とし川村保太郎、米窪滿亮兩氏を顧問として擁立した。從つて既成勞働組合の現狀から推測すれば日本農民組合が除外せらるるも尙、海員組合、官業勞働總同盟をその系統とする日本勞働總同盟が六十票以上の多數を以て鈴木氏を當選せしむることは差して困難ではないと觀測されてゐた。然るに突如、海軍官業勞働聯盟が海軍勞働者を糾合して擡頭し、長門要三氏を候補者として推したる關係上、この選擧場裡に波瀾を惹起するに至つた。然も海軍官業勞働聯盟も亦六十票内外の票數を有するが故にその勢力は略々伯仲の間にあり、玆に聯合、統一、切崩、抱合、急造等の猛烈なる競爭を醸成せしめた。兩者の間に伍して五票の選出權を有する日本勞働組合聯合の去就が二派何れにあるかは、勝敗を決するの鍵として興味を以て見らるゝに至つた。以下その經緯を詳說するであらう。

三月十二日横須賀海軍工廠工友會は田浦町共濟會倶樂部に於て勞働代表銓衡委員會を開き、川島會長外六名を小委員に推薦し銓衡の結果堀江、末弘、長門、永井、川島、賀川の六氏を候補者となし、その中より三名を選ぶことゝし、その結果三十九票長門氏、十九票川島氏、十三票永井氏となり、三氏

が當選したので此旨吳工廠側へ交渉するに決した。一方、工友會增田副會長相原幹事長は、十三日夜横濱市高島町カフエー、チエリーで長門氏と會見し銓衡會の經過を齎らし同氏の承諾を得た。

之より先、吳海軍工廠の官業勞働組合海工會は一萬七千餘名の調印を取り纒め、三月九日會長に砲工部第三工場工手久能寅夫氏を選擧し、同十三日より吳市榮川通り四丁目海光會内に事務所を設け各役員の選擧を行ひ、同十六日發會式を擧行し、勞働代表に就ては豫備海軍中將森山慶三郎氏を推薦せんとする說が一部に有力となつた。

三月十七日長門氏は參謀重野一雄氏と共に吳市中通り井筒屋旅館に至り久野吳海工會長　岸田同副會長、川島、柏原工友會代表、木下廣工僚會理事その他各會幹部數氏と正式會見をなし種々折衝の結果久能氏の諒解讓步によつて遂に海軍官業勞働聯盟は長門氏を勞働代表に、久能氏及び佐世保勞愛會長古賀德一氏を顧問に、推すことに決定した。尙ほ佐世保勞愛會と舞鶴共立會は何れも三月二十一日に發會式を擧げ、長門氏の勞働代表を承認した。

反總同盟系の日本勞働組合聯合の態度に付ては旣述の如く最も注目されてゐたが、三月二十一日理事會を大阪市外中津町の組合本部で開會し、純向上會、大阪鐵工組合、友禪工組合、木工組合の各理事が參集して代表選出に關し討議する處があつたが、異論百出し中には從來の感情を捨てて純理上に立ち總同盟側に投ずべしと爲すの主張もあつた、併し丁度長門氏の來阪中であつたので同氏の所論を聽きし上にて態度を決することゝなりて、一旦散會した。三月二十三日同本部に於て更に常務理事會を開き、代表顧問候補に關し討議の結果、坂本孝三郎氏を代表に、八木信一氏と海員側の小澤祐覺氏を顧問に推すことに決定した。

資本家側代表——三月八日東京に開かれたる商業會議所聯合會常任委員會席上に於て、資本家代表推薦に關する協議の結果、名古屋商業會議所會頭上遠野富之助氏を第一候補に、東京商業會議所副會頭杉原榮三郎氏を第二候補に、同山科禮藏氏を第三候補に推すことに決した。

4　選擧の結果

社會局は四月四日左の如く代表委員を決定し之を發表した。

政府側代表委員
社會局第一部長　河原田稼吉
國際勞働理事會帝國政府代表　前田多門
顧問　社會局書記官　竹下豐次
內務事務官　川西實三
社會局技師　古瀨安俊
同　色川三男

隨員	公使館書記官	加藤三郎
	社會局事務官	君島清吉
	同	北岡壽逸
	愛知縣理事官	横尾惣三郎
	長野縣理事官	中丸叶
	大阪府技師	高野瀬宗吉
使用者側	代表委員	上遠野富之助
	顧問	石丸優三
	同	阪部二郎
勞働者側	代表委員	鈴木文治
	顧問	米窪滿亮
	同	川村保太郎
	隨員	西尾末廣

尙ほ勞働代表及顧問の得票を擧ぐれば次の如くである。

七四票鈴木文治――五四票長門要三――五票坂本孝三郎（以上代表）、七三票米窪滿亮――六四票川村保太郎――五九票久能寅夫――五一票古賀德一――一五票八木信一――三票長門要三――一票小屋見總三郎（以上顧問）。

5 顧問の選定

勞働代表の顧問の人選に付ては各團體間の意嚮は必ずしも一致せず、日本海員組合側は一名を同組合より出すことに決し、米窪氏を推擧し、他の一名は勞働總同盟と反總同盟との從來の紛糾を一掃すべく純向上會の八木氏を推さんとするの意嚮もあつたが、之に對する激烈なる反對抗議が出た結果鈴木代表の裁量に一任することに決し、官業勞働方面より川村氏を選拔するに至つた。

之に對し、日本勞働組合聯合では三月二十七日同本部に於て緊急理事會を開き顧問の獨占を不當なりとして、一名を海軍官業聯盟の久能氏を推すべく應援することに決し次のやうな聲明を發した。

（一）我等は勞働代表として鈴木文治氏の當選に對しては反對するものでない。

（二）今回の顧問候補者中海員組合の米窪氏、向上會の川村氏は所謂勞働總同盟系に屬する者であることは世間周知の事實であるが我等は日本に於けるゆる勞働團體の意志を國際勞働會議に徹底せしむるの意味に於て同一系統の團體に於て顧問二名を獨占することに對して極力反對す。

右主張に基き今回の顧問中一名は海軍官業聯盟の久能氏を推薦すべきことを茲に聲明するものである。

6 代表選出に對する反對及抗議

（A）日本勞働總同盟日本農民組合及官業勞働總同盟は三月十五日左の質問書を社會局へ提出した。

一　勞働代表並に顧問選出の有資格團體を單一平等に團體員數

の制限のみを以て一千名以上と決定しその内容（地方的、産業的その他實質的諸條件）を無視せる理由如何

二　政府の所謂勞働團體を定義するに當り單にその構成要素實質の如何を問はず形式的に決定したる理由如何

三　選擧方法發表後四十五日間團體屆を有效期間となし以て其間不純なる動機、機會を有する勞働團體の急造、濫造、變造の機會を與へ之に多年に亘りて社會的に認められたる既設勞働團體と同一權利を附與せる理由如何

四　顧問は代表の推薦に俟つて任命すべきを妥當と認むるも之を代表同樣勞働團體の公選としたる理由如何

五　第三回國際勞働總會には小作人も賃銀勞働者と同一に看做すと認定せられたるに拘らず今回代表選定に當つて日本農民組合を除外したる理由如何

六　勞働代表は目的を完成する爲めに相當の時日を要するものなるに決定後その餘日なきは如何

（B）海軍勞働聯盟は三月二十五日次の如き質問書を提出した。

質問書

一　各勞働團體により推薦せる候補者中より最高點を以て代表三名、顧問六名を採り勞働會議の議題を參酌して政府之を任命するとあるもその銓衡は如何なる標準如何なる機關を經らるゝや

二　勞働團體員數の算定は各地方長官に於て算定するも、從來の例に見るに疑はしき點多し、依てこの選定方法及び機關を公表し且つ貴局に於て採點する場合は勞働團體代表者を立會はしむる必要を認めざるや

三　勞働代表の選定につき政府當局と日本勞働總同盟との間に既に諒解あることは事實なる如し果して然らば吾人の推薦する勞働代表にて最高點を得るとするも政府の任命覺束なしと信ず、依てこの間の消息につき誠意ある說明を聽きたし

四　日本農民組合は推薦資格ありとし本月十八日所轄大阪府に對し代表一名、顧問二名の推薦手續を完了せり、吾人之に對する河原田第一部長の談として世上傳へらるゝ所のものは吾人勞働團體として適從に迷はしむ、果して現在の農民組合は勞働團體と認むべきものなりや正確の回答を望む

次に、日本農民組合は四月六日次の聲明書を發し政府に抗議すると共に同組合の態度を中外に示した。

聲明書

吾等は國際勞働總會そのものに對し、多くの期待を有する者ではない。乍併我國刻下の農民運動の實狀に鑑み、猶ほ、是れを利用し得る餘地あることを信ずる。此の見地に立つて、吾等は、本年度全國大會に於て、勞働代表選出に參加すべき事を決議し、更に該決議を實行する爲め三月廿八日、杉山組合長自ら大阪府廳に出頭し、代表候補として、日本勞働總同盟會長、日本農民組合關東同盟會長鈴木文治君、顧問として官業總勞働同盟川村保太郎君、日本海員組合米窪滿亮君を推薦する旨の正式手續をなした。

然るに、今回の勞働代表選出に際し、政府は豫め、農民組合は

之れを除外する意向なるを聞知したので、急遽、中央委員會を開き、その對策を審議した結果同廿四日、行政、寺島、前川、須永の各中央委員は、組合を代表し、直接政府當局を訪問して其の眞意を質した。政府は右中央委員に對し、今回の國際勞働總會の協議事項が、農業問題に關係なきを以て、代表選出の權利なしと明言した。かく代表選出に資格を認むるに當り、議題に關係あるや否やを條件とするが如き政府の態度は、明かに國際勞働總會の規約を無視し、今回の代表選出に關し、政府自から聲明せる趣旨を裏切るものであつて、吾等の斷じて承服し能はざる所である。

政府が、斯る矛盾を敢てし、兒戯に類する理窟を並べて、吾等を瞞着せんとする底意は蓋し、政府本來の主張たる小作人を目して企業家なりとする彼等獨特の色盲的謬見に基因する。

我國の小作人は、形式上、企業家なる如き態樣を具ふるも實質に於て、厘毛も企業利潤を收得し得ざるは勿論、作の豐凶を問はず、何れの年何れの所に於ても、其の實收入を勞働賃銀に換算すれば、普通の工場勞働者の賃銀に比し、頗る低廉なる事は苟も、農業に從事する者の等しく承認する所である。

此の問題は、既に大正十年、第三回國際勞働總會に於て「農業勞働者の結社及組合權利に關する條約案」が附議された際、勞働代表松本圭一氏の提案に依り、我國の小作人を農業勞働者と見做す事に、大多數を以て可決されたものであつて、何等異論を生ずべき事柄ではない。

今回の勞働代表選出に當り、政府は一方俄か造りのぬえ的勞働組合を認め、其の鼻息を窺ふに汲々たるの醜態を敢てしながら創立三年、苦鬪の歷史を有し、其の組織と規模に於て、他の代表的勞働團體に比して毫末も遜色なき我が農民組合を、何等正當の理由なくして、代表選出權の圏外に放逐した。吾等は、かゝる軟弱にして偏頗なる政府の擧措に對し斷乎として抗爭せざるを得ないと共に、今後凡ゆる手段を盡し、誓つて所信の貫徹に邁進することを茲に聲明する。

7　國際勞働局へ對する抗議

國際勞働會議に對し從來我國勞働者の採つた態度は二つである、即ち一は會議そのものを勞資協調的一機關として全然之を排斥し否認するの一派と、他は理想實現の手段として利用するに如ずとなすの一派とである。而して前者中の若干の團體と後者とは、政府の代表選出の方法が不備なりとして殆ど會議毎に勞働局に對し、我政府の態度を改めしむべく抗議書を提出して來た。然るに、政府は本年漸く、不當なりし從來の選出方法を幾分改めた結果――尤も日本農民組合等の除外のために又も抗議書を提出したるが如きことはあつたが――多數の勞働團體の好評を博することを得た。而して從來否認派を以て任じて來た日本勞働總同盟の如き有力なる團體も、有は終に無に優るに想到し利用派に傾くに至つたのである。加之、自由聯合派たる機械聯合會、正進會、信友會、芝浦勞働組合の如き否認團體の硬派中、機械聯合會に屬する純

勞働者組合、日本勞技會、關東車輛工組合、陸軍現業員組合、電氣技友會の五組合も利用派に傾き、且つ又電友會と本芝勞働組合とは尙否認的態度を持してはゐたが、之亦組合員中に利用派を生じ兩派對峙したと謂はれてゐる。此の如く利用派の續出することによつて抗議書を提出するものも從前に比し極めて尠くはなつたが、併し以上の組合中最硬派を以て目されてゐる信友會、正進會及芝浦勞働組合は從來の態度を改めず國際勞働會議否認の決議をなし、之を國際勞働局へ提出したのであるが會議報告書中には記載されてゐない樣である。

之と趣を異にするが、抗議書を提出したるものに日本農民組合がある。抗議書の趣旨は前項に於て縷述したるを以て茲には之を略す。

第三　總會の經過

第六回國際勞働總會へ參加せる數は加盟國五十七ヶ國の中三十九ヶ國である。代表者の數は百二十四名、其顧問の數は百六十三名、之に隨員其他を合すれば四百名を數へた。三十九ヶ國中二十九ヶ國よりは政府、雇主、勞働者の各代表を具備したる所謂完全代表を送つた。之を昨年第五回總會に比すれば參加國に於て三ヶ國を減じ、代表者に於て二名を增加してゐる。尙ほ北米合衆國が依然として參加せざることは注目さるべきである。參加各國名を擧ぐれば次の如くである。

南アフリカ、アルバニア、ドイツ、アルゼンチン、オーストラリア、オートリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリー、支那、キューバ、デンマーク、スペイン、エストニア、フイシランド、フランス、イギリス、ガテマラ、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリー、日本、ラトヴイア、リスアニア、ノルウエー、パナマ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ユーゴースラビア、シヤム、スエーデン、スキス、チツコスロヴアキア、ウルガイ。

勞働局理事會議長フオンテーヌ氏の開會の辭の後、國際聯盟理事會議長ペネシユ氏が國際聯盟を代表して祝辭を述べ、次で議長選擧に入り英政府代表ボンドフイルド女史の推薦並勞働代表團議長メルテンス（白國）の贊成演說により、スエーデン政府代表ブランディング氏が滿場一致を以て議長に選ばれた。次に副議長は各派選擧の結果、政府側ベタンクール氏（キューバ）、使用者側ピノー氏（佛）、勞働者側メルテンス氏（白）が當選した。更に資格審査委員會、銓衡委員會及總會議題に對する六委員會を設置し、各種委員會がその委託された問題の調査を終るまでの間國際勞働局長は一九二二年十月より一九二三年十二月までの國際勞働機關の活動の狀況を述べこの報告に關する討議の爲めに費された。而して報告書の主要なる諸點は、次の如くである。

第一部　（一）機關の諸問題——機關の加盟國、總會の構成、理事會、局の內部組織、國際聯盟との關係、（二）前報告以後

に於ける國際法制發展の概況――條約案、勸告、總會の決議に基く諸國内法の發展（三）局の調査事業――調査及出版物（四）雇傭主團體、勞働者團體其の他社會問題諸團體と局との關係

第二部　平和條約第四〇八條並關係條文に基いて、諸國より供給されたる報告書の拔粹である。各國がその批准したる勞働條約の規定實施について取りたる措置に關する局長の報告書は、此度始めて提出せられたもので、之れ國際勞働總會の採擇したる諸條約案の國内的又は國際的實果を示すものである。この他局長は失業に關する報告書を別刷として提出した。これは一九二一年及一九二二年の總會に於て局長の委託された仕事の報告である。

次にこの報告に關する討議の主なるものは、八時間勞働制の問題、賠償金支拂に關聯したるドイツの勞働時間延長の問題、諸政府のワシントン時間制條約を批准せんとする希望の表明等にして、諸國政府は頗る重要な聲明をなした、ドイツ政府の代表は目下の所、八時間以上勞働するの止むなきを感ずるけれども、これは一時的の例外手段であると述べた。佛、白、英及ポーランドの諸政府代表は、何れも時間制條約を批准するための實行方法を見出し度いとの希望を示した。特に佛國勞働大臣ヂユスタン●ゴタール氏は、佛國新政府の態度を述べ、八時間法の維持、國際勞働條約の批准に關する同政府の政綱聲明書を繰返して注意を喚起した。

本會議の決定事項を擧ぐれば次の如くである。

今回會議に於て始めて二讀會制度を採用した、即ち總會の決議事項に就て假採擇を爲し、その本採擇を次回會議に繰延ばすのである。但しこの制度を永久的に採用すべきや否やは明年の會議で決せらるゝ筈である。

（一）勞働者の餘暇時間の利用に關する施設を發達せしむる事に關する勸告。（七九票對一六票本採擇）

（二）災害に對する勞働者補償に就て、内外國勞働者に均等待遇を與ふる事に關する條約案及び勸告。（八五票對一票假採擇）

（三）タンク槽使用の硝子製造作業に於ける二十四時間の週休制に關する條約案。（六八票對二票假採擇）

（四）パン製造場に於ける夜業禁止に關する條約案。（七三票對一五票假採擇）

右の他（イ）炭疽病豫防の爲めの馬毛、角、蹄、骨等の消毒に關する條約案及勸告を將來の總會の議題とする事に關する決議は、八五票對五票にて可決せられ（ロ）失業に關する國際勞働者の調査を擴張し、特に信用制度の作用、物價の不安定、爲替相場の變動等就職の安定に影響ある事項に及ぼす事に關する決議は、滿場一致可決せられた。

次に決定事項に關する措置として議題（一）は所定の多數

投票を以て終局的に決定せられたるを以て、平和條約第四〇五條の規定に從つて加盟諸國に送附し、各國政府はこの勸告に就て立法其他の措置を取るに付て權限を有する國内の機關へ一九二五年七月五日までに、この勸告を附議すべきことゝなるのである。議題(一)(三)(四)の假採擇に付ては本年八月五日までに加盟諸國へ送附せられ、各國は次の總會に於て此等條約案及勸告案の終局的採擇に當つて考慮すべき修正を提議する場合には、此等の諸提議は更に國際勞働局より次回總會前に各國へ傳達せらるゝ事となる。

最後に勞働總會に依て採擇せられ、又は勞働局理事會へ附託せられた諸決議は、來る十月九日會合の勞働局理事會に附議せらるゝ筈である。(理事會の項參照)。

次に會議中日本勞働代表鈴木氏より次の如き決議案を提出した。(該決議案は假議事錄第一號にて發表された)

決議案

本總會は、國際勞働機關締盟國にして、未だ法律上事實上勞働者の團結權を公認せざるもの現存せるに鑑みそれらの國をして勞働組合運動を阻止する諸法制を撤廢し、且正式に勞働者の團結權を公認せしむべき勸告案を一九二五年の總會の議題となすべき目的を以てそれに要する一切の調査及び其他の適當なる手續を取るべきことを勞働理事會に對し要求す。

この決議案には長文の理由書が附してある。その概要を述ぶれば『結社自由の原則の承認はベルサイユ條約第十三篇の前文に示せる如く、極めて重要な物であり且勞働法制の根本的部分を成すものであると信ずる。』然るに『日本の勞働者は從來も繰返して國際會議に訴ふる處があつたが、今尙この緊急な問題の解決を渴望してゐる。何故ならば此問題の解決なくしては、日本の勞働者は勞働法制に關する將來の國際的協定によつて利益する處が少なく、從て國際勞働會議の成就した果實を享有することから妨げらるゝのであるから』と述べ、下級警官の掌中に勞働者集會言論の自由は握られ、その無理解の爲めに被る壓迫を縷述し「龜戸事件」等に及ぶ處があつた。

之に對し政府代表は釋明と共に該決議案に對する反對の意嚮を表明した。茲に於て該決議案は、選擇委員に於て審査せらるゝ事となつたが、種々の理由より原案は一日撤回せられ、修正案は改めて勞働代表の名に於て提出せられた修正案の全文は次の如くである。

決議案

諸政府と諸國に於ける雇傭主及勞働者の最も代表的な團體との努力を結合せんとするこの國際勞働機關の仕事の適當な運行の上より見て、結社自由の原則を尊重することは極めて重要なことであり、この機關存立の目的である、國際的社會立法の發展はこの結社權の自由なる承認なくしては充分に實現され得ない。

然るに國際勞働機關の加盟國である或る國々の内部に於て、或はこの權利の發動を不可能ならしむるが如き行政的又は立法的の手段によつて、或は又勞働者がその產業的又は一般的の福利を擁護せんが爲めに團結することを禁止するが如き專斷な暴力的手段によつて、この結社權の行使は制限を蒙つてゐる。

以上の如き諸理由に鑑みて國際勞働總會は、平和條約の勞働篇に列擧せられて居る諸原則中に勞働者の團結權は明に確認せられて居るのであるといふ事實を喚起し、國際勞働局の理事會に向つて、これ迄爲し來た團結自由に關する調査を繼續し且その調査の範圍を擴張して、この原則の諸國に於ける實際の適用をも取扱ふべきことを指命し、且團結自由の原則を充分に尊重せしむる爲めの方策を講ずる目的を以て、この問題を第七回勞働總會の議題とすることを勸告する。

この修正案は選擇委員會に於て審議せられた結果更に幾分の修正を受けた、即ち第三項も削除したる上、第四の『結社自由に關する調査』を『……文書的調査』に、又末項を『この調査終了の上……この問題を將來の議議とすることの適否を考慮することを要求す』と修正された。

かくして勞働總會は七月五日を以て閉會した。

第四　總會の結果

總會採擇の條約案、勸告案、決議案は次の如くである。

○勞働者の餘暇時間利用に關する勸告

國際勞働機關の勞働總會がワシトンに開かれた第一回會議に於て、一日八時間一週四十八時間の題目に就いて一の條約を採擇したる主要なる目的の一つは、勞働者の爲めに睡眠に必要な時間以外に「其の欲する所を爲す」ことの出來る時間、卽ち言ひ換へれば適當なる「餘暇時間」を保障せんとするにあつた。

かゝる餘暇時間の間、勞働者等は各個の嗜好に應じて其肉體上智能上及道德上の能力を自由に發達せしむる機會を持つのであるが、此の種の能力の發達は文明の進步の見地よりすれば甚だ價値あるものである。

この餘暇の適當なる利用は勞働者が是迄よりも一層變化のある種々の歡興を追求する上に便宜を與へ、且つ其平常の仕事によつて課せられた緊張を緩和することによつて、勞働者の生產能率を高め其の仕事の出來高を增加し、從つて一日八時間の制度から最高の能率を取得せしむる助けともなり得るのである。

諸國に行はるゝ風俗や地方的の事情に充分重きを置くとしても、尙且現在に於て餘暇時間を最もよく利用する上に一般的に最もよく適合すると認めらるゝ原則や方法を現定することは有益であらうし、且つこの方面に於て他の國々に於て爲されて居る事柄を、すべての國の便宜の爲めに公にすることも亦意味あることであらう。又この點に關する知識は國際勞働機關の加盟國である諸國が、時間制條約を批准せむと考慮しつゝある時に當つては其價値が特に著大である。

以上の如き種々の理由に鑑みて總會はこゝに機關の各加盟國に對して下に揭ぐる諸原則を考慮するやう勸告する。

一、餘暇時間の保存

立法手段、團體契約、又は其他の方法によつて勞働時間に種々の制限を設くる場合に於て、加盟諸國が賃銀稼得者の爲めにも又社會のためにも、かゝる手段の結果として望み得べきあらゆる福利を獲得せむと希ふならば、加盟國は勞働者が上記の如く彼等の爲めに保障せられた餘暇時間を、充分に享樂することの出來るやうな方法を取らればならぬといふことは異議なきところである。

また一方に於て勞働者は彼等の爲めに保障せられた餘暇時間の價値を充分に悟り、如何なる事情の下に於てもこの時間を餘暇時間として保ち且用ゆるために全力を盡すといふこと、又地方に於ては雇傭主等は勞働者等が餘暇時間の間に給與を受くる追加的な仕事をする必要のないほど、充分勞働者の要求に適用する如き賃銀の制度を建てるやうに常に力めると云ふことは重要なことである。

それ故總會は法定の勞働時間を超えて勞働者が同一又は異なる雇傭主の爲めに、その業務に於て給與を受くる仕事を繼續することを法律上禁止することは實施困難でもあるし、また時々は勞働者が其閑暇時間を利用する權利を蹂躙するが如くに見ゆることもあるであらうといふことを認めるけれども、尚且或國々に於て此の方面に於て採られて居る方策に注意を惹くことが有益であらうと考へる。

總會は法定の勞働時間に對する交換として、勞働者に常規的な生活程度を保障するやうな團體契約、又雇傭主と勞働者との隨意的な協定によつて、勞働者が給與を受くる追加的の仕事をすることを防止する爲めに取るべき手段を決定するが如き團體契約の締結を政府が奬勵し促進することを勸告する。

而して勞働者をして上記の如く、彼等の爲めに保障せられた餘暇時間を最もよく利用し得しむる爲めに、一切の便宜を與ふべきことが何人も異議なき處であるから總會は下の如く勸告する。

(イ)各加盟國は、産業の種類の異なるにより生ずる必要や地方的風俗、並各種勞働者の能力及習慣の異れることを考慮しつゝ、尚且能ふ限り餘暇時間を繼續的ならしむるやう一日の勞働時間を按配する方法を考慮すること。

(ロ)よく考案せられた運輸制度によつて、又運賃や時間制について特別の便宜を與ふることによつて、勞働者等をして彼等の家庭より其の仕事場に旅行する爲めに費す時間を最少限度迄に低減し得せしめ、且雇傭主や勞働者の諸團體はかゝる制度を案出する爲めの最良の方法について、公共の運輸當局又は私の運輸事業者から廣く協議を受くべきこと。

二　餘暇時間と社會衛生

勞働者の餘暇時間の利用は、社會の總べての階級の健康と福祉を增進する一般的な諸方策と離るべからざるものであるから、總會は福祉施設に關する種々の大問題の一つに就て詳細なる研究をなさんと試みはしないけれども、加盟諸國に對し、下の諸事項を勸告する。

(イ)公衆浴場、水浴貯水池、其他の施設によつて個人衛生を奬勵

すること

(ロ)アルコールの害惡を除去する爲め、又結核病、花柳病並賭博を排除する爲めの立法的又は私的手段

三　住宅政策

勞働者の家庭生活の和樂ある發展に資する一切の事物を奬勵することは、勞働者の利益でもあり且社會全體の利益である。又勞働者を上記の如き危害から保護する爲めの最も有效な手段は適當な家庭を彼等の手に入れる事を可能ならしむることである。

それ故

總會は田園都市に於て、又は健康上また安易上適當な、狀況の下にある郊外の町村に於て、賃借料の低廉な健康的な住宅の數を――若し必要の場合には國家と關係地方の當局者との協力によつて――增加することを勸告する。

四　餘暇時間利用の爲めの諸施設

總會は勞働者に其の個人的趣味に從つて其(施設)の活動を無料にて利用する機會を與へ得るやうな施設――これら施設の發達は各國又は各地方の風俗習慣に基づくものである――の內に就て優劣の差別を認めようと企てはしないけれども、尙且よく正しき要求に應ぜない施設を設立することによつて生ずるかも知れない不適切な活動を避くることの必要について加盟諸國の注意を喚起する、總會はこれらの施設を發達せしむる上に於て勞働者――これら勞働者の使用に供することが、これら諸施設本來の目的である――の希望や趣味や特別な要求を考慮することの大切なことを特に力說せんと欲する。

これと共に個人と家庭の充分な且調和した發展を助け、同時に社會一般的な進步に貢獻するやうな諸施設の內で、總會は下の如き諸目的を有する諸計畫を勸告することが正しいと考へる。

(イ)　休養の利福と、假令如何程些少であるとしても幾分か家計の足しして居るといふ感じとを結合するやうな勞働者の家內經濟と家庭生活との改良（勞働者菜園、空地の配分、家禽飼育等）

(ロ)　近世產業に於て行はれて居る高度に專門化した狀態で働いて居る靑年勞働者として、自發心と抗心とを奬勵するやうな風に、彼等の精力を自由に發動せしむる競技や遊戲によつて勞働者の肉體上の健康と力とを增進せしむること。

(ハ)　勞働者の最も切なる要求の一に應じ、且產業を以て立つ社會の進步を致す爲めの最良の方法である技術的、家庭的及び一般的の敎育の擴張（圖書館、圖書室、公園、演習、講習會等）總會はそれ故加盟諸國が勞働者の道德上、智能上及身體上の開發に干與して居る諸團體に奬勵金を下附して、上記各種の活動を助成するに至らむことを勸告する。

五　諸施設無料使用と其地方的協力

(一)過去多年の間大產業諸國の勞働者等は常に工場又は作業場の外に於て、完全な自由と獨立との內に生息し得るに至るの道を求めて居つた。而して彼等は其の私事に對して加ふる如何なる外部の干涉をも特に憤り嫌うて居る。

この感情は國內的にでも又國際的にでも餘暇時間の問題を取扱

はむとする企に對して、彼等勞働者の自由を抑制するかも知れぬとの恐れから常に反對を惹き起すほど强烈である。

總會は勞働者の餘暇の賢明なる利用を奬勵する諸施設の設立を見るに至つた動機に對して尊敬を拂ふけれども、同時に直接又は間接にある特定の施設を利用することを勞働者に强制するやうな傾向を持つた制度や計畫によつて勞働者の個人の自由を傷つくることなきやう保護することの必要に就て、加盟諸國がこれら諸施設の計畫者の注意を喚起することを勸誘したく思ふ。

以上の諸理由に鑑み、且又、成績よき施設は勞働者が自ら計畫し發展せしめた諸施設であるといふ事實に臨みて、總會は多くの場合に於て、或ひは勞働者空地割當てや運動競技や或ひは又教育上の施設について、公共の當局者や雇傭主等が財政上其他の援助を與へるのであるから、從つて是等の諸施設の經營に參加することを正當に要求し得るものであることを承認するけれども、これら諸施設の本來目的とする使用者たる人々の自由を侵害することを避ける爲めに、あらゆる考慮を用ゆることを勸告する。

(二)總會は餘暇利用施設の組織的な構成を考究しはしないけれども、これら施設を援助せむが爲めになされた成功した努力の數々の事例に勵まされて、休養の手段を供する各種の施設　活動の間の統一と協調とを來たさんが爲めに、更に公共當局者の代表者や雇傭主勞働者並に協同團體の代表者より成る地方的委員會の構成を促進することの可能性を考慮するやうに加盟諸國に勸告する。

(三)總會は又勞働者の餘暇時間の適當なる利用の必要に就て、輿論を動す目的を以て各國に於て活動的な且有效な宣傳を實行することを加盟諸國に勸告する。

附帶決議

總會は國際勞働局が餘暇時間利用に關する新しき情報を蒐集する爲めに諸國政府と接觸を保ち、且加盟諸國によつて通告せられ又は他の方面より取得したる情報に基づいて、勞働者の餘暇時間の適當なる利用を目的とする方策の實施について、各國の採りたる措置並其の得たる結果に關する規則正しき研究を公刊することを要求する。

○災害に對する勞働者補償に關して內外國勞働者に均等待遇を與ふる事に關する條約案

第一條

この條約を批准したる國際勞働局の各加盟國は、この條約を批准したる他國の國民であつて、自國の領土內に起つた產業上の災害に依つて肉體的障害を蒙つた勞働者に對して、又はかゝる勞働者の代表者に對して、勞働者補償に付其の自國々民に與ふると同樣の待遇を與ふることを承引する。

この均等の對遇は外國勞働者及び其の代表者に對して居住につきての何等の條件を附することなくして補償せらるべきである。この原則を實施するが爲めに一加盟國が其領土外に於て爲す支拂については、關係加盟諸國との間に其の取るべき手段について特別の協定を設くべきである。

第二條

他の加盟國の領土にある企業の爲めに、一加盟國の領土内に於て一時的又は間歇的に傭使せられてゐる勞働者に就て起つた產業上の災害に對する補償は、前者の加盟國の法令によつて支配せらるゝものなることを定むる爲めに、關係加盟諸國間に特別の協定を設くることが出來る。

第三條

この條約案を批准する加盟諸國にして、まだ災害に對する勞働者補償の制度（保險によると他の施設によるとを問はず）を有せないものは、批准の日より三年の期間内にかゝる制度を設くることに同意する。

第四條

この條約を批准する加盟諸國は、更にこの條約の適用並各自國の勞働者補償に關する法令の實施を容易にする目的を以て、相互に援助を與ふること、並勞働者補償に關する法令の實施を容易にする目的を以て相互に援助を與ふること並勞働者補償に關する現行法令に加へたる變更について國際勞働局――この局は他の關係加盟諸國に之を通達する――に通告することを承引する。

○同上に關する勸告

第一

災害に對する勞働者、補償に關し、内外國人に均等待遇を與ふることに關する條約案の適用を容易ならしむる爲めに總會は次の事項を勸告する。

（イ）一加盟國の法令の下に、補償を受くべきものが他の加盟國の領土内に居住する場合に於てはかゝる補償の支拂を容易ならしめ且前記法令に規定せられたる其支拂に關する諸條件の遵守せらるゝことを確保する爲めに必要なる手段を講ずること。

（ロ）補償を受くる權利の發生したる一加盟國の領土外に居住する者の受くべき補償の不拂、支拂停止、減額に對して爭を生じたる場合に於て關係國の出席を要せずしてこの國内に於て權限ある司法裁判所に於て訴訟手續を行ふに付便宜を與ふること。

（ハ）勞働者補償に關する一切の目的の爲めに一加盟國の法令によつて與へられた租稅の免除、公文書の無料交附、其他の特權に關する特典は同一條件の下に於てこの條約を批准したる他の加盟國の國民にも及ぼすこと。

第二

總會は災害に對する勞働者補償に付何等の制度（保險にもせよ其他の制度にもせよ）も現存せざる國に於ては、其の政府はかゝる制度を設置するに至る迄の間、外國勞働者に對して彼等が其の自國の勞働者補償に關する法制により便益を受くるに付便宜を與ふることを勸告す。

○タンク竈を使用する硝子製造業に於ける二十四時間の週休に關する條約案

第一條

下の諸條に規定したる諸條件と諸例外とを認めて、タンク竈を使用する硝子製造作業に於ては一週に付繼續せる二十四時間の間

作業を休止すべきものとする。

第二條

作業は原則として其國又は地方の法制風俗、習慣によつて定められたる日曜日又はそれ以外の日に於て之を休止すべきものとする。

第三條

下の作業に對しては各加盟國は上記諸條の規定に對する例外を認むることを得る。

(一) 技術上、經濟上の理由により繼續的に行ふことを必要とする作業。

(二) 作業日に於て企業を常規的に遂行する爲めに從業員の不在中に行はればならぬ準備的補足的又は修繕の作業。

第四條

各加盟國の權限ある機關は、雇傭主及び勞働者の責任ある團體――かゝる團體の存在する場合に於て――と協議の上、第三條に掲げたる各種の仕事の表を作成してこれを國際勞働局に通告すべきものとする。

此の表には各種の作業のいちいちを其表中に包含せしめたる理由についての説明を添附すべきものとす。

第五條

硝子工業に於ける技術後作業過程、又は作業の組織に於て後に生じたる變更によつて第四條に掲げたる表を改訂するの必要を生じたる場合に於ては、關係加盟國はヴエルサイユ條約第四〇八條並其他の諸平和條約中の當該條項に從つて提出すべき年次報告に於て國際勞働局にこの表に加へたる變更を通告し、且かゝる變更をなしたる理由を陳述すべきものとする。

第六條

一般の休息時間中特に例外として認められたる作業に傭使せらるゝ勞働者は、工業的企業に關する一九二一年の條約の規定に合致して、少くとも繼續二十四時間の週休を個人的又は番組的に與へらるべきものとする。

第七條

災害の現存しまたは其發生の恐れある場合、器械又は作業場に緊急の工事を加ふべき場合又は不可抗力の場合に於ては、企業の常規的運行に重大なる妨害の及ぶことを避くることに必要なる限度に於て、第一條第二條の規定につき一時的の例外が許さるゝ。

上記の一時的例外を採用したる一切の場合に於ては雇傭主は之を權限ある官憲に通告すべきものとする。

○パン製造場に於ける夜業に關する條約案

第一條

下に規定する例外を認めて、パン菓子其他麥粉製食用菓の夜間に於ける製造は禁止せらるゝ。

この禁止はかゝる製品の製造に從事する勞働者と營業者とを含む一切の人々の作業に適用せらる但しこの禁止は自家の消費の爲めの同一家族に屬する人々の作業には適用せられない。

この條約はビスケットの大規模製造に適用せられない。

第二條

この條約に於て用ふる夜間なる語は少なくとも繼續七時間を意味する、この期間の始め及び終りは各國の權限ある官憲が、關係雇傭主及勞働者の團體と協議の上にて決定するものとし、且この期間内には午後十一時より午前五時に至る期間を包含すべきものとする。若し氣候又は季節の都合により必要ある場合には、午後十時より午前四時に至る期間を以て午後十一時より午前五時迄の期間に替ゆることを得る。

第三條

各國の權限ある官憲は關係雇傭主及勞働者の團體と協議の上、下の諸點を決定する爲め規則を設くる事が出來る。

(イ) 常規の勞働期間を超過して行はるゝことを必要とする限度に於ての準備的、又は補足的作業を遂行する爲めに必要なる永久的の諸例外。

但し嚴に必要なる數を超えての勞働者並十八歳未滿の少年が斯る作業に傭使せられない事を條件とする。

(ロ) 熱帶諸國に於けるパン製造工場に特種なる事情より生ずる種々の必要に應ぜんが爲めに必要とする永久的の諸例外。

(ハ) 週休制度を按配する爲めに必要とする永久的の諸例外。

(ニ) 事業が異常に繁忙なる仕事又は國家的要求を處理し得る爲めに必要とする一時的の諸例外

第四條

災害の現存し又は其發生の危險ある場合、又は作業設備に緊急の工事を加ふべき場合、又は不可抗力の場合に於ては作業の常規的に著しき障害を來たすことを避くるに必要なる限度に於てのみ第一條の規定に例外を設くることを得る。

第五條

この條約を批准する各加盟國は第一條に規定したる禁止の現實に實施せらるゝことを確保する爲め、適當なる手段を取るべく、且國際勞働總會が第五回會議（一九二三年）に於て採擇したる勸告に合致して、雇傭主勞働者並其のそれ〴〵の團體がかゝる手段に協力することを得しめるべきである。

第六條

この條約の諸規定は一九二七年一月一日に至る迄其効力を發生せざるものとする。

○失業問題ニ關スル決議

總會ハ失業問題調査ニ關スル一九二一年、一九二二年ノ決議ニ從ヒ且ツ之ヲ確認スル爲ニ局長報告書附錄失業問題報告書其他本問題ニ關シ國際勞働事務局長ト國際聯盟書記局トノ間ニ交換セラレタル文書ニ鑑ミ。

(一) 理事會が近キ將來ニ於テ國際勞働統計會議ヲ召集スベキ決議ヲナシタルコトヲ承認ス。同會議ハ其議題中ニ失業統計ヲ檢討セル問題ヲ加フベキ其ノ目的ハ該統計ヲ國際的比較ノ見地ヨリ見テ改良セントスルニアリ。

(二) 失業問題ニ關スル資料ヲ國際的ニ蒐集整理シタル國際勞働事務局從來ノ事業ヲ承認シ之ヲ將來ニ繼續セシムベク可能ナル

トキハ之ガ範圍ヲ擴張セシムベク決議ス。

(三) 一九二一年一九二二年ノ決議ヲ實行スルタメ國際聯盟ノ經濟財政部トノ間ニ生ジタル協力ニ關シ。

(a) 國際聯盟經濟委員會ニ依リテ任命サレタル經濟危機小委員會ニ對シ、國際勞働事務局ガ「經濟バロメイター」ニ關スル覺書ヲ提出シタルコトニ付キ賛意ヲ表シ該バロメイターヲ廣ク使用シ理解スルニ至ランコトヲ希望ス。

(b) 生産及消費力ノ規則的及同時的擴張ヲ阻害シ就職ノ安定ニ影響スル要素例ヘバ信用制度ノ作用、物價ノ一般的不安定、及爲替相場ノ混亂等ノ調査ヲ國際聯盟及國際勞働事務局ヨリ成ル混合委員會ニ提出セシムベク國際勞働事務局長ニ依賴ス。

(四) 左ノ意見ヲ表明ス。

(a) 各國政府ガ自國ニ於ケル失業問題ニ關シ其ノ救濟策ノ性質ヲ精確ニ示セル報告書ヲ準備スル時ハ國際勞働事務局經濟財政部ノ研究ハ事實上援助セラルベシ。

(b) 前號報告書ノ蒐集ハ各國ニ於ケル利害關係者ヲ代表スル權威アル委員會ニ委任セラルヽヲ有益トス。

○炭疽病ニ對スル決議

第一　左記事項ヲ將來總會ノ議題トナスコト。

(一) 强制消毒ニ關スル條約案。

(a) 刷毛及アポロステイリングニ使用スル馬毛ノ强制消毒ヲナス、但豚毛ハ消毒ヲ要セズ。

(b) 角及蹄ハ總ノ工業的操作前ニ强制消毒ヲナス。

(二) 適當ナル法規定ニ關スル勸告案。

(a) 骨ニ關スル法規制定。

(b) 工業的操作前ニ於ケル角及蹄ノ取扱ニ關スル法規制定。

第二　特ニ感染ノ危險アル各種ノ傳染病ニ對シ運輸勞働者保護ヲ目的トスル適當ナル法規ノ研究ヲ國際勞働事務局ニ要求ス。

印度政府代表ケルショウ氏決議案

炭疽病委員會ハ羊毛及纖維工業ニ使用スル獸毛ノ消毒ニ關スルロンドン炭疽病諮問委員會ノ勸告ヲ討究シタル結果國際勞働會議ニヨリテ採用セラルベキ何等ノ行動ヲモ勸告セズ。

斯クノ如キ事情ニヨリ本委員會ト本問題ニ關シ、國際的協約ニ到達スル可能性全ク無キモノト思考ス。

然レ共本委員會ハ幾多ノ工業國ニ於テ現行法規ヲ審議シ、且ツ工業及運輸勞働者ニ可及的保護ヲ與フル爲メ必要アル場合ニハ之ヲ修正スルコトヲ希望スル旨表明ス。

第五章　各國に於ける條約の批准及實施概況

國際勞働總會第一回ワシントン會議（一九一九年）以來の會議に於て採擇せられたる條約案の數は一七、勸告の數は二〇である。（本年鑑大正十一年以降、該項參照）

大正十三年十一月末現在に於ける前記條約案（勸告を省く

に就いて各國の執りたる措置を數字を以て示せば次の如くである。

(1) 批准

(イ) 條約案批准が國際聯盟事務總長によつて登錄せられたる數　一三八

(ロ) ワシントン總會以降に於て燐寸製造に黃燐使用を禁止するベルヌ條約への加盟を通告したる國の數　一二

(ハ) 條約案批准が權限ある機關の承認を得たるも未だ國際聯盟事務總長へ通告せられざるものゝ數　一八

(ニ) 條約案の批准につき政府が權限ある機關へ附議せらるも、未だ其承認を得ざるものゝ數　一二九

(ホ) 條約の實施に關し條件若しくは始期を附したるものゝ數　三

(2) 實施

(イ) 勞働總會に於て條約案を採擇したる後、其事項につき法令が制定され、若しくは他の措置がとられたるものゝ數　二七

(ロ) 實施に關し未だ報告の時期至らざるものゝ數　七九

(ハ) 條約案を實施するための措置（條約案の規定に符合する法令）以外の他の措置にして、條約の一部又は其趣旨の實施となり、又は條約實施の準備となる如き法律案が議會を通過したるものゝ數　五〇

(ニ) 右の如き法律案にして議會の審議中に屬し、若しくは政府の立案中に屬するものゝ數　七九

備考

(イ) ワシントン總會以前に於て既に燐寸製造に黃燐使用を禁止するベルヌ條約へ加盟したる國の數　一二

(ロ) 勞働總會に於て條約案を採擇する以前、其內容たる事實につき既に法令が存し、若しくは他の措置がとられたるものゝ數　二二

(3) 大正十三年度になせる各國の批准一覽表

第一回	時間制	失業	婦人夜業（工業）	年少者夜業	最低年齢
オーストリア	（一九二四・六・一三）	同上	同上	同上	—
ベルギー	—	—	（一九二四・七・一三）	同上	同上
ポーランド	—	（一九二四・六・二）	—	同上	同上
第二回	最低年齢（海員）	失業	職業紹介		
ポーランド	（一九二四・六・二）	同上	同上		

デンマルク	(一九二四・五・二)	—	同上	—	—	—	—	—
スペイン	(一九二四・六・一〇)	同上	—	—	—	—	—	—
日本	(一九二四・八・六)	—	—	—	—	—	—	—
第三回	最低年齢(農業)	組合權	災害補償	白鉛	工業週休	石炭夫火夫最低年齢	體格檢査	
イタリー	(一九二四・九・八)	同上	—	—	同上	同上	同上	
ラトヴィア	—	(一九二四・九・九)	—	同上	同上	同上	同上	
デンマルク	—	—	—	—	—	—	—	
アイルランド	—	(一九二四・六・一七)	同上	—	—	(一九二四・五・二)	—	
ポーランド	(一九二四・六・二)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
オーストリア	(一九二四・六・一三)	同上	—	同上	同上	—	—	
日本	(一九二三・一二・二八)	—	—	—	—	—	(一九二四・八・六)	

(4) 日本に於ける批准及實施の狀況(大正十三年十二月末現在)

(一)批准登錄せる條約案

(イ)失業　第一回　大正十一年十一月二十三日條約第六號

(ロ)兒童最低年齡(海上)　第二回　大正十三年八月六日條約第七號

(ハ)海員職業紹介　同　回　大正十一年十一月二十三日條約第七號

(ニ)兒童最低年齡(農業)　第三回　大正十二年十二月十九日條約第四號

(ホ)少年體格檢査(海上)　同　大正十三年八月六日條約第七號

(二)國際勞働條約案實施の爲制定公布したる法律案及命令

(法律及命令の名)	(總會回次關係條約案)	(法律及命令公布年月日)
(批准登錄年月日)		
大正十一年十一月二十三日		
大正十三年六月七日		
大正十一年十一月廿三日		
大正十二年十月十九日		
大正十三年六月七日		

職業紹介法　大正十年四月九日、法律第五十五號
職業紹介法施行期日の件　大正十年六月、勅令第二百九十一號
職業紹介法の一部施行期日の件　大正十二年三月勅令第百六號
職業紹介法施行令　大正十年六月廿九日勅令第二百九十二號
同改正　大正十二年三月、勅令第百八號
職業紹介法施行規則　大正十年六月廿九日內務省令第十六號
同改正　大正十二年三月、同　第九號
工業勞働者最低年齡法　大正十二年三月廿九日、法律第三十四號
船員の最低年齡及健康證明書に關する法律　大正十二年三月三十日、同　第三十五號
同施行の件　大正十二年十二月十五日、勅令第四百八十二號
船員職業紹介法　大正十一年四月十一日、法律第三十八號
同法施行期日の件　大正十一年十一月、勅令第四十九號
船員職業紹介法施行規則　大正十一年十一月十八日、遞信省令第六十五號
船員職業紹介法取扱心得　大正十一年十一月、公達第千二百八十一號

（三）其他未批准勞働條約案の一部實施の爲制定公布せられたる法律

（法律名）　（法律公布年月日）

工場法改正法　大正十二年三月二十九日、法律第三十三號

健康法保險法　大正十一年四月二十二日、法律第七十號

第一回（第一回、時間制）
同　産前産後
同　女子夜業
同　少年夜業
第二回（第二回（ロ）、第三回（ホ））
同
第一回
同
第二回
同
同
同
第一回、産前産後

(四)勞働總會の採擇せる勸告中日本に於て其趣旨に合致する措置を採りたるもの

(勸告案)	(總會回次)	(措置)
(イ)外國人勞働者の相互的待遇に關する勸告	第一回	日本にては區別なき故措置不要
(ロ)鉛中毒に對する婦人及兒童の保護に關する勸告	同上	工業法中に規定濟
(ハ)燐寸製造に於ける黃燐使用禁止に關する一九〇六年の「ベルヌ」國際條約への加盟に關する勸告	同上	黃燐々寸製造禁止法(大正十四年四月法律第六十一號)
(ニ)農業に於ける失業豫防に關する勸告	第三回	大部分現に實行しつゝあり
(ホ)農業技術教育の發達に關する勸告	同上	趣旨實施

(國際勞働局東京支局調)

附編

政治・財政・經濟・人口一班

第一章　政治一班……六一三
第一　内閣の更迭……六一三
第二　第四十九回臨時帝國議會……六一四
第三　第五十回帝國議會……六一五
第四　行政整理問題……六一五
第五　政務次官設置……六一五
第六　農商務分離問題……六一六
第七　貴族院改革問題……六一六
第八　普選問題……六一七
第九　軍事教育問題……六一八
第十　外交問題……六一九
第二章　財政一班……六一九
第一　財政狀態……六一九
第二　財政及經濟政策に關する諸問題……六二一
第三章　經濟一班……六二三
第一　外國貿易……六二三
第二　企業……六二四
第三　金融……六二五
第四章　人口一班……六二七
第一　人口靜態……六二七
第二　人口動態……六二八

第一章　政治一斑

此處には政治問題の全斑を記述しようするものではない。社會問題勞働問題と關係ある事項のみに就いてその大略を述べようとするに過ぎない。

第一　内閣の更迭

清浦内閣の成立――山本内閣の辭職後、松方西園寺兩元老の意見一致により、大命は清浦樞密院議長に降下した。而して兩元老の清浦子推薦理由には「政黨内閣は理論上不可なきも今日の實際は黨弊を助長するに過ぎぬ。政友、憲政何れに政權が歸するも徒らに政爭を滋くし庶政の革新は出來ぬ。殊に憲政會内閣になると議會の解散は免れぬが、今日の場合は解散は避けねばならぬ。少くも總選擧の公平、政局の安定を期するには超然内閣の外ない」といふにあると傳へられてゐる。貴族院の研究會は一月四日幹部會を開き清浦子援助を聲明した。

斯くして一月六日清浦子は正式に大命を拜受し同七日左の如く親任式が擧行せられた。

内閣總理大臣	子爵　清浦奎吾
外務大臣	男爵　松井慶四郎
内務大臣	水野錬太郎
大蔵大臣	勝田主計
陸軍大臣	宇垣一成
海軍大臣	村上格一
司法大臣	鈴木喜三郎
農商務大臣	子爵　前田利定
文部大臣	江木千之
遞信大臣	藤村義朗
鐵道大臣	小松謙次郎

護憲運動と議會解散――清浦内閣の出現は一般の豫想を裏切つたもので、殊に研究會が組閣に對する態度の不遜なる行動は忽ち世論を喚起し、特權階級内閣打破の聲は全國に瀰漫するに至り、全國各新聞は聯盟し、又憲政會、政友會、革新倶樂部は三派聯合して「憲政の本義に則り政黨内閣制の確立を期す」といふ憲政擁護の旗を飜へすに至つた。但し、政友會にあつては、從來黨内に改革非改革兩派の確執があつたが今又特權内閣出現を期として改革派は清浦内閣を擁護せんとし非改革派は護憲運動に赴かんとするに至つた。茲に於て一月十六日改革派の中橋、床次、元田、山本の四總務は連袂脱會して新に新政倶樂部、後改め政友本黨を組織することになつた。一方非改革派の高橋總裁は政友會に踏み止り自ら榮爵を辭し衆議院に議席を得て、飽くまで護憲運動に投ぜんとする意志を表明したので、終に政友會は分裂の餘儀なきに至つ

た。

上述の如く護憲三派聯盟の可なり切迫した情勢の下に一月二十二日休會開けの第四十八本會議は開かれたが、二十九日までは休會となり、三十一日休會開けの日、首相は施政方針を述べる機會なくして議場へ暴漢闖入事件があつて、休憩中其儘衆議院解散の詔勅は降下したのである。

第十五回總選擧の結果と清浦内閣瓦解――護憲三派は與黨なる政友本黨と對抗して雌雄を決したが、所謂特權階級打破の旗を高く揭げることに依つて、近代思潮に投じたの觀があつたが、我國に於ける從來の總選擧の例を破つて、與黨慘敗の結果となつた。即ち憲政會一五一名政友會一〇〇名革新倶樂部三〇名合計二八一名の絶對多數を算するに反し、與黨たる政友本黨は僅かに一一六名で、假令中立の五九名中幾人かを拉し來るも尙ほ第一黨たるには至らなかつた。尙ほ實業同志會は八議席を贏ち得たに過ぎない。茲に於て清浦内閣は組閣以來の一使命であつた攝政宮殿下御結婚御饗宴終了後六月七日骸骨を乞ふに至つた。

護憲内閣の出現――清浦内閣の辭職により大命は加藤高明子に降下したので、茲に所謂三派協調の護憲内閣が成立することとなり、六月十一日内閣組織の大命を拜受し閣員は左の如く決定した。

内閣總理大臣	子爵	加藤高明
外務大臣	男爵	幣原喜重郎
内務大臣		岩槻禮次郎
大藏大臣		濱口雄幸
海軍大臣		財部彪
司法大臣		横田千之助
文部大臣		岡田良平
農商務大臣		高橋是清
遞信大臣		犬養毅
鐵道大臣		仙石貢
陸軍大臣		宇垣一成（留任）

第二　第四十九回臨時帝國議會

第四十九回臨時帝國議會は大正十三年六月二十五日召集され、追加豫算の協賛を經震災復舊及帝都復興の經費を成立せしめ、復興債券法、奢侈品輸入關稅法、小作爭議調停法、及借地借家臨時處理法等の法案が成立するに至り、七月十八日を以て終了、翌十九日閉會式が擧げられた。以下臨時議會に於ける關係諸問題の案を擧ぐれば、

借地借家臨時處理法案――政府提案――可決
小作調停法案――政府提案――可決
農村振興に關する建議案――（東案）――可決
同　上――（床次案）――委員附託
農村副業奬勵に關する建議案――（隅田案）――可決

社會政策に關する建議案――（山本芳治案）――委員附託

第三　第五十回帝國議會

第五十回帝國議會は大正十三年十一月二十五日召集せられ二十六日開院式が擧行された。本議會では護憲三派がかねて天下に聲明してゐる普選案、貴族院改革等の劃期的重大案件が提出されたのであるが、之は明年度の記述に讓る。

第四　行政整理問題

行政整理の問題は殆ど歴代内閣の提唱し來た處であるが、加藤内閣に於ても亦その政綱中重要なものの一であつた。而してその整理大綱を列擧すれば、

一　行政組織の改廢局課の廢合、行政系統の整理は通計七十三項に亘つてゐる。

二　局課の廢合に伴ひ行政各部の定員に對し相當減員を行ふ。

三　定員の減少は行政各部に對して行ふけれども左の三種事項に付いては原則として手控へた。

イ　教育機關、　ロ　社會政策の施設施行、　ハ　重要産業の科學的研究支出。

四　陸軍師團の減少（常設師團四個を減少）その他旅團官衙學校等にも整理を加ふ。

五　治水、港灣、鐵道に關しては政府は地方の不便を來さざる程度に於て繰延を行ふ。

六　之を要するに今回の整理に於て行政各部は勿論陸海軍に亘り相當整理を行つたのである。が尚ほ別に現に審議中のものもあり、又後日の懸案として殘したのもある。而して現に講究中に屬するものは次の如くである。

イ　預金部制度の改正
ロ　郡役所の廢止
ハ　陸海軍大臣任用資格の撤廢を考慮す
ニ　官業整理
ホ　任用令改正
ヘ　特別會計の改廢
ト　營繕の統一
チ　法規就中許可權認可權の事項の改廢
リ　其他

以上の外、鐵道及び各植民地に亘り整理を進行しつゝあつて、此の方面でも制度及び財政に關する整理を見る豫定である、而してこの整理金額は少くも合計四、五千萬圓以上の豫定であるから、一般、特別兩會計を通じて二億圓以上の額に達する見込であることを聲明してゐる。尚ほ整理による多くの失業者に關しては中間階級の項參照。

第五　政務次官設置

政府は政務官及び事務官の區別を明確にする目的を以て新

に政務次官を設置する計畫を立て、之に對する豫算額四萬六千圓を計上したが、政友本黨側は之に反對を唱へたるも少數否決され、遂にこの豫算案は貴衆兩院を通過した。

同問題に關する官制改正についての、第一回樞密院精査委員會は、八月一日樞府に於て開會、政府側の説明後（一）政務次官設置理由（二）政務と事務との區別（三）勅任參事官を參與官と改稱したる理由（四）警視總監、警保局長其他の任用に關する政府の所見（五）政府が議會で説明した人材登用の內容如何等の諸點に付き質問あり、之に對し加藤首相答辯の任に當り、同六日同案は懸念された樞府本會議を通過するに至つた。

第六　農商務分離問題

農務省並に商工省の獨立問題については、六月十三日閣議において適當の時機まで決定を留保することとなつた、その理由は政府が前內閣より引繼ぎを受けたる兩省獨立案なるものは、現在の農商務省の局課をその儘農務、商工の兩者に分離するに過ぎないものであつて、最善の案とは認め難いといふにある。兩者の獨立をはかる以上は、他省の所管にある關係局課の移管等についても、十分の考慮をなすべきものなることを認め、之が實現までには尙ほ愼重審議に相當の時日を要するので臨時議會に提案することは到底不可能とされ、臨時議會終了まで審議を留保することになつた。併し本問題は現內閣に於ても主義として贊成する處であるから臨時議會終了後相當の成案を作製し次回の通常議會には提案したいといふ方針に付いて各閣僚の意見は一致を見るに至つた。

第七　貴族院改革問題

護憲三派の聲明の一である貴院改革問題は、既に加藤首相が臨時議會の劈頭に於て、その施政方針中に「貴族院制度改革問題に對し善處する」旨を表明した處である。而して貴革問題に關し、首相の發議に基き全閣僚意見一致し、內閣に貴族院制度調査委員會を新設し、制度改正の原案を審議立案することに決定し、十月十日左の委員及補助委員の任命を見た。

委員	內務大臣	岩槻禮次郎
同	司法大臣	横田千之助
同	內閣書記官長	江木翼
同	法制局長官	塚本清治
補助委員	內閣書記官	館哲二
同	法制局參事官	金森德次郎
同	都市計畫局長	堀切善次郎
同	司法省參事官	三宅正太郎

次に、十二月十五日首相官邸に於て補助委員會開催され、

具體案作成の準備基本となるべき調査綱領として次の項目が擧げられた。

一　貴族院改革の目標を如何にすべきか

此點については、外國に於ける議院改革の經過並にその目的資料、國内に於ける議院改革に關する諸種の意見、國民の輿論、新聞其他に發表せられてゐる論調、貴衆兩院議員中個人として發表せる改革意見學術的の論據等の重要なるものを資料として議院改革の眼目となし、之を調査す。

一　貴族院の權限に關する事項（院令並に議院法に亘るものを含む）

イ　豫算審議の期間を如何にすべきか

ロ　華族の特權を如何にすべきか

ハ　議員の資格審査を如何にすべきか

ニ　貴族院令第十三條を法律とするか又は削除するかの問題

三　貴族院の組織に關する事項

イ　皇族議員に關する事項

ロ　公侯爵の世襲を如何にすべきか

ハ　公侯爵の世襲を廢することとせば其定員を如何にすべきか

ニ　伯子男爵の互選の數並に其の方法を如何にすべきか

ホ　勅選議員に關する事項

ヘ　勅選任命に關する件

ト　勅選議員に任期又は定年制を設くるの件

四　公選議員に關する事項

イ　多額納税議員の存廢に關する件

ロ　公選議員の數並に選擧方法任期等に關する件

右調査綱領に基いて各種の意見を取纒め調査委員會に附議し、政府の最後の具體案を作成することとなつた。

第八　普選問題

過去六年間政界の懸案となつてゐた普選案は加藤内閣の出現と共にその三大政綱の一に掲げられ、政府は與黨三派の提案を斟酌して具體案を作成し、十二月八日法制局の審議を了へた。同案は同九日の閣議に附議決定され同十三日樞密院の諮詢に附したので、愈々第五十議會に提案される運びとなつた。

普通選擧法案全文を擧げることは、之を略するも該法案は十三章百四十九條及び附則より成る、右法案の内容と現行選擧法との相違する主なる點の二三を擧げて置く。

第一　選擧區制

選擧區を改正して一選擧區の定員を三名乃至五名とする中選擧區制を採り選擧區數を百二十二區、議員數を四百六十六名とす。

第二　選擧權及被選擧權

一　選擧權及び被選擧權に關し納税要件及び住所要件を撤去し被

選擧權に關する年齡を低下して滿二十五年以上とす

一　華族の戶主、官公私立學校の學生生徒に選擧權及被選擧を與ふ

一　神官神職僧侶諸宗敎師小學校敎員及政府に對し請負を爲す者に被選擧權を與ふ

一　選擧事務に關係ある官吏及吏員といへども辭職すれば直ちに被選擧權を有す

一　一般官吏（在職の宮內官、司法官、會計檢査官、收稅官吏、警察官吏を除く）は被選擧權を有し從て在職のまゝ議員候補者たり得るも當選の上議員たらんとせば官職を辭するを要す

一　政務官は議員を兼ねるを得

選擧資格調査の日（町村は九月十五日、市は十月一日）まで引續き六ケ月以上その市町村に住所を有する者のみを選擧人名簿に登載する結果、右住所の條件を缺く者は當然失格する。

第九　軍事敎育問題

軍制改革に伴ひ在營年限短縮が唱へられるや、陸軍省は數年來機會ある毎に軍事豫備敎育を主張して來たが、陸軍側の主唱通り進捗しなかつた、例せば加藤（友）內閣當時既に陸軍、內務、文部、農商務の四案を中心として、具體的に相當協議が進んでゐた事實もあつたが、現內閣に至り又々之が擡頭し來つた。之に對して勞働團體、一部の知識階級及び政治家の間には非常な反對があつた（社會主義運動の項參照）が世間では在營年限短縮を條件として、學校及び學校以外に於ける軍事敎育を容認せるが如くであつた。而して學校以外即ち青年團等に向つて之を施すことは、現在の青年團の狀況を以てしては、實際上頗る困難なるを以て陸軍省では、差當り學校に於て之を施すこととし岡田文相と協議したる結果

一　大正十四年度より中等學校に於て之を實施すること

一　專門學校以上は之を任意とすること

一　之に要する經費中現役將校の俸給等は陸軍省、其他は文部省に於て負擔すること

一　軍事豫備敎育を受けたるものに對しては、在營年限を短縮すること

といふ事に決定し、現役將校に對する學校長の監督權、敎練擔當時數、在營年限短縮等の程度細目に付いては兩省協議會に於て決定されることとなつた、

在營年限の短縮期に付いて文部省側の意嚮としては、從來の一年志願兵は之を六ケ月に、一年現役兵（師範卒業者）は之を六週間に短縮すべきことを主張した。一方陸軍側では軍事敎育實施の成績を見た上で之を決定したき意嚮にして、兩省間の主張には可なり距離があるやうに窺はれる。文部省では一年志願兵に付いては兎に角一年現役兵に付いては小學敎員の不足國庫補助金問題等、之に關聯する幾多の問題があるので、その短縮を强硬に主張してゐるやうである。以上の諸點

は軍事教育實施に伴ふ難點と目されてゐる。

第十　外交問題

外交問題として直接勞働問題に關係を有するものは餘りなかつたが、下の二事を擧げ得る。

アメリカの排日――一九〇〇年桑港排日派市民大會が排日決議をなして以來、殆ど毎年排日は有力なる政治問題とされて來たのであるが、本年四月アメリカ議會は排日を目的とする歸化不能外人移民禁止條項を含む移民法案を通過せしめて七月一日より之が實施されるに至つた。

日露交渉――川上俊彦氏對ヨッフェ氏の交渉決裂後芳澤駐支公使は、二月二十四日北京でカラハン氏を訪ひ茲に第四回交渉の端が開かれた。五月十五日愈々川上、ヨッフェ案を大體の基礎として豫備交渉を開始する運びに至つた。其間加藤内閣の成立せしため根本方針の建て直し、芳澤公使の招致、サガレンの視察等幾多の準備を整へ、新提案を作製協議したが、利權及び撤兵問題が暗礁となつて幾度か險惡、休會、請訓、回訓、再開が繰返へされたが互譲妥協を見出さずして明年へ持ち越すことゝなつた。

第二章　財政一斑

第一　財政狀態

大正十三年度豫算として加藤内閣が第四十九議會に提出したる追加豫算は組閣後日淺かりし爲め、前内閣の編成したる豫算を踏襲し、之に多大の變更を加へ得なかつたのである。其の總額は一般會計に於ける歳入歳出各二億六千五百七十三萬一千圓にして、其中追加豫算第一號は帝都復興事業の經費第二號は各省の震災復舊費、第三號は震災に直接關係なき普通經費である。今其の内容を示せば次の如くである。

歳入（單位千圓）

經常部	五七、四三四	臨時部	二〇八、二九七
租稅	五〇、四八八	公債金	一五七、一九五
印紙收入	三〇	剩餘金	五〇、五六九
官業及有財産收入	六、七三八	其他	五三二
雜收入	一六六		

歳出（單位千圓）

經常部	七三、二八一	臨時部	一九二、四四九

歳出を各省別に示せば

外務	八六九	内務	九〇、七七一
大藏	四二、五三四	陸軍	一三、二二六
海軍	七、七九一	司法	三、八三六

文部	三、一六七	農商務	二、九一三
遞信	七三、六〇三	計	二六五、七三一

次に追加歳入歳出豫算を示せば

追加豫算第一號（復興事業費）

大正十三年度復興事業追加豫算として計上する金額は歳入歳出各四千四十萬四千圓で其の追加を要する事項金額は左の如くである。

歳入臨時部　（單位千圓）

公債金の增加（復興公債及繰替借入金）　三七、七四四

前年度剩餘金繰入の增加　二、六五九

歳出臨時部　（單位千圓）

（內務省所管）

一　復興局　二、六五九

二　復興事業費貸付金　二、二〇五

三　復興事業費補助　二五、三三五

四　復興事業利子補給　一、二〇三

追加豫算第二號（各省復舊事業費）

大正十三年度各省復舊事業費追加豫算として計上する處の金額は歳入歳出各一億二千二百三十五萬六千圓にして其追加を要する事項金額は左の如くである。

歳入臨時部　（單位千圓）

公債金の增加　二九、四五一

前年度剩餘金繰入の增加　二、九〇五

歳出臨時部　（單位千圓）

（內務省所管）

震災復舊諸費　四、四一九

震災復舊費補助　七、六〇〇

（大藏省所管）

震災復舊諸費　四、五〇五

（陸軍省所管）

震災復舊費　八、五〇〇

（海軍省所管）

震災復舊費　三、一八六

（司法省所管）

震災復舊諸費　二、四六六

（文部省所管）

震災復舊諸費　九、九一九

（農商務所管）

震災復舊及新營費　四、四六七

震災地產業其他復舊及復興助成費　二、八九一

（遞信省所管）

震災復舊及新營費　三九、一五〇

震災貸付金　二六、〇一九

震災借入金利子補助　一、五六六

靖國神社同上寄付金　一〇〇

同復興用鋼材製造設備費　四六〇

同上貸付金　七、一〇五

追加豫算第三號（復興復舊以外の各省經費）

本年度復興復舊以外の各省經費の追加豫算として計上する所の金額は歳入歳出各一億二百九十七萬圓である。

第二、財政及經濟政策に關する諸問題

財政及經濟政策に關する諸問題中、社會問題に關係あるものを選び之を列擧すれば次の如くである。

帝國經濟會議　帝都復興に關係して帝國の經濟復興を期する爲め各方面の知識を集めて調査研究し、復興方針を確立するの必要ありとし、且つ大規模の調査機關を設置し、從來の各種調査機關を廢止して、この機關に統一すべしとは、勝田藏相の抱負であつたが、四月二日に至り勅令第七十號を以て帝國經濟會議官制が公布されるに至つた。同會議は內閣總理大臣の監督に屬し、關係各大臣の諮詢に應じて帝國經濟の振興に關する重要の事項を調査審議するので、議長は內閣總理大臣、副議長は大藏大臣及農商務大臣を以つて之に充て、議員は內閣總理大臣の奏請に依り、學識經驗ある者の中より內閣に於て之を命じ、外に內閣書記官長、法制局長官及び內閣總理大臣の指命する關係各省次官、關係各廳高等官は議員たる地位を有する。而して會議に金融、農業、工業、社會、拓殖、交通の六部を置き議員を之に分屬せしむる。議員の部屬數金融部十八名、貿易部十九名、農業部十八名、工業部二十一名、社會部十九名、拓殖部十五名合計百十名である。

第一回總會は同十一日開かれ、諮問事項として提示されたるものは、帝國經濟の振興上金融に關し施設すべき各種の方策、對外貿易特に輸出貿易の振興に關する方策、小作制度改善に關する方策、農村振興に關する方策、基本工業保護奬勵に關する方策、中小工業改善に關する方策、機械工業振興に關する方策、移植民の保護奬勵の方策、對外經濟機關の整備改善の方策、運輸交通の組織連絡を完全にし物資の配給を迅速圓滿ならしむる方策、電氣事業の發達統一並に電氣普及に關する方策、如何といふ各項である、

各部はそれ〴〵此等の諮問案に付いて、部會を開いて審議した、卽ち五月二十九日金融部答申案を、六月十一日農業部答申案を、六月三十日社會部では住宅供給緩和策答申案を決定し、又同日拓殖部では移民植民保護奬勵答申案を可決した。併し大々的抱負を有したる帝國經濟會議も內閣の更迭と共に、大した成果も擧げずして、十一月二十五日廢止されるに至つた。

奢侈品國稅法案　七月七日政府案として奢侈品の輸入稅引上に關する法律案が衆議院に提出された。蓋し、國民の奢侈を抑制し、奢侈品使用廢止に依つて生ずる餘裕を蓄積して資

本の生産化に努めしめ、以て輸入の防壓經濟の復興事業の發展に資せんとする企圖に外ならぬ。

七月十一日に開かれたる委員會に於て本黨側の反對原案否決說ありたるにも拘らず、多數を以て可決し、更に衆議院本會議をも可決通過した。

本法案は貴族院には頗る不評判であつたが、遂に七月十七日の特別委員會は滿場一致原案を可決し、同日貴族院本會議も多少の反對意見はあつたが大多數を以て可決確定し、同法案は七月三十日を以て公布さるるに至つた。

行政財政整理案　與黨三派は兼てより行政財政整理に關し屢々委員會を開いて審議を重ねてゐたが、政友會、革新倶樂部は八月二十八日に、憲政會は三十日に各々自黨現方針を決定するに至つた。その概要は次の如くである。

政友會案（整理捻出額二億圓）――（一）陸軍は六師團を減じ在營年限を一年四ヶ月に短縮し、同時に一般社會に軍事的豫備訓練を圖る（二）海軍は緊縮の方針を以て既定計畫を整理す（三）航空設備の統一を圖る（四）陸海軍作業所を民間に移す方針を採る（五）遞信、鐵道兩省を廢し、交通省を新設す（六）農商務省を廢し、農林省及商工省を新設す（七）拓殖務省を新設し拓殖局を廢す（八）購買局、營業局を新設す（九）大藏省預金部の制度を改正し預金運用の方法を改革すること（十）郡役所を廢止す（十一）海外電信（有、無線）を民業とす（十二）製鐵所千住製絨所、陸海軍火藥所、同各工廠、農商務省製材及木炭所、海軍省各炭鑛及煉炭所を民業に移す方針を以て整理す（十三）地方官の權限を擴張す（十四）中央官廳の集合建築を爲す（十五）文官任用令を改正し特別任用の範圍を廣くす。

憲政會案（整理捻出額二億九千萬圓）――（一）七個師團を減じ、在營年限を一年六箇月に短縮す（二）科學力の應用により國民總動員に必要なる戰時所要の兵力を維持す（三）海軍補助艦の建造繰延べを行ふ（四）法令を改正し委任事務の範圍を廣くし事務を簡捷にす（五）陸海軍大臣の任用資格撤廢（六）文官任用令を改正して、人材登用の道を開く、（七）農商務省は之を農林、商工の二省とす（八）關東廳樺太廳及び南洋廳の縮小（九）郡役所を廢し、町村の合併を行ふ（十）官業を整理し、其一部を官民合同又は民業に移す（十一）歲入の見積りを確實にし、自然增收の名による苛斂誅求の弊を矯む（十二）一般會計特別會計を通じ、人件費物件費に於て經常臨時を合し三割を最低限度として約二億圓を節約す（十三）事業費の打切り繰延べに依り年度割節約は同じく三割を最低限度として約九千萬圓を節約す（十四）根本的稅制整理を斷行すること（十五）預金部を改正し其の運用に於ては委員會を設置す（十六）止むを得ざるものの外特別會計を全廢する方針を採る。

革新倶樂部案（整理捻出額三億圓）――（一）師團を半減し在營年限を一ヶ年とす（二）軍事參議員並に教育總監部の廢止（三）陸海軍大臣の資格撤廢（四）海軍補助艦建造の繰延（五）各省を接近區劃内に接近せしむ（六）官業を整理しなるべく民業に移すこと（七）拓殖務省の設置（八）司法省の廢止（九）府縣の廢合知事の公選（十）郡役所の廢止（十一）預金部制度の改正（十二）朝鮮の行政組織を改め民政長官とし自治の發達を期すること（十三）臺灣に特別の自治制を布くこと（十四）關東廳樺太廳南洋廳の縮小（十五）委任行政の範圍の擴張（十六）官吏並に雇員の人員縮小（十七）官吏並に雇の俸給減額（十八）議員の歳費減額（十九）繼續事業の繰延又は打切

右三派案を基礎として共通案を作成し、閣議において月餘の審議を重ねた結果、十月十四日最後の確定を見ることとなり、十四年度行財整案として議會に提出さるゝことゝなつた。

第三章　經濟一斑

物價に就ては、既に第一部中に叙ぶる所があつたから、此處では一切之を略し、以下大正十三年度の經濟狀態を現す二三の事項について其概要を記述しよう。

第一　外國貿易

本年の我外國貿易は、輸出十八億七百三萬餘圓輸入二十四億五千三百四十萬圓であつて、昨年に比し輸出に於て三億五千九百二十八萬餘圓を輸入に於て四億七千百十七萬餘圓を增し、從つて入超は六億四千六百三十六萬餘圓に達し、之を昨年の入超に比すれば、一億一千百八十八萬餘圓の入超增加を示してゐる。

月別　之を月別に見るに、上半期は何れも入超の勢を示し其の入超額は實に六億六千四百萬圓に達したが、下半期に於ては八、九、十の三月が出超を示したために、一千七百萬圓の出超となつた。輸出に於ては五月迄と十月乃至十二月とは大體に於て毎月增加し、六月乃至九月は增減常なき常態であつた。又輸入に於いても大體に於いて略々同樣の狀態が窺はれる。

商品別　主要商品に就て見るに、昨年に比して輸出額の增加したるものは生絲、綿織物、絹織物、綿織絲其他二十種の商品であつて、其の增加額は生絲の一億千七百萬圓を最高とし、減少したものは製茶其他の八種に過ぎない。輸入商品に於て減少したるものは僅かに石油、油糟、其他の二種に過ぎないで他は何れも增加し、その增加額の最たるものは、棉花の九千萬圓、鐵の七千八萬圓、米及び籾、並に木材の四千萬圓である。

國別　更に主要國別に依りて概觀すれば次の如くである。
（單位千圓）

	輸出	輸入
亞細亞	七五七、〇六一	九九八、五八三
歐羅巴	一七五、三六八	五八一、三二一
亞米利加	七六四、一九九	七三三、七九〇
南米	一八、〇五六	八、五六六
其他諸洲	九二、〇四一	一四九、七三七

輸出に於て最高を占むるものは昨年と同樣に亞米利加であつて、亞細亞は次位にある。而して昨年度の輸出國と比較して著く增加を示せるものは、亞細亞では英領印度、歐羅巴に於ては佛蘭西、亞米利加に於ては北米合衆國、南米に於ては アルゼンチンを最高とし、其他では之に次ぐの增加を示してゐる。

次に輸入について見れば、亞細亞を最高とし、亞米利加、歐羅巴、其他諸洲及び南米の順序であつて、大體昨年度のそれと同樣である。而して昨年に比し、南米の百四十九萬一千圓減を除いては、何れも增額を示してゐる。特に英領印度の八千二百八萬一千圓增英吉利の七千五百六十一萬七千圓增、北米合衆國の一億五千九百一萬七千圓增等の著しいものがあつた。

第二　企業

日本銀行調査に係る銀行會社計畫資本調に依れば、大正十三年中の該資本額は十億三百七十八萬圓であつて、之を前年度に比すれば四億七千八百四十五萬圓の減少である。更に之を大正九年度の五十一億一千萬圓に比すれば實に四十一億八百萬圓餘の大減少である、而して此の減少の割合は漸次減じて來てゐることは事實であるが、尙ほ、大正十一年度對同十二年度の減少額九百四十五萬圓に比すれば、今年度の四億七千八百四十五萬圓減は激減と言はざるを得まい。

月別　之を月別に見れば、上半期は前年に比し何れも減少を示してゐるが、下半期に至つては、唯僅かに九、十の兩月に增加を示したのみで、他は何れも減少の趨勢にあつた。卽ち表示すれば次の如くである。（單位千圓）

	大正十二年	大正十三年
一月	一三七、四九五	六七、五六六
二月	一三〇、九七〇	一二四、二五〇
三月	二四四、八五九	一〇三、四五六
四月	一二三、七二〇	八〇、九七九
五月	八六、二二〇	六一、七〇六
六月	一三六、一四五	二六、五六〇
七月	一八三、一九七	一〇三、四三五
八月	一五五、五六八	九二、二七〇

九月	一八、八〇〇	八一、一三〇
十月	二八、一〇〇	一一八、一八五
十一月	九四、一八〇	四八、二四五
十二月	一五二、九九九	四五、四〇五
計	一、四八二、二四四	一、〇〇三、七八九

事業別に就いて見るに、製造工業の二億七千二百九十萬圓を首位として、之に次いで、商業其他の二億三千四十四萬圓、電氣業の二億一千九百八十九萬圓、運輸業の一億九千三百七十八萬圓の順序であり、保險業の五十萬圓を最低として水産業の百萬圓、倉庫業の百二十七萬圓の順位である。而して之を昨年度に比すれば、鑛業に於ける十五萬圓の增加を除く他かは何れも減額を示してゐるのである。

第三　金融

正貨現在高　大正十年以來累年漸減の傾向を示し來れる正貨現在高は大正十三年末に於ては、總額十五億百八萬四千八百三圓となり昨年末現在に比し、一億五千百七十二萬五千二百九十三圓の減少を示してゐる。所有者別に就いて見るに、政府に於て一億九千五萬二千九百圓を日本銀行に於て五千七十七萬二千三百九十三圓を夫々減じてゐる。それは主として在外正貨の一億千八百八十二萬九千九百十六圓の減少に基因したものである。

銀行預金及貸出　大正十三年上半期の預金額は五億二百五十二萬圓であり、下半期のそれは五億一千三百四十萬圓を示してゐる。之を前年度に於ける預金と比すれば、上半期に於て二百三十九萬圓の減少となり、下半期に於て千四百五十一萬圓の增加となつてゐるから、結局預金に於ては、千二百十二萬圓の增加を示すに至つた。

次に貸出額は五億八千六百二十萬圓であつて、更に之を兩半期に就て見れば、上半期は五億七千百七十二萬圓であつて下半期は五億六千七百九十七萬圓である。而して昨年度のそれに比すれば、上半期に於て五千二百四十一萬圓の增加を示し、下半期に於て一千六百三萬圓の增加を示してゐるのである。

日銀兌換券と貸出高　日銀の貸出高は異常な膨脹を來したのであるが、今年は、昨年に比して一億二千九百圓の低減を示してゐる。又兌換券の發行額に於ても昨年十七億三百萬といふ未曾有の巨額に對し今年は四千百萬圓の低減を示してゐるのである。數字を以て之を示せば次の如くである。（單位千圓）

	（大正十二年）	（大正十三年）
發行高	一、七〇三、五六九	一、六六二、三三五
正貨準備高	一、〇五七、四七一	一、〇五九、〇二四
貸出高	八五三、一九〇	七三四、二六五

金利　市中金利も亦昨年と略々同樣の高率を示してゐる。今、日銀調査に依る大正十三年に於ける東京大阪市中金利月別比較を別比較を擧ぐれば次の如くである。（單位錢）

東京、大阪市中金利月別比較

	東京 割引歩合 最高	東京 割引歩合 最低	東京 コールマネー 最高	東京 コールマネー 最低	大阪 割引歩合 最高	大阪 割引歩合 最低	大阪 コールマネー 最高	大阪 コールマネー 最低
一月	二・八	二・三	二・六五	一・三	二・五	二・二	二・六	一・〇
二月	二・八	二・三	二・六五	一・九	二・五	二・二	二・四	一・一
三月	一・八	二・三	二・四五	一・七	二・五	二・〇	二・五	一・六
四月	二・八五	二・三	二・五	一・九	二・五	二・一	二・四	一・三
五月	二・五	二・三	二・四	一・四	二・五	二・二	二・三	一・一
六月	二・八	二・三	二・一	一・一	二・五	二・〇	二・三	〇・九
七月	二・八	二・一	二・二	一・三	二・五	一・八	二・五	一・〇
八月	二・七	二・一	二・三	一・六	二・五	一・八五	二・五	一・五
九月	二・七	二・一	二・二	一・三	二・五	一・八	二・五	一・七
十月	二・七	二・一	二・〇	一・四	二・五	一・八	二・四	一・一
十一月	二・七	二・一	二・一	一・四	二・五	一・八五	二・四	一・一
十二月	二・七五	二・二	二・六五	一・六五	二・五	一・八五	二・五	一・三

手形交換高及不渡手形　大正十三年中の手形交換枚數三千九十八萬枚、其金額七億九千九百五十一萬圓であつて、一枚平均二千三百八十一圓となる、之を前年に比すれば枚數に於て、二百四十九萬枚、金額に於て四十八億五千九百萬を增加してゐるが、一枚平均額は、三十二圓の減少を示してゐる、

不渡手形は前年に比し、枚數に於て千四百四十七枚を、金額に於て百四十萬圓を減少してゐる。一月乃至十月は其金額を減少し、十一月及十二月に至つて、著しく增加を示してゐる。

第四章　人口一斑

第一　人口靜態

先づ大正九年十月一日の第一回國勢調査の結果を掲ぐれば、內地現在の確定人口は五千九百九十六萬三千五十三人である。又第一回國勢調査と同時に調査したる臺灣の人口は三百六十五萬五千三百八人樺太は十萬五千八百九十九人朝鮮は千七百二十六萬四千百十九人であつて、帝國人口の總數は七千六百九十八萬八千三百七十九人である。而して同一時期に於ける關東州は六十八萬七千三百十六人、靑島は二十四萬三千七百八十三人、南洋群島は五萬二千二百二十二人、其の他の外國に在留する本邦人五十四萬三千六百十八人である。

今尙ほ各府縣別人口及其の密度を確定人口の大なるものより順次に表示すれば左の如くである。

府縣別	確定人口（大正九年十月一日）	密度（一方里に付）
全國	五五、九三三、〇五三	二、三五
東京	三、六九九、四二八	二六、六三
大阪	二、五八七、八四七	二三、四〇九
北海道	二、三五九、一八三	三八四
兵庫	二、三〇一、七九九	四、二一三
福岡	二、一八八、二四九	六、八五七
愛知	二、〇八九、七六二	六、三七六
新潟	一、七七六、四七四	二、一七六
長野	一、五六二、七二二	一、七七八
靜岡	一、五五〇、三八七	三、〇七一
廣島	一、五四一、九〇五	二、八一五
鹿兒島	一、四一五、五八二	二、四一三
福島	一、三六二、七五〇	一、五三二
茨城	一、三五〇、四〇〇	三、四一四
千葉	一、三三六、一五五	四、〇五八
神奈川	一、三二三、三九〇	八、五一一
埼玉	一、三一九、五一三	五、一五一
京都	一、二八七、一四七	四、三五五
熊本	一、二三三、二三三	二、五五九
岡山	一、二一七、六九八	二、六七六
長崎	一、一三六、一八二	四、二五七
岐阜	一、〇七〇、四〇七	一、五七八
三重	一、〇六九、二七〇	二、八九二
群馬	一、〇五二、六一〇	二、五七一
愛媛	一、〇四六、七二〇	二、八三三
栃木	一、〇四六、四七九	二、五〇三

山口	一、〇四一、〇一三	二、六三八
山形	九六八、九二五	一、六〇二
宮城	九六一、七六八	二、〇三六
秋田	八九八、五三七	一、一八五
大分	八六〇、二八二	二、一三一
岩手	八四五、五四〇	八五六
青森	七五六、四五四	一、二二一
和歌山	七五〇、四二一	二、四四六
石川	七四七、三六〇	二、七四六
富山	七二四、三七六	二、六二四
島根	七一四、七一三	一、六六六
香川	六七七、八五二	五、六六五
佐賀	六七三、八九五	四、二五四
高知	六七〇、八九五	一、四六〇
徳島	六七〇、二二二	二、五〇〇
宮崎	六五一、〇九七	一、二九八
滋賀	六五一、〇五〇	二、四九一
福井	五九九、一五五	二、三〇〇
山梨	五八三、四五三	二、〇二〇
沖縄	五七一、五七二	三、八一二
奈良	五六四、六〇七	二、三三五
鳥取	四五四、六七五	二、〇〇四

次に大正十三年の推計人口を見れば、帝國總數入千百七十八萬三百人で中、內地は五千九百十三萬九千人、（七二%）朝鮮は千八百六十七萬七千八百人（二三%）臺灣は三百七十九萬四千二百人（五%）樺太は十六萬九千三百人（〇・二%）である。

第二　人口動態

一　婚姻數

大正十二年中內地に於て行はれた婚姻は五十一萬二千六百八十九組一日平均千四百五組で、人口に對比すると千人に付八・七七に當る。之を前年に比べると實數に於て三千二百二十七組、率に於て〇・一八を減少した。

二　離婚數

大正十二年中內地に於て行はれた離婚は五萬千二百十二件一日平均百四十件で、人口に對比すると千人に付〇・八八に當る、之を前年に比べると實數に於て千八百四十一件、率に於て〇・〇四を減少した。又本年の離婚を同年の婚姻數に對比すると婚姻千に付き九九・九で前年の割合に比し二、九を減少した。

三　出生數

大正十二年中內地に於ける出生は二百四萬三千二百九十七人一日平均五千五百九十八人で、人口に對比すると千人に付

三四●九四に當る、之を前年に比べると實數に於て七萬三千九百八十三人、率に於て〇●七八を增加した。

四　死產數

大正十二年中內地に於ける死產は十三萬三千八百六十三、人口に對する割合は千人に付二●二九で、前年に比し千六百十九を增加したが割合には變動を見ない、從來死產率は年々多少の增減ありたるも近年は漸次減少の傾向を示して居る。

五　死亡數

大正十二年中內地に於ける死亡者は百三十三萬二千四百八十五人、一日平均約三千六百五十一人で、人口に對比すると千人に付二二●八に當る、之を前年に比べると實數に於て四萬五千五百四十四人、率に於て〇●五を增加した、大正七年乃至九年は流行性感冒の爲め死亡率大に昇騰して異常の年であつたが大正十二年（大震災の年）も亦死亡の多かつた年に屬する。

六　人口の自然增加數

出生死亡の差增に依る人口の自然增加は明治の末年から大正の初頭には每年七十萬であつたが、大正五、六年には十萬を減少して六十萬に下り、七年には流行性感冒の爲俄に半減して三十萬以下となつた。然るに大正八年には約五十萬となり、九年は六十萬餘、十年は七十萬と逐次增加し、十一年は稍減少して六十八萬餘であつたが、大正十二年は七十一萬餘に上り、最近十箇年中自然增加の最も多い年である。而して人口に對比すると千人に付一二●一六で前年に比し〇●三二を增加した。

附錄一

大正十三年中に制定せられたる

勞働法規

一　職業紹介

職業紹介所紹介就職者汽車汽船割引證交付取扱心得中改正……二

職業紹介法施行規則改正……二

職業紹介事務局處務規程中改正……五

二　勞働者募集、使用取締

勞働者募集取締令……六

勞務者使用取締規則……一〇

雇人口入營業取締規則中改正……一一

三　鑛業

鑛業法中改正……一二

四　交通業

船舶職員法施行細則中改正……一二

船舶職員試驗規程……一三

五　農業

小作調停法……一七

小作調停法施行期日及地區ニ關スル勅令……二〇

小作調停法ノ手數料等ニ關スル勅令……二一

小作官ニ關スル官制……二一

六　借地借家

借地借家臨時處理法……二二

借地借家臨時處理法施行地區ニ關スル勅令……二四

借地借家調停法中改正……二四

借地法及借家法施行地區擴張ニ關スル勅令……二四

七　共濟組合

遞信部內職員共濟組合規則中改正……二五

八　簡易保險

簡易保險規則中改正……二五

九　國籍

國籍法中改正……二七

戸籍法中改正等……二八

一　職業紹介

○職業紹介所紹介就職者汽車汽船割引證交付取扱心得中改正（大正一三、二、二三　内務省訓令第二號）

大正十二年九月内務省訓令第二十三號「職業紹介所紹介就職者汽車汽船割引證交付取扱心得」ヲ「職業紹介事務局又ハ職業紹介所紹介就職者汽車汽船割引證交付取扱心得」ニ改メ左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條中「職業紹介所長」ヲ「職業紹介事務局長又ハ職業紹介所長」ニ改メ、「申請スル者アルトキハ」ノ次ニ「職業紹介事務局又ハ」ヲ加フ

第三條中「職業紹介所長」ヲ「職業紹介事務局長又ハ職業紹介所長」ニ改ム

第四條中「請求スルコトヲ得」ノ次ニ「地方職業紹介事務局長ニ在リテハ直接中央職業紹介事務局ニ請求スヘシ」ヲ加フ

第五條中「職業紹介所長」ヲ「職業紹介事務局長又ハ職業紹介所長」ニ改ム

第六條中「報告スヘシ」ノ次ニ「地方職業紹介事務局長ニ在リテハ直接中央職業紹介事務局ニ報告スヘシ」ヲ加フ

別表第三號様式第四號様式中「何々職業紹介所長」ヲ「何々地方職業紹介事務局長又ハ何々職業紹介所長」ニ改ム

〔參照〕

内務省訓令第二十三號抄錄

第一條　職業紹介所長割引證ノ交付ヲ申請スル者アルトキハ職業紹介所紹介就職者汽車汽船賃割引證交付規程第一條各號ノ事實ヲ調査シ之ヲ交付スヘシ

第四條　職業紹介所長ハ割引證ノ毎三月分ノ所要數ヲ豫定シ地方職業紹介事務局ヲ經テ中央職業紹介事務局ニ請求スヘシ但シ臨時必要ノ場合ハ直接中央職業紹介事務局ニ請求スルコトヲ得

第六條　職業紹介所長ハ毎月五日迄ニ前月中ニ於ケル割引證ノ受拂ヲ別表様式ニ依リ地方職業紹介事務局ヲ經由シ中央職業紹介事務局ニ報告スヘシ

大正十年内務省令第十六號職業紹介法施行規則改正（大正一三、一一、二七　内務省令第二九號）

二　職業紹介法施行規則

第一條　市町村長ハ必要ニ應シ勞務需要供給ノ狀況ヲ調査シ地方職業紹介事務局長ニ之ヲ報告スヘシ

第二條　市町村職業紹介所ヲ設置セムトスルトキハ豫メ、其ノ設備、職員定數及事業經營ニ關スル諸規程ニ付地方職業紹介事務局長ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

毎年一定ノ季節ニ限リ開所スル職業紹介所ニ在リテハ前項認可申請書ニ其ノ設置ヲ必要トスル事由及開所期間ヲ記載スヘシ

第三條　職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ職業紹介所設置ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ申請スヘシ

一　名稱
二　位置
三　設備
四　職員定數
五　事業經營ニ關スル諸規程
六　開所豫定年月日

法人又ハ團體ニ在リテハ別ニ定數又ハ之

ニ準スヘキ約款、事業成績、資産狀況並理事其ノ他代表者ノ氏名、本籍、住所及履歴ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項第一號乃至第五號ノ事項又ハ毎年一定ノ季節ニ限リ開所スル職業紹介所ノ開所期間ヲ變更セムトスルトキハ地方職業紹介事務局長ノ認可ヲ受クヘシ

第一項又ハ第四項ノ規定ニ依リ提出スル書類ハ職業紹介所々在地ノ市町村長ヲ經由スヘシ

第四條　市町村職業紹介所ヲ設置シタルトキハ直ニ適當ノ方法ニ依リ其ノ名稱、位置及開所年月日、第二條第二項ノ規定ニ依リ設置スル職業紹介所ニ在リテハ其ノ名稱、位置及開所期間ヲ公告スヘシ職業紹介所ヲ廢止シ又ハ公告シタル事項ヲ變更シタルトキ亦同シ

市町村長前項ノ規定ニ依リ公示ヲ爲シタルトキハ地方職業紹介事務局長ニ之ヲ報告スヘシ

職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第五條　職業紹介所ニハ所長ヲ置キ所務ヲ整理セシムヘシ

前項ノ外事務ノ職員ヲ置キ事務ヲ分掌セシムヘシ但シ毎年一定ノ季節ニ限リ開所スル職業紹介所ニ在リテハ兼務ノ職員ヲ以テ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第六條　市町村ハ職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ職業紹介委員ヲ置クコトヲ得

職業紹介委員中ニハ使用者ノ利益ヲ代表シ得ル者及勞働者ノ利益ヲ代表シ得ル者ヲ各同數加フルコトヲ要ス

職業紹介委員ハ市町村長之ヲ任免ス

第七條　職業紹介委員ト職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ市町村長ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應シテ意見ヲ開申ス

第八條　職業紹介委員ノ定數、組織及事務執行ニ關スル規程ハ市町村長之ヲ定ム

第九條　市町村長ハ左ノ事項ヲ地方職業紹介事務局長ニ報告スヘシ

一　職業紹介委員ノ定數、組織及事務執行ニ關スル規程

二　職業紹介委員ノ資格及氏名

三　職業紹介委員ニ諮問シタル事項並其ノ開申事項

第十條　求人又ハ求職ノ申込ヲ受ケタルトキハ住所、氏名其ノ他必要ナル事項ヲ求人票又ハ求職票ニ登錄スヘシ但シ日傭勞働ニ關スル申込ニ付テハ此ノ限ニアラス

第十一條　市町村内ニ數箇ノ職業紹介所アルトキハ市町村長ハ其ノ一ヲ指定シテ相互ノ聯絡ニ關スル事務ヲ掌ラシムヘシ此ノ場合ニ於テハ直ニ地方職業紹介事務局長ニ報告スルト同時ニ市町村内職業紹介所ニ通報スヘシ

第十二條　地方職業紹介事務局長ハ區域ヲ定メ其區域内ノ職業紹介所ノ一ヲ指定シ相互ノ聯絡ニ關スル事務ヲ掌ラシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ中央職業紹介事務局長ニ報告スルト同時ニ其ノ區域内ノ職業紹介所ニ通報スヘシ

第十三條　職業紹介所ハ求人ノ申込ニシテ登錄ノ日ニ紹介スルコト能ハサルモノアルトキハ其ノ求人票ノ副本ヲ以テ即日第十一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業

紹介所ニ、其ノ職業紹介所ナキトキハ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所ニ、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所共ニナキトキハ地方職業紹介事務局ニ通報スヘシ

前項ノ規定ニ依ル通報中既ニ紹介シタルモノアリテ之カ顚末調査ヲ了シタルトキハ其ノ顚末ヲ即時前項ノ例ニ依リ通報スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ通報シタル後紹介シタルトキハ其ノ事實、其ノ顚末調査ヲ了シタルトキハ其ノ顚末ヲ即時第一項ノ例ニ依リ通報スヘシ

人員條件等ニ變更アリタルトキ若ハ取消其ノ他ノ事由ニ依リ紹介ヲ要セサルニ至リタルトキハ第一項ノ例ニ依リ通報スヘシ

第十四條　第十一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所前條ノ規定ニ依ル通報ヲ受ケタルトキハ求人票ノ副本ニ依リ聯絡日報ヲ作成シ其ノ區域內ノ職業紹介所ニ之ヲ送付スヘシ

第十一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所前項聯絡手續ヲ了シタル場合ニ於テ尙紹介スルコト能ハサルモノアルトキハ其ノ求人票ノ副本ヲ以テ即時第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介事務局ハ其ノ求人票ノ副本ニ依リ指定セラレタル職業紹介事務局ニ之ヲ送付スヘシ此ノ場合ニ於テハ前條第二項乃至第四項ノ規定ヲ準用ス

第十五條　第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所ノ聯絡方法ニ關シテハ第十四條ノ規定ヲ準用ス

第十六條　第十三條第一項、第十四條第二項及第十五條ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタル地方職業紹介事務局ハ求人票ノ副本ニ依リ聯絡日報ヲ作成シ其ノ管轄區域內ノ職業紹介所ニ之ヲ送付スヘシ此ノ場合ニ於テハ第十三條第二項乃至第四項ノ規定ヲ準用ス

地方職業紹介事務局ニ於テ申込ヲ受ケタル求人ハ第一項ノ聯絡日報ニ登載スヘシ

地方職業紹介事務局第一項ノ聯絡手續ヲ了シタル場合ニ於テ尙紹介スルコト能ハサルモノアルトキハ其ノ求人票ノ副本ヲ以テ即時中央職業紹介事務局ニ通報スヘシ

第十七條　前條第三項ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタル中央職業紹介事務局ハ其ノ求人票ノ副本ニ依リ聯絡日報ヲ作成シ地方職業紹介事務局ニ之ヲ送付スヘシ此ノ場合ニ於テハ第十三條第二項乃至第四項及前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第十八條　職業紹介所聯絡日報ニ掲載セラレタル求人ニ對シ紹介シタルトキハ其ノ事實ヲ即時其ノ聯絡日報ヲ作成シタル職業紹介所又ハ地方職業紹介事務局ニ通報スヘシ其ノ顚末調査ヲ了シタルトキハ其ノ顚末ニ付亦同シ

地方職業紹介事務局前項ノ通報ヲ受ケタル場合ニ於テ第十七條ノ規定ニ依リ作成シタル聯絡日報ニ因ルモノアルトキハ即時中央職業紹介事務局ニ通報スヘシ

第十九條　聯絡日報ニハ聯絡事項ノ整理顚末ヲ登載スヘシ

第二十條　職業紹介所求職ノ申込ニシテ聯絡ノ必要アリト認ムルモノニ對シテハ第

十三條乃至第十八條ノ規定ヲ準用ス

第二十一條　市町村長ハ第十一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル職業紹介所ノ聯絡方法ニ關シ地方職業紹介事務局長ノ認可ヲ受ケ第十四條第一項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二十二條　職業紹介所ハ左ノ票簿ヲ備フヘシ

一　求人票
二　求職票
三　紹介日計簿

第二十三條　職業紹介所長ハ事業狀況ヲ左ノ區別ニ依リ地方職業紹介事務局長ニ報告スヘシ

一　旬報　翌旬二日迄
二　月報　翌月五日迄
三　季報
　第一季（自一月至三月）四月十五日迄
　第二季（自四月至六月）七月十五日迄
　第三季（自七月至九月）十月十五日迄
　第四季（自十月至十二月）翌年一月十五日迄

前項各號ノ報告樣式ハ別表ニ定ムル所ニ依ル

地方職業紹介事務局長第一項ニ規定シタル報告ヲ受理シタルトキハ之ヲ取纒メ速ニ中央職業紹介事務局長及地方長官ニ報告シ中央職業紹介事務局長ハ各地方職業紹介事務局長ノ報告ヲ取纒メ速ニ之ヲ內務大臣ニ報告スヘシ

第二十四條　職業紹介所ヲ設置スル者職業紹介所ヲ廢止セムトスルトキハ地方職業紹介事務局長ノ認可ヲ受クヘシ

職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付前項ノ規定ニ依リ提出スル書類ハ職業紹介所所在地ノ市町村長ヲ經由スヘシ

第二十五條　本令中町村又ハ町村長ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村又ハ町村長ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

附　則

本令ハ大正十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○職業紹介事務局處務規程中

改正（大正一三、一二、八　內務省訓令第一七號）

大正十二年三月內務省訓令第七號職業紹介事務局處務規程中左ノ通改正シ大正十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條　地方職業紹介事務局長左ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ都度之ヲ報告スヘシ

一　職業紹介法第五條ノ規程ニ依リ職業紹介所ノ設置ヲ許可シタルトキ此ノ場合ニ於テハ許可申請書ノ謄本ヲ添付スヘシ

二　職業紹介法施行規則第二條ノ規定ニ依リ、職業紹介所ノ設備、職員定數及事業經營ニ關スル諸規程ニ付認可シタルトキ

此ノ場合ニ於テハ認可申請書ノ謄本ヲ添付スヘシ

三　職業紹介法施行規則第三條第四項ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ名稱其ノ他ノ變更ヲ認可シタルトキ

此ノ場合ニ於テハ變更事項及其ノ事由ヲ具スヘシ

四　職業紹介法施行規則第二十一條ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ聯絡方法ニ關シ認可シタルトキ

此ノ場合ニ於テハ其ノ聯絡方法ヲ具ス

ヘシ

五　職業紹介法施行規則第二十四條ノ規定ニ依リ職業紹介所ノ廢止ヲ認可シタルトキ

此ノ場合ニ於テハ廢止年月日及其ノ事由ヲ具スヘシ

第八條　地方職業紹介事務局長左ノ事項ニ付報告ヲ受理シタルトキハ其ノ都度之ヲ中央職業紹介事務局長ニ報告スヘシ

一　職業紹介法施行規則第九條ノ規定ニ依ル職業紹介委員ノ定數其ノ他ニ關スル事項

二　職業紹介法施行規則第十一條ノ規定ニ依ル聯絡事務ヲ掌ル職業紹介所ノ指定ニ關スル事項

五　職業紹介法施行規則第四條第二項ノ規定ニ依ル職業紹介所ノ名稱其ノ他公示ニ關スル事項

二　勞働者募集使用取締

○勞働者募集取締令

（大正一三、一二、二九　內務省令第三六號）

第一條　本令ニ於テ募集主トハ募集シタル勞働者ノ雇主タルヘキ者ヲ謂ヒ、募集從事者トハ募集主ノ委託ヲ受ケ又ハ自ラ雇傭セムカ爲勞働者ノ募集ニ從事スル者ヲ謂フ

第二條　本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外職工鑛夫又ハ土工夫其ノ他ノ人夫ノ募集ニ之ヲ適用ス

一　應募者就業ノ爲住居ヲ變更スル必要ナキトキ

二　單ニ廣告ニ依リ募集シ就業場ニ於テノミ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

三　移民保護法ニ依ル募集ヲ爲ストキ

第三條　募集主ハ募集開始前左記事項ヲ記載シタル就業案內又ハ雇傭契約書案ヲ應募者ノ就業場所在地所轄地方長官ニ屆出ツヘシ

一　募集主ノ住所氏名法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名

二　應募者ノ就業場ノ名稱及所在地

三　短期ノ事業ニ在リテハ其ノ事業ノ期開始及終了時期

四　應募者ノ就業スヘキ事業ノ種類

五　就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ關スル事項

六　賃金ニ關スル事項

七　宿舍、食事ノ費用、往復旅費等ノ負擔ニ關スル事項

八　制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項

九　雇傭期間及解雇ニ關スル事項

十　負傷、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助救濟ニ關スル事項

募集主前項ノ就業案內又ハ雇傭契約書案ノ外募集ニ關シ配布スヘキ文書アルトキハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ屆出ツヘシ

前二項ノ規定ニ依リ屆出テタル就業案內雇傭契約書案其ノ他ノ文書ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク之ヲ屆出ツヘシ

第四條　勞働者ノ募集ニ從事セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ其ノ寫眞二葉ヲ添ヘ募集主ノ連署ヲ以テ其ノ住所地ノ所轄地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

一　募集主ノ住所氏名法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名

二　募集從事者ノ本籍、住所、氏名、職

業及生年月日
三　募集從事者ノ履歷
四　募集從事期間
五　募集從事區域
六　應募者ノ就業場ノ名稱所在地及事業ノ種類

募集從事期間ハ三年以內トス

第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル者更ニ他ノ募集主ノ爲ニ募集ニ從事セムトスルトキハ從來ノ募集主ノ承諾書ヲ添ヘ第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ申請スヘシ

第五條　地方長官前條ノ規定ニ依ル許可ヲ爲シタルトキハ樣式第一號ニ依ル募集從事者證ヲ交付スヘシ

募集從事者募集從事者證ヲ滅失紛失又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ申請スヘシ

募集從事者證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ募集從事者ハ遲滯ナク其ノ書換ヲ申請スヘシ

前二項ノ申請ハ募集從事者ノ寫眞二葉ヲ添ヘ許可ヲ爲シタル地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

第六條　募集從事者ハ應募者若ハ應募セムトスル者又ハ本人ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ其ノ募集從事者證ヲ提示スヘシ

第七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ募集主ハ第四條ノ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滯ナク之ヲ屆出ツヘシ

一　募集主事業ヲ廢止シタルトキ
二　募集主募集從事者ニ對シ募集ノ委託ヲ解キタルトキ

第八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ募集從事者ハ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滯ナク募集從事者證ヲ返納スヘシ

一　募集ニ從事スルコトヲ廢シタルトキ
二　募集從事期間滿了シタルトキ
三　募集從事者ノ許可ヲ取消サレタルトキ

四　前條各號ノ一ニ該當スルトキ

募集從事者死亡シタルトキハ戶籍法第百十七條ノ屆出義務者募集從事者證ヲ添付シ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滯ナク其ノ旨屆出ツヘシ

第九條　募集從事者募集ニ著手セムトスルトキハ豫メ第三條ノ就業案內雇傭契約書案其ノ他募集ニ關シ配布スヘキ文書ヲ添付シ左記事項ヲ募集地所轄警察署ニ屆出ツヘシ

一　募集從事者ノ住所、氏名
二　募集從事中ノ居所及事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ所在地
三　當該警察官署管內ニ於ケル募集從事期間
四　當該警察官署管內ニ於テ募集セムトスル勞働者ノ男女別豫定人員
五　應募者ノ集合所ヲ定メタルトキハ其ノ所在地

前項各號ノ事項又ハ前項ノ規定ニ依リ添付スヘキ文書ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ屆出ツヘシ

第十條　募集從事者應募セムトスル者ニ對シ第三條ノ就業案內又ハ雇傭契約書案ヲ交付シ其ノ主旨ヲ懇示スヘシ

第十一條　募集從事者ハ樣式第二號ニ依リ應募者名簿ヲ調製シ、募集從事中之ヲ携帶シ又ハ第九條ノ規定ニ依リ屆出テタル居所若ハ事務所ニ備付クヘシ

第十二條　募集從事者ハ左ニ掲クル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一　募集從事者證ヲ他人ニ讓渡若ハ貸與シ又ハ募集ヲ他人ニ委託スルコト

二　募集ニ關シ事實ヲ隱蔽シ詐大虚僞ノ言辭ヲ弄シ其ノ他不正ノ手段ヲ用ヰルコト

三　應募ヲ强要スルコト

四　應募シ又ハ應募セムトスル女子ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト

五　應募者又ハ應募セムトスル者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ又ハ其ノ案内ヲ爲スコト

六　濫ニ應募者ノ外出、通信若ハ面接ヲ妨ケ其ノ他應募者ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト

七　濫ニ應募者ニ對シ其ノ所持品ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル所持品ノ返還ヲ拒ムコト

八　應募者ヲ募集從事者證記載ノ募集主以外ノ者ニ周旋スルコト

九　應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ヨリ手數料報酬等何等ノ名義ヲ問ハス金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト

十　當該官吏又ハ應募者ヲ保護スル者ニ對シ應募者ノ所在ヲ隱蔽シ又ハ之ヲ僞ルコト

第十三條　募集從事者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ承諾ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ其ノ限リニアラス

第十四條　募集從事者應募者ヲ引率シテ出發セムトスルトキハ其ノ出發三日前迄ニ左記事項ヲ記載シ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

一　應募者ノ住所、氏名及生年月日

二　出發ヨリ就業場到著迄ノ旅行豫定

前項各號ニ掲クル事項ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ届出ツヘシ

第十五條　募集從事者應募者ト共ニ汽車汽船其ノ他ノ交通機關以外ノ場所ニ於テ宿泊セントスルトキハ豫メ宿泊所々在地所轄警察官署ニ左記事項ヲ届出ツヘシ

一　宿泊所

二　應募者男女別員數

三　宿泊所到著及出發ノ日時

第十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ應募者ノ請求アリタルトキハ應募者就業場ニ到著前ニ於テハ募集從事者、到著後ニ於テハ募集主應募者ノ歸鄉ノ爲必要ナル措置ヲ爲スヘシ

一　就業案内又ハ雇傭契約書案ニ記載シタル事項カ事實ト相當相違シタルトキ

二　募集主、募集從事者又ハ就業場ノ監督者應募者ヲ虐待シ又ハ凌辱シタルトキ

三　考試身體檢査其ノ他募集主ノ都合ニ依リ應募者ヲ採用セサルトキ

四　其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ歸鄉ヲ必要トスルニ至リタルトキ

第十七條　當該官吏ハ募集從事者ニ對シ募集從事者證、應募者名簿其ノ他募集ニ關スル書類ノ提示ヲ命スルコトヲ得

第十八條　許可ヲ爲シタル地方長官募集從事者ヲ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

募集地所轄地方長官募集從事者ヲ不適當

ナリト認ムルトキハ其ノ募集ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十九條　募集主ハ勞働者ノ募集ニ付樣式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎年一月一日ヨリ十二月三十一迄ノ分ヲ取纒メ翌年二月十五日迄ニ就業場所在地所轄地方長官ニ之ヲ屆出ツヘシ

第二十條　募集主又ハ募集從事者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

一　第三條ノ規定ニ依リ屆出テタル就業案內、雇傭契約書案其ノ他募集ニ關シ配布スヘキ文書ニ虛僞ノ記載ヲ爲シタルトキ

二　第三條ノ規定ニ依ル屆出ナキ募集案內、雇傭契約書案其ノ他ノ文書ヲ募集ニ關シ配布シタルトキ

三　第三條、第五條第三項、第七條、第九條乃至第十六條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタルトキ

四　應募者名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虛僞ノ記載ヲ爲シタルトキ

五　第十七條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサルトキ

六　第十八條ノ規定ニ依ル募集ノ停止中募集ニ從事シタルトキ

第二十一條　第四條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケス又ハ募集從事者證記載事項ノ範圍外ニ亘リ勞働者ノ募集ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十二條　工場法第十八條ニ規定スル工場管理人又ハ鑛業法施行細則第五十四條ニ規定スル鑛業代理人ハ本令ノ適用ニ付募集主ト看做ス但シ第三條第一項第一號、第四條第一項第一號及樣式第一號ノ記載ニ付テハ此ノ限リニアラス

第二十三條　募集主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス

第二十四條　募集主ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ募集主ニ關スル本令ノ規定ニ違背スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

附則

第二十五條　本令ハ大正十四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條　本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

第三條及第十九條ノ就業場所在地所轄地方長官トアルハ鑛業及砂鑛業ニ在リテハ就業場所在地所轄鑛山監督局長トス

第二十七條　應募者ノ就業場所在地又ハ募集從事者ノ住所カ本令施行區域外ニ在ル場合ニ於テハ第三條若ハ第十九條ノ規定ニ依ル屆出又ハ第四條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ主タル募集地所轄地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

第二十八條　本令施行ノ際勞働者募集取締ニ關スル廳府縣ノ命令ニ依リ募集ニ從事スルコトノ許可ヲ受ケタル者ハ本令施行後二月間ハ許可ヲ爲シタル地方長官管轄區域內ニ限リ本令第四條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

○勞務者使用取締規則

（大正一三、四、一三、樺太廳令第一六號）

第一條　本令ハ土木工事及之ニ關スル雜役ニ從事スル勞務者ヲ收容スル爲寄宿舍ヲ設クルモノニ之ヲ適用ス

第二條　勞務者ヲ收容スル目的ヲ以テ寄宿舍ヲ設ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ事業者又ハ管理人ヨリ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其第一號、第三號又ハ構造ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一　寄宿舍ノ位置
二　收容人員
三　使用期間
四　構造仕樣書及平面略圖

寄宿舍ハ所轄警察官署ノ檢査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三條　寄宿舍ノ構造ハ概ネ左ノ各號ニ依ルヘシ

一　居室ハ一人十八平方尺以上ノ割合トシ病傷者ト健康者ヲ區別スル爲適當ナル區劃ヲ設クルコト
二　床張ヲ爲スコト
三　採光ノ裝置ヲ爲スコト
四　便所ハ炊事場及井戸ヨリ三間以上ノ距離ヲ保ツコト

所轄警察官署ハ必要ト認ムルトキハ寄宿舍ノ改修又ハ設備ヲ命スルコトヲ得

第四條　勞務者ヲ寄宿舍ニ收容シタルトキハ事業者又ハ管理人ハ左ノ事項ヲ具シ速ニ所轄警察官署ニ届出テ點檢ヲ受クヘシ

一　勞務者ノ本籍、住所、前職業、前稼地、氏名、生年月
二　募集地及募集業者又ハ紹介者ノ住所氏名
三　前貸渡金品額
四　契約書寫

事業者又ハ管理人ハ勞務者ヲ就勞地ニ出發セシムル以前ニ於テ前項各號ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出テ點檢ヲ受クルコトヲ得

前項ノ點檢ヲ受ケタルトキハ第一項ノ點檢ヲ受ケタルモノト看做ス

第五條　事業者又ハ管理人ハ勞働者一人毎ニ貸借計算簿ヲ調製シ一切ノ貸借關係ヲ記載スヘシ

前項ノ簿册ハ其ノ副本ヲ勞務者ニ交付スヘシ

警察官吏ハ前各項ノ貸借計算簿ヲ檢査スルコトヲ得

第六條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ勞務者トシテ雇傭スルコトヲ得ス但第二號又ハ第四號ノ場合ニ於テ所轄警察官署ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

一　精神若ハ身體ノ情況其ノ他ノ事由ニ依リ勞働ニ堪ヘスト認ムル者
二　未成年者ニシテ法定代理人ノ承諾ナキ者又ハ妻ニシテ夫ノ承諾ナキ者
三　十六歲未滿ノ者
四　身元詳ナラサル者ニシテ確實ナル引受人ナキ者

第七條　事業者又ハ管理人ハ勞務者ニ關スル左ノ事項ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

一　勞務時間
二　勞務者ヨリ徵收スル賄料、賃貸料等
三　販賣品ノ種類及價格
四　貯蓄方法
五　病傷者ノ醫療及救濟方法並死者ニ對

スル葬祭料其他

六　歸鄉旅費ノ負擔方法

第八條　勞務者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアルトキハ事業者又ハ管理人ハ速ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

一　逃走者ハ其ノ本籍氏名、生年月、逃走年月日時及債權ノ有無

二　死亡者ハ其本籍、氏名、生年月、死亡ノ日時、病名其ノ他死亡ノ原因

三　解雇シタル者ハ本籍、氏名、生年月、解雇年月日及其ノ事由

四　休業七日ニ亘ル病傷者ハ其ノ本籍、氏名、生年月、病名又ハ創傷種別及原因

第九條　寄宿舍ノ内外ハ常ニ清潔ヲ保持スヘシ

第十條　寄宿舍ハ全員外出ノ場合ヲ除ク外外部ヨリ鎖鑰ヲ施スヘカラス

第十一條　事業者又ハ管理人ハ勞務者名簿ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　勞務者ノ本籍、氏名、生年月

二　業務ノ種別

三　雇入、逃走、死亡、解雇年月日

第十二條　警察官吏ハ必要ト認ムルトキハ事業者又ハ管理人ニ對シ勞務者ノ勞務ノ休止、制限其ノ他必要ナル事項ヲ命シ又ハ事業所、寄宿舍ノ臨檢、帳簿ノ檢閲、勞務者ニ關スル尋問、勞務者ノ點檢ヲ爲スコトヲ得

第十三條　本令ハ樵夫ヲ使用スル場合ニ之ヲ準用ス

第十四條　特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外管外ヨリ十名以上ノ勞務者ヲ募集招致シタルトキハ第二條又ハ前條ノ規定ニ依ル場合ヲ除キ十日内ニ事業者又ハ管理人ハ第四條ノ事項ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ第八條ニ該當スル場合亦同シ

第十五條　特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外所轄警察官署ハ必要アリト認ムルトキハ第二條、第十三條又ハ前條ニ該當セサルモノニ對シ其ノ事業者又ハ管理人ニ第四條又ハ第八條ノ届出ヲ命スルコトヲ得

第十六條　特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外勞務者ハ繼續的雇傭終了シタルトキハ其使用者ニ對シ雇傭關係及使用期間ニ付テ證明書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

使用者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ請求ヲ拒ムコトヲ得ス

第十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一　第二條、第四條、第五條第一項、第二項、第六條乃至第十一條、第十三條、第十四條又ハ第十六條第二項ノ規定ニ違反シタル者

二　第五條第三項ノ規定ニ基ク檢査ヲ拒ミタル者

三　第三條第二項、第十二條又ハ第十五條ノ規定ニ基ク命令ニ違反シ若ハ第十二條ノ規定ニ基ク臨檢、檢閲ヲ拒ミ又尋問ニ應答セサルモノ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前本令ニ該當スル寄宿舍ヲ設置シタルモノニシテ本令施行後引續キ使用セムトスルトキハ一月内ニ本令ニ依ル手續ヲ爲スヘシ

○雇人口入營業取締規則中改正（大正一二、五、一六　樺太廳令第二七號）

第十一條　左ノ各號ニ該當スル者ハ七十圓

以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

一　許可ヲ受ケスシテ雇人口入營業ヲ爲シタル者

二　事業ヲ詐リ又ハ庇隱シテ周旋ヲ爲シタル者

三　第六條又ハ第七條ノ規定ニ違反シタル者

第十二條ノ二　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一　第三條乃至第五條又ハ第八條ノ規定ニ違反シ若ハ第九條ノ檢閲ヲ拒ミタル者

二　第十條ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタル者

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三　鑛　業

○鑛業法中改正

（大正一三、七、二二　法律第二二號）

第八十條　鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鑛夫カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

附　則

本令施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔參照〕

明治三十八年三月八日公布　法律第四十五號鑛業法抄錄

第八十條　鑛夫自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛夫又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ

四　交　通　業

○明治三十八年遞信省令第二十號船舶職員法施行細則中改正（大正一三、九、二七　遞信省令第三九號）

第八條第一項中左ノ如ク改ム

四　乙種一等運轉士免狀　一定區域ノ湖川港內ノミヲ航行スル汽船ニ限リ船舶職員ト爲ルコトヲ得ルモノ

五　乙種二等運轉士免狀　沿海航路若ハ平水航路ヲ航路定限ト爲ス總噸數三十噸未滿ノ汽船又ハ一定區域ノ湖川港內ノミヲ航行スル汽船ニ限リ船舶職員ト爲ルコトヲ得ルモノ

五ノ三　削　除

六　三等機關士免狀　湖川港內ノミヲ航行スル汽船ニ限リ船舶職員ト爲ルコトヲ得ルモノ

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

各種運轉士免狀ハ效力ヲ漁船、漁業汽船又ハ漁業帆船ニ限リタルモノヲ、機關長免狀及機關士免狀ハ效力ヲ發動機船ニ限リタルモノヲ授與スルコトアルヘシ

附　則

本令中第八條ノ規定ハ大正十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令中第一號表及第三號表ハ大正十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治三十八年三月二十五日遞信省令第二十號船舶職員法施行細則抄錄

第八條　船舶職員法第三條第二項ニ依リ效力ニ制限ヲ加ヘ授與スル海技免狀ハ左ノ如シ

四　乙種一等運轉士免狀　湖川港內ノミ

チ航行スル汽船ニ限リ船舶職員ト爲ルコトヲ得ルモノ

五　乙種二等運轉士免狀　湖川港内ノミヲ航行スル汽船ニ限リ船舶職員ト爲ルコトヲ得ルモノ

五ノ三　二等機關士免狀　發動汽船ニ限リ船舶職員ト爲ルコトヲ得ルモノ

六　三等機關士免狀　湖川港内ノミヲ航行スル汽船又ハ發動機船ニ限リ船舶職員ト爲ルコトヲ得ルモノ

前項ノ外各種運轉士免狀ハ効力ヲ漁船、漁業汽船又ハ漁業帆船ニ限リタルモノヲ授與スルコトアルヘシ

○船舶職員試驗規程

（大正一三、九、二七　遞信省令第四〇號）

第一章　總則

第一條　船舶職員試驗ハ左ノ三十六種トス

小形船丙種運轉士試驗
漁船丙種運轉士試驗
丙種運轉士試驗
丙種船長試驗
湖川港乙種二等運轉士試驗
湖川港乙種一等運轉士試驗
小形船乙種二等運轉士試驗
漁船乙種二等運轉士試驗
漁船乙種一等運轉士試驗
乙種二等運轉士試驗
乙種一等運轉士試驗
乙種船長試驗
漁業帆船甲種二等運轉士試驗
漁業帆船甲種一等運轉士試驗
漁業汽船甲種二等運轉士試驗
漁業汽船甲種一等運轉士試驗
漁船甲種二等運轉士試驗
漁船甲種一等運轉士試驗
帆船甲種二等運轉士試驗
帆船甲種一等運轉士試驗
帆船甲種船長試驗
汽船甲種二等運轉士試驗
汽船甲種一等運轉士試驗
汽船甲種船長試驗
甲種二等運轉士試驗
甲種一等運轉士試驗
甲種船長試驗
發動機船三等機關士試驗
湖川港三等機關士試驗
三等機關士試驗
發動船二等機關士試驗
二等機關士試驗
發動機船一等機關士試驗
一等機關士試驗
發動機船機關長試驗
機關長試驗

第二條　船舶職員試驗ハ別ニ告示スル試驗ノ場所及期日ニ於テ管海官廳定期ニ之ヲ執行シ臨時試驗ヲ執行スル必要アルトキハ試驗ノ場所及期日ヲ隨時告示ス

第三條　本令ニ規定スル乘船期間ヲ計算スルニハ乘船ノ翌日ヨリ之ヲ起算シ末日ハ終了ニ至ラサルモ之ヲ算入ス

月又ハ年ヲ以テ定ムル乘船期間ハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算シ月又ハ年ノ始メヨリ起算セサルトキハ其ノ期間ハ最後ノ月又ハ年ニ於ケル起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ滿了ス但シ最後ノ月又ハ年ニ應當日ナキトキハ其ノ月ノ末日ヲ以テ滿了スルモノトス

乘船期間ヲ計算スルニハ一月ニ滿タサル乘船日數ハ之ヲ合算シ三十日ニ滿ツルト

キ一月トシ又一年ニ滿タサル乘船月數ハ之ヲ合算シ十二月ニ滿ツルトキ一年トス

第二章　受驗資格

第四條　船舶職員試驗ヲ受ケムトスル者ハ試驗期日ノ前日迄ニ年齡滿二十年ニ達シ試驗ノ種類ニ應シ別表受驗履歷表ニ揭クル履歷ノ一ヲ有スルコトヲ要ス

同一ノ試驗ニ對シ規定ノ乘船期間ニ達セサル二以上ノ履歷ヲ有スルトキハ之ヲ其ノ一ニ通算スルコトヲ得但シ規定乘船期間ノ年數ヲ異ニスルモノヲ通算スル場合ニ在リテハ各規定乘船期間ノ年數ノ比例ニ依リ其ノ一方ニ換算スルモノトス

第五條　高等ノ免狀ニ對スル受驗履歷ハ下等ノ免狀ニ對スル受驗履歷、高等ノ免狀ヲ有シテ執職シタル履歷ハ下等ノ免狀ヲ有シテ執職シタル履歷又高等ノ職ヲ執リタル履歷ハ下等ノ職ヲ執リタル履歷トシテ之ヲ認ムルコトヲ得

總噸數百噸以上ノ機關ヲ有セサル縱帆裝置ノ近海航路以上ノ航路ヲ航行スル帆船ニ乘組ミタル期間ハ其ノ二分ノ一ノ期間横帆裝置ノ近海航路以上ノ航路ヲ航行スル帆船ニ乘組ミタルモノトシテ之ヲ換算スルコトヲ得

機關部員ノ試驗ニ在リテハ別表受驗履歷表ニ揭クル航洋汽船又ハ汽船ニハ發動機船ヲ包含セス但シ同表ニ揭クル乘船期間ノ二分ノ一ニ達スル汽船ニ乘船ニ乘組ミタル期間ハ發動機船ニ又發動機船ニ乘組ミタル期間ハ汽船ニ乘組ミタルモノトシテ之ヲ換算スルコトヲ得

湖川港三等機關士試驗ニ對スル受驗履歷ニ付テハ火夫トシテ勤務シタル期間ハ其ノ二分ノ一ノ期間機關運轉ニ從事シタルモノトシテ之ヲ換算スルコトヲ得但シ換算シタル期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

機關ヲ有スル帆船ニ乘組ミタル履歷ニ付テハ機關部員ノ試驗ニ在リテハ其ノ乘船期間ノ二分ノ一ニ相當スル期間該船舶ノ總噸數ノ二分ノ一ニ相當スル汽船又ハ發動機船ニ乘組ミタルモノトシテ計算ス但シ此ノ場合ニ於テハ第三項但書ノ規定ヲ準用ス

第六條　遞信大臣ハ朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ外國各港間ヲ航行スル船舶ニ乘組ミタル期間ハ其ノ二分ノ一ノ期間横帆裝置ノ近海航路以上ノ航路ヲ航行スル帆船ニ乘組ミタルモノトシテ認定スルコトヲ得

上海漢口間ヲ航行スル汽船ニ乘組ミタル期間ハ別表受驗履歷表ニ揭クル乘船期間ノ二分ノ一ニ達スル迄沿海航路ヲ航行スル汽船ニ乘組ミタルモノト看做ス

第七條　遞信大臣ハ朝鮮、臺灣、樺太若ハ關東州ニ船籍港ヲ定ムル船舶又ハ外國船舶ニ乘組ミタル履歷ニ相當スルモノトシテ認定スルコトヲ得

第八條　朝鮮總督府ノ海技免狀又ハ遞信大臣ノ適當ト認ムル外國政府ノ海技免狀ヲ有シテ執職シタル履歷ハ日本政府ノ相當海技免狀ヲ有シテ執職シタルモノト看做ス

第九條　朝鮮總督府又ハ外國政府ノ海技免狀ヲ受有スル者ハ遞信大臣ノ認定スル所ニ依リ相當試驗ヲ受クルコトヲ得

第十條　遞信大臣ノ適當ト認ムル商船學校、水產學校又ハ水產講習所ニ在リテ航海科、機關科、漁撈科若ハ遠洋漁業科ヲ卒業シタル者又ハ遠洋漁業ノ講習科ヲ修業シタル者ハ其ノ在學中ノ乘船期間別表受驗履歷表ニ揭クル乘船期間ニ達セサル

モ相當試驗ヲ受クルコトヲ得

第十一條　遞信大臣ノ適當ト認ムル機關工場ニ於テ汽機、汽罐ノ製造又ハ修繕ニ從事シタル期間ハ機關部員ノ試驗ニ在リテハ別表受驗履歷表ニ掲クル乘船期間ノ二分ノ一ニ達スル迄機關運轉ニ從事シタルモノトシテ之ヲ乘船期間ニ換算スルコトヲ得

前項ニ定ムル機關工場ニ於ケル期間ノ計算ニ付テハ第三條ノ規定ヲ準用ス

第十二條　前二條ニ規定スル遞信大臣ノ適當ト認ムル商船學校、水産學校、水産講習所又ハ機關工場ハ別ニ之ヲ告示ス

第十三條　左ニ掲クル履歷ハ第四條ニ規定スル受驗履歷トシテ之ヲ認ムルコトヲ得ス

一　倉庫船又ハ繫留船ニ乘組ミタル履歷

二　年齡十四年未滿ノ履歷

三　試驗期日ヨリ遡リ十年ヲ超ユル前ノ履歷

四　主トシテ船舶ノ運航又ハ機關ノ運轉ニ從事セサル職務ノ履歷

第三章　受驗申請

第十四條　船舶職員試驗ヲ受ケムトスル者ハ定期試驗ニ在リテハ試驗期日十二日前迄ニ又臨時試驗ニ在リテハ試驗期日五日前迄ニ試驗ヲ行フ管海官廳ニ左ノ事項及手札形寫眞（最近撮影ニ係ル單獨半身脫帽ノモノニ限ル）ヲ添附シ第一號書式ノ申請書ヲ提出スヘシ

一　戸籍謄本

二　船舶職員法第六條第一號及第二號ニ該當セサルコトノ市區町村長其ノ他當該官公吏ノ證明書

三　海技免狀ヲ有スル者ニ在リテハ其ノ寫

四　商船學校、水産學校又ハ水産講習所ノ卒業證書又ハ修業證書ヲ有スル者ニ在リテハ其ノ寫

前項第二號ニ掲クル書類ハ外國人ニ在リテハ本國領事ノ證明書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十五條　船舶職員試驗ヲ受ケムトスル者ハ左ニ掲クル書類ヲ管海官廳ノ檢閲ニ供シ其ノ受驗履歷ヲ證明スヘシ

一　商船ニ乘組ミタル履歷ハ船員手帳若ハ之ニ準スヘキモノ又ハ船員證明規則ニ依ル證明書

二　海軍艦船艇又ハ官公署ノ所屬船ニ乘組ミタル履歷ハ當該官公署ノ辭令書若ハ證明書又ハ當該官公吏ノ證明書

三　前各號ノ一ニ依リ難キ者ノ乘船履歷ハ船舶所有者又ハ船長ノ證明書

四　機關工場、商船學校、水産學校又ハ水産講習所ニ在リタル履歷ハ當該工場、學校又ハ講習所ノ証明書卒業證書、又ハ修業證書

五　海技免狀ヲ有スル者ニ在リテハ當該免狀

第十六條　受驗申請ハ同時ニ二種以上ノ試驗ニ付之ヲ爲スコトヲ得ス

第四章　試驗ノ執行

第十七條　船舶職員試驗ハ體格檢査及學術試驗トシ學術試驗ハ筆記試驗及口述試驗トス但シ本令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニアラス

體格檢査ニ合格シタル者ニ非サレハ學術試驗ヲ受クルコトヲ得ス但シ體格檢査ニ於テ甲種合格ニ該當シタル者體格檢査ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ再ヒ同一管海官廳ニ同種ノ受驗申請ヲ爲シタルトキハ其

ノ認定ニ依リ體格檢査ヲ省略スルコトヲ得

筆記試驗ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試驗ヲ受クルコトヲ得ス

第十八條　小形船丙種運轉士試驗、漁船丙種運轉士試驗、湖川港乙種二等運轉士試驗、湖川港乙種一等運轉士試驗、小形船乙種二等運轉士試驗、漁船乙種二等運轉士試驗、發動機船三等機關士試驗、及湖川港三等機關士試驗ニハ筆記試驗ヲ執行セス

第十九條　學術試驗ニ於テ筆記試驗ニ合格シ口述試驗ニ合格セサリシ者筆記試驗ニ合格シタル日ヨリ六月內ニ同一管海官廳ニ同種ノ受驗申請ヲ爲シタルトキハ一回ヲ限リ筆記試驗ヲ免除ス

第九條ニ定ムル朝鮮總督府ノ免狀ヲ有スル者及第十條ニ揭クル學校又ハ講習所ニ於テ卒業又ハ修業シタル者ニ對シテハ遞信大臣ノ認定スル所ニ依リ筆記試驗ヲ免除スルコトヲ得

前項ノ規定ニ該當スル學校又ハ講習所ハ別ニ之ヲ告示ス

第二十條　體格檢査ハ別表體格檢査標準表ニ依リ學術試驗ハ別表學術試驗科目表ニ依リ之ヲ執行ス

第二十一條　體格檢査ハ試驗ノ場所ニ別段ノ揭示ヲ爲ササル限リ試驗ノ初日ニ於テ之ヲ執行ス但シ當日終了セサルトキハ次日ニ之ヲ續行ス

學術試驗ヲ執行スル期日ハ筆記試驗ニ在リテハ試驗ノ場所ニ之ヲ揭示シ口述試驗ニ在リテハ受驗人ニ之ヲ通知ス

第二十二條　船舶職員試驗ノ執行ニ關スル手續ハ管海官廳ニ於テ之ヲ定メ試驗ノ場所ニ揭示ス

第二十三條　試驗執行中ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル事實ヲ發見シタルトキハ當該受驗人ニ付直ニ其ノ試驗ヲ停止スヘシ

一　受驗資格ナキコト

二　受驗禁止中ナルコト

三　試驗ニ關シ不正ノ行爲アリタルコト

受驗人前條ノ手續ニ違背シタルトキハ當該受驗人ニ付其ノ試驗ヲ停止スルコトアルヘシ

前各項ノ規定ニ依リ試驗ヲ停止シタルトキ又ハ試驗執行後第一項各號ノ一ニ該當スル事實アリタルコトヲ發見シタルトキハ管海官廳ハ當該受驗人ニ付試驗ノ全部又ハ一部ヲ無效トナスコトヲ得

第二十四條　試驗ニ合格シタルトキハ其ノ旨ヲ受驗人ニ通知ス

第五章　受驗禁止

第二十五條　試驗ニ關シ不正ノ行爲アリタル者ニ付テハ管海官廳ハ六月以上三年以下ノ期間ヲ定メ受驗ヲ禁止スルコトヲ得

第六章　受驗手數料

第二十六條　受驗手數料ハ體格檢査手數料及學術試驗手數料トシテ別表受驗料表ノ定ムル所ニ依ル

體格檢査手數料ハ受驗申請受理セラレタルトキ學術試驗手數料ハ體格檢査ニ合格シタルトキ直ニ納付スヘシ但シ第十七條第二項ノ規定ニ依リ體格檢査ヲ省略スル場合ニハ受驗申請受理セラレタルトキ直ニ學術試驗手數料ヲ納付スヘシ

第二十七條　受驗手數料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ第二號書式ノ納付書ニ貼用シ之ヲ納付スヘシ

前項ノ規定ニ依リ貼用シタル收入印紙ハ管海官廳ニ於テ消印スヘキモノトス但シ納付者ニ於テ自己ノ便宜上消印ヲ爲スハ妨ナシ

第二十八條　既納ノ受驗手數料ハ事由ノ如何ヲ問ハス之ヲ還付セス

附　則

本令ハ大正十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年遞信省令第二十一號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

明治三十八年遞信省令第二十一號船舶職員試驗規程ニ定ムル受驗履歴ニ適合スル履歴ヲ有スル者ハ本令第四條ノ規定ニ拘ラス本令施行後二年間ヲ限リ相當試驗ヲ受クルコトヲ得

本令施行前ニ執行シタル定期試驗ニ於テ筆記試驗ニ合格シ口述試驗ニ合格セサリシ者筆記試驗ニ合格シタル日ヨリ六月内ニ同一管海官廳ノ定期試驗ニ於テ同種ノ受驗申請ヲ爲シタルトキハ筆記試驗ヲ免除ス

五　農　業

○小作調停法（大正一三、七、二二　法律第一八號）

第一條　小作料其ノ他小作關係ニ付爭議ヲ生シタルトキハ當事者ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

當事者ハ合意ヲ以テ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二條　當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

第三條　調停ノ申立ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長又ハ郡長ヲ經テ之ヲ爲スコトヲ得

第四條　前條ノ規定ニ依ル調停ノ申立アリタルトキハ市町村長又ハ郡長ハ遲滯ナク申立ニ關スル書類ヲ裁判所ニ送付シ且町村長ニ在リテハ郡長ニ、郡長ニ在リテハ町村長ニ申立アリタル旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

爭議ノ目的タル土地カ數郡市町村ニ亘ル場合ニ於テハ調停ノ申立ヲ受ケタル市町村長又ハ郡長ハ遲滯ナク關係市町村長及郡長ニ前項ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第五條　裁判所直接ニ調停ノ申立ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ事件ヲ移送スル場合ハ此ノ限ニアラス

第六條　調停ノ申立ハ爭議ノ實情ヲ明ニシテ之ヲ爲スヘシ

第七條　調停ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ申立ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村長、郡長又ハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第八條　爭議ノ目的タル土地カ數箇ノ裁判所ノ管轄區域内ニ存スル場合ニ於テ調停ノ申立ヲ受ケタル地方裁判所又ハ區裁判所相當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ他ノ管轄地方裁判所又ハ管轄區裁判所ニ移送スルコトヲ得管轄權ナキ裁判所カ調停ノ申立ヲ受ケタルトキ亦同シ

前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコ

トヲ得ス

第一項ノ場合ニ於テ事件ノ移送ヲ受ケタル裁判所ハ遲滯ナク爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第九條　調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟カ繫屬スルトキハ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止ス

第十條　裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス但シ爭議ノ實情ニ鑑ミ之ヲ開カスシテ調停ヲ爲スコトヲ得

當事者ノ申立アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス裁判所ハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス

第十一條　裁判所事情ニ依リ適當ナル者アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス之ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條　當事者多數ナル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ代表シテ調停ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲サシムル爲總代ヲ選任スルコトヲ得

裁判所前項ノ規定ニ依ル總代ナキ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ總代ノ選任ヲ命スルコトヲ得

總代ハ當事者中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ要ス

第十三條　總代ノ選任ハ書面ヲ以テ之ヲ證スルコトヲ要ス

總代ノ解任ハ之ヲ裁判所ニ屆出ツルニ非サレハ其ノ效ナシ

第十四條　裁判所ハ期日ヲ定メ當事者又ハ總代ヲ呼出スコトヲ要ス

前項ノ呼出ヲ受ケタル當事者又ハ總代ハ正當ノ理由ナクシテ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五條　調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ調停ニ參加スルコトヲ得

裁判所ハ調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ノ參加ヲ求ムルコトヲ得

第十六條　當事者、總代及利害關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシメ又ハ補佐人ヲ同伴スルコトヲ得

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十七條　爭議ノ目的タル土地ノ所在地又ハ當事者ノ住所地ノ市町村長又ハ郡長ハ裁判所ニ對シ事件ノ經過ニ付陳述ヲ爲スコトヲ得

第十八條　裁判所必要アリト認ムルトキハ小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長其ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求ムルコトヲ得

第十九條　小作官ハ期日ニ出席シテ又ハ期日外ニ於テ裁判所ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十條　裁判所必要アリト認ムルトキハ事實ノ調査ヲ小作官ニ囑託スルコトヲ得

第二十一條　裁判所ニ於ケル調停手續ハ之ヲ公開セス但シ裁判所ハ相當ト認ムル者ノ傍聽ヲ許スコトヲ得

第二十二條　裁判所ハ費用ヲ要スル行爲ニ付當事者ノ一方又ハ雙方ヲシテ其ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

第二十三條　裁判所ニ對スル申立其他ノ申述ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ

得

口頭ヲ以テ申述ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二十四條　裁判所ノ調停ニ付テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二十五條　裁判所ハ調停前調停ノ爲必要ト認ムル措置ヲ爲スコトヲ得

第二十六條　裁判所ノ調停條項中ニ費用ノ負擔ニ關スル定ヲ爲ササルトキハ各當事者ハ其ノ支出シタル費用ヲ自ラ負擔ス

第二十七條　調停ハ裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス

第二十八條　調停委員會ハ調停主任一人及調停委員二人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十九條　調停主任ハ判事ノ中ヨリ毎年豫メ地方裁判所長之ヲ指定ス

調停委員ハ調停ニ適當ナル者ニ就キ地方裁判所長ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス但シ當事者カ合意ヲ以テ選定シタル者アルトキ又ハ地方裁判所長ノ選任シタル者ニ就キ當事者双方カ各別ニ選定シタル者アルトキハ其ノ者ノ中ヨリ先ツ之ヲ指定スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十條　調停主任ハ爭議ノ實情ニ鑑ミ適當ト認ムル場所ニ於テ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス

第三十一條　調停委員會ニ於ケル調停手續ハ調停主任之ヲ指揮ス

第三十二條　調停委員會ノ決議ハ調停委員ノ過半數ノ意見ニ依ル可否同數ナルトキハ調停主任ノ決スル所ニ依ル

第三十三條　調停委員會ノ評議ハ之ヲ秘密トス

第三十四條　第十一條乃至第二十六條ノ規定ハ調停委員會ノ調停手續ニ之ヲ準用ス

第三十五條　調停委員會ハ當事者、總代又ハ利害關係人ノ陳述ヲ聽キ且必要ト認ムルトキハ證據調ヲ爲スコトヲ得

調停委員會ハ調停主任ヲシテ證據調ヲ爲サシメ又ハ之ヲ區裁判所ニ囑託スルコトヲ得

證據調ニ付テハ民事訴訟法ヲ準用ス

證人及鑑定人ノ受クヘキ旅費、日當及止宿料ニ付テハ民事訴訟費用法ヲ準用ス

第三十六條　期日ニ於テ調停成ラサルトキハ調停委員會ハ適當ト認ムル調停條項ヲ定ムルトコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ調停條項ヲ定メタル場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ調書ノ正本ヲ當事者、總代アルトキハ總代ニ送付シ且當事者又ハ總代カ其ノ送付ヲ受ケタル後一月內ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月內ニ調停委員會ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

調停委員會ハ中立ニ因リ前項ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得

期間ノ伸長ハ之ヲ相手方、總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ調停條項ニ對シ異議ヲ述ヘタルトキハ調停委員會ハ其ノ旨ヲ相手方、總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

第三十七條　調停委員會第二條ニ規定スル

事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲ササルコトヲ得

第三十八條　調停成リタルトキ又ハ第三十六條第三項ノ規定ニ依リ調停ニ同意シタルモノト看做サレタルトキハ裁判所ハ調停主任ノ報告ヲ聽キ調停ノ認否ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

調停認可ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

調停不認可ノ決定ニ對シテハ當事者又ハ總代ハ民事訴訟法ニ從ヒ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三十九條　裁判所ハ調停カ著シク公正ナラスト認ムル場合ニ非サレハ調停不認可ノ決定ヲ爲スコトヲ得ス

第四十條　調停委員會ヲ開キタル場合ニ於テハ調停ハ認可決定アリタルトキニ限リ裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス

第四十一條　裁判所調停認可ノ決定ヲ總代ニ告知シタル場合ニ於テハ調停條項ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市役所又ハ町村役場ノ掲示場ニ掲示スルコトヲ要ス

第四十二條　調停委員會必要アリト認ムルトキハ調停ノ經過ヲ公表スルコトヲ得

第四十三條　調停事件終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ結果ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第四十四條　當事者又ハ利害關係人ハ手數料ヲ納付シテ記錄ノ閲覽若ハ謄寫又ハ其ノ正本、謄本、抄本若ハ事件ニ關スル證明書ノ付與ヲ裁判所書記ニ求ムルコトヲ得但シ當事者カ事件ノ繫屬中記錄ノ閲覽又ハ謄寫ヲ爲ス場合ニ於テハ手數料ヲ納付スルコトヲ要セス

第四十五條　調停委員及第十一條又ハ第三十四條ノ規定ニ依リ勸解ヲ爲シタル者ニハ旅費、日當及止宿料ヲ給ス

第四十六條　第四十四條ノ手數料並前條ノ旅費、日當及止宿料ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條　本法中郡トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳管轄區域、郡長トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳長、島司ヲ置キタル島嶼ニ於テハ島司トス

本法中町村、町村長又ハ町村役場トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村、町村長又ハ町村役場ニ準スルモノトス

第四十八條　第三十四條ノ規定ニ依ル呼出ヲ受ケタル者正當ノ理由ナクシテ出頭セサルトキハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

非訴事件手續法第二百七條及第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第四十九條　調停委員又ハ調停委員タリシ者故ナク評議顚末又ハ調停主任調停委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ勅令ヲ以テ指定スル地區ニ之ヲ施行セス

○小作調停法施行期日及地區ニ關スル勅令

（大正一三、九、二五　勅令第二二八號）

小作調停法ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

小作調停法附則第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ施行セサル地區ヲ指定スルコト左ノ如シ

長崎縣
宮城縣
福島縣
岩手縣
青森縣
山形縣
秋田縣
鹿兒島縣
沖繩縣

○小作調停法ノ手數料等ニ關スル勅令（大正一三、一一、三 勅令第二五三號）

大正十一年勅令第三百三十九號第二條乃至第四條ノ規定ハ小作調停法第四十四條ノ手數料並第四十五條ノ旅費日當及止宿料ニ付之ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正十一年七月十二日公布　勅令第三百三十九號

勞働法規

借地借家調停ノ件抄錄

手數料ニ關スル件

第二條　借地借家調停法第三十條ノ手數料ハ各一件ニ付二十錢トス

第三條　調停委員及借地借家調停法第十七ノ規定ニ依リ調停ノ補助ヲ爲シタル者ノ日當ハ一日六圓以内、止宿料ハ一日八圓以内ニ於テ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル

第四條　調停委員及借地借家調停法第十七條ノ規定ニ依リ調停ノ補助ヲ爲シタル者ノ旅費ハ鐵道又ハ汽船ヲ通スル水路ニ在リテハ二等旅客運賃、運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スルモノニ在リテハ上級ノ運賃、其ノ等級ヲ設ケサルモノニ在リテハ其ノ乘車又ハ乘船ニ要スル運賃ニ依リ汽船ヲ通セサル水路ニ在リテハ一海里毎ニ十五錢、其ノ他ニ在リテハ一里毎ニ九十錢トス但シ一海里未滿又ハ一里未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

○農商務省官制中改正（大正一三、九、九 勅令第二〇四號）

第九條ノ四中「二十人」ヲ「二十二人」ニ改ム

第十條ノ二農務局ニ小作官專任四人小作官補專任四人ヲ置ク

小作官ハ奏任トス小作爭議調停ニ關スル事務ヲ掌ル

小作官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ小作爭議調停ニ關スル事務ニ從事ス

第十四條中「八十九」ヲ「九十二人」ニ、「百七十七人」ヲ「百八十人」ニ改ム

第十五條中「百七十二人」ヲ「百七十六人」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治三十一年十月二十二日公布　勅令第二百八十二號農商務省官制抄錄

第九條ノ四中二十人ハ專任農商務事務官、第十四條中八十九人ハ專任技師、百七十七人ハ專任技手、第十五條中百七十二人ハ專任農商務屬ノ定員ナリ

○高等官官等俸給令中改正（大正一三、九、九 勅令第二〇五號）

第十四條中「農商務事務官」ノ次ニ「農商

務省小作官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

六　借地借家

○借地借家臨時處理法

（大正一三、七、二二　法律第一六號）

第一條　本法ニ於テ借地借家ト稱スルハ借地法及借家法ニ於ケル借地借家ヲ謂フ

第二條　地代、家賃、敷金其ノ他借地借家ノ條件カ著シク不當ナルトキハ當事者ノ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聞キ從前ノ賃貸聽キ借地借家關係ヲ衡平ナラシムル爲其ノ條件ノ變更ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ裁判所ハ敷金其ノ他ノ財産上ノ給付ノ返還ヲ命シ又ハ其ノ給付ヲ地代若ハ家賃ノ前拂ト看做シ其ノ他相當ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第三條　大正十二年九月ノ震災ニ因リテ滅失シタル建物ノ借主ハ其ノ建物ノ敷地又ハ其ノ換地ノ上ニ新ニ築造セラレタル建物ニ付其ノ完成前賃借ノ申立ヲ爲シタルトキハ他ノ者ニ優先シテ之ヲ賃借スルコトヲ得滅失シタル建物ノ敷地又ハ其ノ換地ノ上ニ築造セラレタル假設建築物ノ借主亦同シ

前項ノ申出ヲ受ケタル者申出ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ拒絶ノ意思ヲ表示セサルトキハ申出ヲ承諾シタルモノト看做ス

第一項ノ申出ハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ拒絶スルコトヲ得ス

第四條　前條ノ場合ニ於テ借家ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聞キ從前ノ賃貸借ノ條件、建物ノ狀況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ借家關係ヲ定ムルコトヲ得

第五條　新ニ築造セラレタル建物ニ付第三條第一項ノ規定ニ依リ賃借ノ申出ヲ爲シタル者數人アル場合ニ於テ賃借スヘキ建物ノ割當ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ從前ノ建物又ハ假設建築物ノ狀況、借主ノ職業其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ割當ヲ爲ス

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ裁判所ハ抽籤ノ方法ヲ用ヰテ割當ヲ爲スコトヲ得

裁判所ハ當事者間ノ衡平ヲ維持スル爲必要アリト認ムルトキハ割當ヲ受ケサル借主又ハ著シク不利益ナル割當ヲ受ケタル借主ノ爲割當ニ因リ著シク利益ヲ受ケタル他ノ借主ニ對シ相當ナル出捐ヲ命スルコトヲ得

第六條　大正十二年九月ノ震災ニ因リテ滅失シタル建物ニ居住シタル者カ其ノ建物ノ敷地ノ上ニ假設建築物ヲ築造シタル場合ニ於テ敷地ノ借主カ之ニ同意シタルトキハ其ノ同意ニ付地主ノ承諾ヲ得サリシ場合ト雖地主ハ之ヲ理由トシテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得ス但シ裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニアラス

第七條　借地ノ上ニ存スル借地人ノ建物カ大正十二年九月ノ震災ニ因リ滅失シタル場合ニ於テハ其ノ借地權ハ借地權ノ登記及其ノ土地ノ上ニ存スル建物ノ登記ナキモ之ヲ以テ大正十三年七月一日以後其ノ土地ニ付權利ヲ取得シタル第三者ニ對抗スルコトヲ得

第八條　第二條及第四條乃至第六條ノ規定ニ因ル裁判ハ借地又ハ借家ノ所在地ヲ管

轄スル區裁判所ニ於テ非訴事件手續法ニ代リ之ヲ爲ス

第九條　鑑定委員會ハ五人以上ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十條　鑑定委員ハ特別ノ知識經驗アル者其ノ他適當ナル者ニ就キ毎年豫メ地方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス

第十一條　鑑定委員會ノ決議ハ委員ノ過半數ノ意見ニ依ル

第十二條　鑑定委員會ノ評議ハ秘密トス

第十三條　鑑定委員ニハ旅費、日當及止宿料ヲ給ス其ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條　借地借家調停法第四條ノ二及第五條ノ規定ハ第二條第四條及第五條ノ規定ニ依ル申立並第六條ノ規定ニ依ル許可ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ調停ニ付スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十五條　第二條及第四條乃至第六條ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

第十六條　本法ニ依ル裁判ニシテ財産上ノ給付ヲ命スルモノハ執行力ヲ有ス債務名義タルノ効力ヲ有ス

第十七條　本法ニ依ル裁判ノ費用ニ付テハ民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條ノ規定ニ依ル

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ大正十八年四月三十日迄其ノ効力ヲ有ス

本法失効ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔參照〕

明治二十三年八月十六日公布　法律第六十四號民事訴訟費用法抄錄

第十六條　强制執行及ヒ非訴事件ニ關シ費用ハ執行吏手數料規則ニ定メタルモノヲ除ク外前數條ノ規定ヲ準用シテ之ヲ算定ス

强制執行又ハ非訴事件ニ關シテ保管人若クハ管理人ヲ任命シタルトキハ其費用ハ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル

明治二十三年八月十六日公布　法律第六十五號民事訴訟用印紙法抄錄

第十六條　非訴事件ニ關スル申立又ハ申請ニシテ請求ノ價格二十圓以下ナル場合ニ於テハ二十錢ノ印紙、二十圓ヲ超過スル場合ニ於テハ二十五錢ノ印紙ヲ貼用ス可シ但第六條ノ三ノ規定ハ非訴事件ニ之ヲ準用ス左ニ掲クル申立又ハ申請ニシテ請求ノ價格二十圓以下ナル場合ニ於テハ五十錢ノ印紙ヲ、二十圓ヲ超過スル場合ニ於テハ一圓ノ印紙ヲ貼用ス可シ

一　裁判上代位ノ申請

二　競賣法ニ依ル競賣ノ申立

三　競賣法ニ依ル競賣又ハ不動產登記ニ關スル抗告非訴事件ニ關スル申立又ハ申請ニシテ請求ノ價額ナキモノハ其ノ請求ノ價格二十圓以下ノモノト看做ス

第十一條及ヒ第十二條ノ規定ハ之ヲ非訴事件ニ準用ス

○借地借家臨時處理法施行地區ニ關スル勅令

（大正一三、八、一一　勅令第一七四號）

借地借家臨時處理法ハ大正十三年八月十五日ヨリ東京府及神奈川縣ノ内借地法及借家法ノ施行地區ニ之ヲ施行ス

前項ノ地區外ニ跨リテ築造セラレタル建物アル場合ニ於テハ借地借家臨時處理法ハ其ノ建物ノ存スル場所ニ付亦之ヲ適用ス

○借地借家調停法中改正

（大正一三、七、二二　法律第一七號）

第四條ノ二　借地借家關係ノ爭議ニ付訴訟カ繫屬スルトキハ受訴裁判所ハ職權ヲ以テ事件ヲ調停ニ付スルコトヲ得

第五條　調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟カ繫屬スルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ事件カ調停ニ付セラレタルトキハ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止ス

第三十二條　調停委員會ノ呼出ヲ受ケタル當事者カ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五十圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

非訴事件手續法第二百七條及第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正十一年四月十二日公布　法律第四十一號借地借家調停法抄錄

第五條　調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟カ繫屬スルトキハ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止ス

明治三十一年六月二十一日公布　法律第十四號非訴事件手續法抄錄

第二百七條　過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ

當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス

抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

第二百八條　過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ニ從ヒテ之ヲ爲ス但シ執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

○借地法及借家法施行地區擴張ニ關スル勅令

（大正一三、八、一一　勅令第一七三號）

左ノ地區ニハ大正十三年八月十五日ヨリ借地法及借家法ヲ施行ス

東京府

荏原郡ノ内

大森町、大井町、入新井町、目黑町、平塚村

豐多摩郡ノ内

中野町、落合町、代々幡町

北豐島郡ノ内

板橋町　王子町、三河島町、尾久町、

長崎村
南足立郡ノ内
千住町
南葛飾郡ノ内
隅田町

前項ノ地區外ニ跨リテ築造セラレタル建物アル場合ニ於テハ借地法及借家法ハ其ノ建物ノ存スル場所ニ付之ヲ適用ス

七　共濟組合

○遞信部內職員共濟組合規則中改正（大正一三、一〇、二一　遞信省令第四四號）

第十八條中「トナリタル後六月以上ヲ經過シタル者」ヲ削リ一號「加入期間」ノ下ニ「六月以上」ヲ加ヘ一號ヲ二號ニ、二號ヲ三號ニ改メ左ノ一號ヲ加フ

一　加入期間六月未滿ノ者　給料三月分ニ相當スル額

第二十條第一項中「トナリタル後六月以上ヲ經過シタル者」ヲ削リ一號「加入期間」ノ下ニ「六月以上」ヲ加ヘ一號ヲ二號ニ、二號ヲ三號ニ、三號ヲ四號ニ改メ左ノ一號ヲ加フ

一　加入期間六月未滿ノ者　別表第一號ニ依ル額ノ十分ノ七

同條第二項中「其ノ他官署ノ都合」ノ下割註ヲ削ル

第三十二條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ脫退給與金ハ此ノ限ニアラス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前第十八條、第二十條及第三十二條ニ該當ノ事故發生シタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔參照〕

大正九年十月四日遞信省令第百七號遞信部內職員共濟組合規則抄錄

第十八條　死亡給與金ハ組合員トナリタル後六月以上ヲ經過シタル者死亡シタルトキ左ノ區別に依り遺族ニ之ヲ給與スルモノトス

一　加入期間一年未滿ノ者　給料六月分ニ相當スル額

第二十條　脫退給與金ハ組合員トナリタル後六月以上ヲ經過シタル者退脫シタルトキ左ノ區別ニ依リ之ヲ給與スルモノトス

一　加入期間一年未滿ノ者　別表第一號ニ依ル額ノ十分ノ八

死亡若ハ職務ノ傷痍疾病、廢廳、廢職其ノ他官署ノ都合成績不良ノ爲解職シタル者ヲ除ク ニ依リ又ハ兵役ニ服スル爲退職シタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス別表第一號ニ依ル額ヲ給與ス

第三十二條第一項

組合員犯罪ニ因リ死亡シタルトキ又ハ懲戒處分若ハ刑事裁判ニ因リ解職セラレタルトキハ救濟金ヲ給與セス

八　簡易保險

○簡易保險規則中改正（大正一三、六、九　遞信省令第三〇號）

第十二條　第六號及第十二號ヲ左ノ如ク改ム

六　被保險者ノ氏名及生年月日

十二　保險料ノ併合拂込ヲ爲サムトスルトキハ其ノ旨並保險證書ノ記號番號及第二十條ノ三第一項ノ指定日

第十三條ノ二　保險契約ノ申込ヲ爲サムトスル者ト被保險者タルヘキ者ト其ノ所在地ヲ異ニスル爲保險契約申込ノ際被保險者タルヘキ者カ第十二條ノ規定ニ依ル記

名調印又ハ前條ノ規定ニ依ル面接ヲ爲シ難キトキハ其ノ所在地ノ郵便官署ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ保險申込書ニ被保險者タルヘキ者ノ住所ヲ記載スヘシ

第十五條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四ノ二　第九條ノ場合ニ於テハ其ノ代表者ノ氏名

第十八條ノ二　保險料ノ集金ハ一月一日ヨリ一月三日迄ハ之カ取扱ヲ爲サス

第二十條ノ六中「申込中ノ」ヲ「申込ヲ爲サムトスル」ニ改メ左ノ但書ヲ加フ

但シ保險料領收帳アルモノハ之ヲ保險申込書ニ添附シ保險料併合拂込請求書ハ之ヲ差出スコトヲ要セス

第二十二條ノ二　被保險者カ保險契約ノ效力發生後ノ傷害ニ依リ兩手、兩足若ハ一手及一足ヲ失ヒ又ハ兩眼ヲ盲シタル場合ニ於テ保險契約者保險契約ノ解除ヲ爲ササル旨ヲ表示シテ其ノ事實ノ承認ヲ請求シ簡易保險局之ヲ認メタルトキハ將來ノ保險料ハ之ヲ拂込ムコトヲ要セス

第二十二條ノ三　保險契約者前條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ癈疾承認請求書ニ保險證書、醫師ノ診斷書及傷害ノ事實ヲ證明スルニ足ル書類ヲ添ヘ郵便局ニ差出シ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ

第二十二條ノ四　簡易保險局第二十二條ノ二ノ事實ヲ認メタルトキハ保險證書ニ保險料ノ拂込ヲ要セサル旨及承認ノ年月日ヲ記載シ之ヲ保險契約者ニ交付ス

第二十六條ノ二　第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ關東廳管內ニ於テ保險金支拂ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ此ノ限ニアラス

第二十八條第一項本文ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第二十二條ノ二ノ規定ニ依リ保險料ノ拂込ヲ要セサル場合ハ此ノ限ニアラス

第三十四條中「之ヲ郵便局ヲ經テ簡易保險局ニ屆出ツヘシ」ヲ「保險證書訂正請求書ニ保險證書ヲ添ヘ郵便局ヲ經テ簡易保險局ニ差出シ郵便局ヨリ保險證書ノ受領證ヲ受取ルヘシ此ノ場合ニ於テ保險契約者ノ代表者ヲ變更シタルモノナルトキハ保險料領收帳ヲモ添附スヘシ」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

第三十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

保險契約者關東廳管內、南洋廳管內及簡易生命保險法施行區域內相互間ニ移轉シ又ハ保險料拂込場所ヲ變更シタル場合ハ前項ノ規定ニ準シ屆出ツヘシ關東廳又ハ南洋廳管內ニ於テ住所又ハ保險料拂込場所ヲ變更シタル場合亦同シ

第三十七條ノ二第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

關東廳及南洋廳管內ニ在ル保險契約者他ノ簡易生命保險法施行區域外ニ移轉シタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ準シ他ノ施行區域外ヨリ同廳管內ニ移轉シタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ準シ屆出ツヘシ

第五十七條ノ二本文中「但シ保險契約ノ效力發生後五年內ニ一ノ下ニ「第二十二條ノ二ノ規定ニ依リ保險料ノ拂込ヲ要セサルコトト爲リタルモノ又ハ」ヲ加フ

別表第四

第五十七條ノ二ノ規定ニ依ル保險料還附額

一　保險料還附額ハ第二十二條ノ二ノ規

定ニ依リ保險料ノ拂込ヲ要セザルモノ又ハ保險契約ニ變更アリタルモノヲ除キ左記ニ相當スル額トス

（第一表及第二表略）

九　國籍

○國籍法中改正

（大正一三、七、二二　法律第一九號）

第二十條ノ二　勅令ヲ以テ指定スル外國ニ於テ生マレタルニ因リテ其國ノ國籍ヲ取得シタル日本人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本ノ國籍ヲ留保スルノ意思ヲ表示スルニ非サレハ其出生ノ時ニ遡リテ日本ノ國籍ヲ失フ

前項ノ規定ニ依リ日本ノ國籍ヲ留保シタル者又ハ前項ノ規定ニ依ル指定前其指定セラレタル外國ニ於テ生マレタルニ因リテ其國ノ國籍ヲ取得シタル日本人當該外國ニ國籍ヲ有シ且其國ニ住所ヲ有スルトキハ其志望ニ依リ日本ノ國籍ノ離脱ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ國籍ノ離脱ヲ爲シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ

第二十條ノ三　前條第一項ノ外國以外ノ外國ニ於テ生マレタルニ因リテ其國ノ國籍ヲ取得シタル日本人カ其國ニ住所ヲ有スルトキハ內務大臣ノ許可ヲ得テ日本ノ國籍ノ離脫ヲ爲スコトヲ得

前條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ國籍ノ離脫ヲ爲シタル者ニ之ヲ準用ス

第二十四條中「前六條」ヲ「第十九條、第二十條及前三條」ニ、「前七條」ヲ「前八條」ニ改ム

第二十六條中「第二十條、第二十條ノ二又ハ第二十一條」ヲ「第二十條乃至第二十一條」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第二十七條ノ二　國籍ノ離脫及回復ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔參照〕

明治三十二年三月十六日公布　法律第六十六號國籍法抄錄

第二十條ノ二　外國ニ於テ生マレタルニ因リテ其國ノ國籍ヲ取得シタル日本人カ其國ニ住所ヲ有スルトキハ內務大臣ノ許可ヲ得テ日本ノ國籍ヲ回復スヲ得但第十六條ニ揭ケタル者カ日本ノ國籍ノ離脫ヲ爲ス コトヲ得

前項ノ許可ノ申請ハ國籍ノ離脫ヲ爲ス者カ十五年未滿ナルトキハ法定代理人ヨリ之ヲ爲シ滿十五年以上ノ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ法定代理人ノ同意ヲ得テ之ヲ爲スコトヲ要ス

繼父、繼母、嫡母又ハ後見人カ前項ノ申請又ハ同意ヲ爲スニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

國籍ノ離脫ヲ爲シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ

第二十四條　滿十七年以上ノ男子ハ前六條ノ規定ニ拘ハラス既ニ陸海軍ノ現役ニ服シタルトキ又ハ之ニ服スル義務ナキトキニ非サレハ日本ノ國籍ヲ失ハス

現ニ文武ノ官職ヲ帶フル者ハ前七條ノ規定ニ拘ハラス其ノ官職ヲ失ヒタル後ニ非サレハ日本ノ國籍ヲ失ハス

第二十六條　第二十條第二十條ノ二又ハ第二十一條ノ規定ニ依リテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者カ日本ニ住所ヲ有スルトキハ內務大臣ノ許可ヲ得テ日本ノ國籍ヲ回復スルコトヲ得但第十六條ニ揭ケタル者カ日

本ノ國籍ヲ失ヒタル場合ハ此限ニアラス
前項ノ許可ノ申請ハ第二十條ノ二ノ規定ニ依リテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者カ十五年未滿ナルトキハ日本ノ國籍ノ離脱ノ際其者ノ屬セシ家ニ在ル父、父之ヲ爲スコト能ハサルトキハ母、母之ヲ爲スコト能ハサルトキハ祖父、祖父之ヲ爲スコト能ハサルトキハ祖母ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス

○戸籍法中改正

（大正一三、七、二二 法律第二〇號）

第百五十一條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ國籍法第二十條ノ二又ハ第二十條ノ三ノ規定ニ依ル國籍喪失者ニ附テハ此限ニアラス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○

（大正一三、一一、一五 勅令第二六一號）

大正十三年法律第十九號ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

○

（大正一三、一一、一五 勅令第二六二號）

國籍法第二十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ外國ヲ指定スルコト左ノ如シ

一 亞米利加合衆國　二 亞爾然丁國
三 伯剌西爾國　四 加奈陀
五 智利國　六 秘露國

附則

本令ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

○

（大正一三、一一、一五 勅令第二六三號）

大正十三年法律第二十號ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附錄二 文獻

A 雜誌掲載 社會問題關係記事

社會政策時報(月)—社時、東洋經濟新報(週)—東經、法學協會雜誌(月)—法學、法學志林(月)—志林、法學論叢(月)—法論、經濟學論集(四)—經論、經濟論叢(月)—經濟、商學研究(三)—商學、東亞經濟研究(四)—東亞、國家學會雜誌(月)—國家、同志社論叢(三)—同志、三田學會雜誌(月)—三田、國民經濟雜誌(月)—國民、商業及經濟研究(四)—商業、大原社會問題研究所雜誌(二)—大原、社會問題研究(月)—社問、時事經濟問題(月)—時事、史學雜誌(月)—史學、歷史と地理(月)—歷史、哲學雜誌(月)—哲誌、哲學研究(月)—哲學、思想(月)、日本心理學雜誌(四)—心理、大藏省理財局月報—理財、統計時報(三)—統計、統計集誌(月)—集誌、統計學雜誌(月)—統學、勞働科學研究(四)—勞研、日本社會學雜誌(月)—日社、我等(月)、外交時報(月)—外交、中央公論(月)—中央、文化生活の基礎(月)—文生、文化生活(月)—文活、太陽(月)、斯民(月)、財政經濟時報(月)—財政、農政研究(月)—農政、文化(月)丁酉倫理講演集(月)—丁酉、國際知識(月)—國際、改造(月)中央法律新報(月)—中法、エコノミスト(月)—エコ、文明大觀(月)—文明、宗教と思想(月)—宗教、女性改造(月)—女性、婦人と新社會(月)、婦人、婦人公論(月)—婦論、婦人と勞働(月)—婦勞、政治研究政治運動(月)—政治、文藝戰線(月)—文藝、自由論攷(月)—自由、マルクス主義(月)—マル、進(月)、青年運動(月)—青年、潮流(月)、勞働文化(月)—勞文、社會思想(月)—社會、社會主義研究

(月)—主義、帝國農會報(月二)—農會、産業組合(月)—産業、通商公報(週二)—通商、國際事情(週)—國情、海外時報(月二)—海外、調査時報(月)—南滿、東京市電調査資料—市電、勞働時報(月)—勞時、東京工場懇話會々報—東工、銀行通信錄(月)—東銀、大阪銀行通信錄(月)—大銀、經濟資料(月)—經資、筑豐石炭鑛業組合月報(月)—筑豐、大阪商業會議所月報(月)—大商、東京商業會議所報(月)—東商、職工問題資料—職工、國際勞働問題資料—國勞、資料彙報—資料、長崎高商研究館彙報—長崎、

一　勞働問題

社會政策の意義(商業三六)　山口正太郎
アダム・スミスと社會政策(社時・五〇、五一)　伊東乃
社會政策について(社時・四八)　瀧本誠一
新社會政策に關する國際運動(社時・四八)　永井亨
勞働協約の研究(一)(社時・五一)　安井英二
所謂福利施設の解釋と動機とに關する一私見(商業・三四)　村本福松
社會保險の分科と其實施機關(社時・四二)　清水玄
産業別失業保險近況(社時・四一)　森田良雄
企業に於ける豫算編成(七)勞働豫算(資料一四三)
作業時間と生産(資料一三八)
新奇なる幸福增進基金(資料一四二)
口頭職業試驗法(資料一六八)　久留弘三
産業の破壞者は誰ぞ(勞文・一・三)
ラウントリー　國際勞働局東京支局
住宅の餘暇利用に及ぼす影響(社時・四九)　神田孝一
人件管理問題としての郵船事件考察(社時・五〇)　佐倉重夫
家族賃銀の意義(社時・五〇)　野田信夫
科學的管理法と勞働者の福利(社時・四一)　增田幸一
關西に於ける適性考査施行の現況(社時・四三)
賃銀問題の一爭點(東經・一一一〇)　渡邊鐵藏
標準工程賞與法(經論・三・二)　丸谷喜市
最低賃銀に就て(國民・三七・六)　田村有年
錯誤も甚だしい都市失業者の歸農論(農會・一四・二)
少年勞働者の雇傭狀態(エコ・二・一八)　吉田寧
本邦硝子工業勞働事情(社時・四五、四六)
本邦電車從業員勞働事情(社時・四七、四八、四九)　岡得太郎
自由勞働者と失業問題(東工・一八)
失業者對策(改造・六・一二)　堀江歸一
失業問題に關する我國政治家の理解(改造・六・一二)　永井亨
近代世相を通じて見たる失業脅威(改造・六・一二)　遊佐敏彥
失業の惱みと社會不安(東工・一九)　豐原又男

失業勞働者と其兒童（エコ・二・九）　奥井復太郎
神戸市に於ける白川勞働者の失業及生活狀態（社時・四六）　久留弘三
我國最初の失業調査（社時・四五、四六）　遊佐敏彦
資本本位の財政經濟と失業及其對策（改造・六・一二）　高橋龜吉
失業に對抗する鬪（譯）（社時・四七）　國際勞働局
勞働移動防止に關する研究（社時・四二）　前田一
勞働組合と失業保險（社時・四四）　森田良雄
失業救濟としての移民政策（社時・四五）　森田良雄
失業問題と其に基く若干の推定（太陽・三〇・一二）　福田德三
職業市場に見はれた就職難の解剖的考察（改造・六・八）　安田龜一
失業問題の數的考察（統學・四五三、四）　福田德三
失業問題（時事・二九）　久留弘三
產業立憲運動の提唱（勞文・一・二）　永井亨
勞働者の啓蒙運動（勞文・一・二）　北野大吉
勞働者教育の先覺者ロバード・オーウエン（勞文・一・五）
資本主義未だ死せず（東經・一〇八九）　安部磯雄
勃興し來れる勞働學校（東經・一一一〇）　北川萬里
人間の勞働は四時間で足りる（婦勞・二・七）　湊不三男
勞働者教育と知識階級（財政・一一・一八）　原田
ラッセル氏の「產業文明の前途」（文化・六・四）　奥井復太郎
ラスキンの勞働者教育（三田・一八・六）　鈴木久藏
產業災害の起因に就て（社時・四九）　河田嗣郎
勞働者負傷の原因調査（經濟・一八・三）　蜷川虎三
漁船の遭難に就いて（經濟・一九・三）　タッグ著　桐原葆見譯
機械工の素質に就て（勞研・一・一）
晝夜交代作業の身體機能に及ぼす影響（勞研・一・一、三）　石川知福
工場作業の精神物理的機能に及ぼす影響（勞研・一・一）　桐原葆見
勞働科學に就て（勞研・一・一）　暉峻義等
晝夜交代作業に於ける體重の消長に就て（勞研・一・一、三）　八木高次
英國に於ける工場疲勞研究輓近の進歩（勞研・一・二）　吨峻義等
作業能の日時的週期性に就て（心理・二・二）　藤岡巖
硝子工場の衞生狀況並從業者の身體に關する調査（醫學・四四八）　古瀨安俊
麵麭燒業者の疾病並衞生學的考察（醫學・四四七）　古瀨安俊
白鉛及赤鉛製造工場に於ける衞生調査（勞時・五）
蓄電池工場に於ける鉛中毒（勞時・一）
鑛夫死亡者の年齢階級的觀察（勞時・九）
清酒釀造勞働事情（勞時・九）
炭鑛夫に於ける寄生虫の實驗報告（勞時・四・五）
亞硫酸中毒症に關する實驗報告（勞時・八）

計器製作工場に於ける職工の水銀中毒（勞時・七）　稗方弘毅
勞働統計の調査方法に就て（統學・四五六）　榊原平八
第三回全國家賃調査（社時・五一）　榊原平八
本邦に於ける生計調査の概要（社時・四六）　林平馬
本邦職工の生計調査報告（社時・四〇）　林平馬
本邦俸給生活者の生計調査報告（社時・四二）　林平馬
漁業勞働者の所得（東經・一一〇一）　林平馬
國際社會問題としての生活標準（外交・三九・四、六、七、一一、四〇・九、一〇）　綾川武治
勞働者の生計實狀（財政・一一・二一、二二、二三）　常松三郎
朝鮮人工場勞働者に關する統計的考察（業務資料一）　林原憲貞
勞働者銀行の研究（文化・七・六）　堺利彦
水平社大會の印象（改造・六・四）　山川均
一九二三に於ける世界の傭主團體（譯）（大商・二〇五、二〇六）　湊不三男
勞働者の組織力（資料・二〇〇）　黑田禮二
本邦に於ける勞働委員會の近況（勞時・一）　北澤新次郎
工場委員會の成績（資料・一一三）　柳田民藏
勞働代表としての鈴木文治君に呈し其矛盾を詰問する公開狀（改造・六・五）　湊不三男
鈴木文治氏の進退に關し福田博士の妄論を駁す（改造・六・六）　福田德三
鈴木文治氏の進退に關し福田、赤松兩氏の論戰を評す（潮流・一・四）　赤松克麿
同盟罷業の合法性と其私法的効果（法學・四二・五、六）　平野義太郎
勞働運動の騷擾罪（志林・二六・一二）　平野義太郎
同盟罷工權と財産の保護（中法・四・一）　松永義雄
テイロア氏の新勞働黨の實際的綱領（文化・六・四）　平林初之輔
日本に於ける自由主義の使命（政治・二・四）　上條愛一
日本に於ける勞働祭（政治・一・二）　山川均
如何にして戰爭と戰ふべきか（社會・三・八）　湊不三男
無産階級と世界恐慌（我等・六・一、二、三、四）　柳田民藏
社會運動の定型（社會・三・八）　新明正道
勞働爭議と識者と資本家（社會・三・六）　河野密
勞働同盟の右傾（社會・三・四）　千葉雄次郎
勞働組合運動の戰術（譯）（マル・八）　レーニン著・山村譯
方向轉換の危險性（マル・二）　堺利彦
關西勞働運動の歸趨（財政・一一・九、一〇、一一）　吉野作造
自由解放思想の推移（我等・六・一）　堀江歸一
我國最近勞働運動の新展開（我等・六・一〇）　吉野作造
普選と總同盟の右傾と政治研究會（我等・六・六）　吉野作造
勞働爭議頻發の一考察（財政・一一・一四、一五）　吉野作造
戰爭と勞働階級（國際・四・一一）　加藤勘十
電車罷業（時事・二五）　吉野作造
我國社會運動の新局面展開（文活・二・一〇）　吉野作造
公益事業と勞働爭議（改造・六・八）　吉野作造

大阪市電爭議批判（改造・六・八）　松岡駒吉
公益事業と同盟罷業（改造・六・八）　山川均
二つの勝利（改造・六・二）　山川菊榮
勞働總同盟の劃時代的宣言（改造・六・四）　赤松克麿
大阪瓦斯株式會社に於ける勞働爭議（勞時・五）
東京方面に於ける自由勞働者供給機關調査（勞時・三）
日本電氣の同盟罷業（東經・一一一二）
近來の勞働爭議（東經・一一〇五）
東京市電の經濟と從業員の增給要求（東經・一〇九〇）
漸進主義に轉ぜる日本勞働總同盟の宣言（東經・一〇八九）
大阪市電の罷業（東經・一一一一、二、四）　瀧山良一
大阪市電のストライキと學生のストライキ破り（主義・一・四）　TKK生
勞働運動成立の要素の史的概觀（社時・四四、四五）　伊東乃
日本電氣株式會社爭議顚末（社時・五〇）
大阪學生の罷工破りについて（社時・四九）　伊東乃
三池鑛業所勞働爭議顚末（社時・四八）
大阪市電氣局勞働爭議顚末（社時・四八）
結社の自由と勞働組合主義（社時・四八）　國際勞働局
勞働總同盟の內紛（エコ・二・二四）
我國勞働組合の現勢（エコ・二・二三）
注意すべき日本電氣の爭議（エコ・二・一九）
大阪各電鐵の從業員待遇振（エコ・二・一七）
上半期大阪勞働爭議の特質（エコ・二・一六）
交通機關の罷業事件（エコ・二・一五）
勞働運動の合理化（エコ・二・一二）
激增すべき勞働爭議の趨勢（エコ・二・八）
昨年の大阪勞働爭議（エコ・二・四）
勞働代表選擧と勞働組合（エコ・二・五）
罷業破りの學生の反省を促す（進・八）　大山郁夫
交通勞働者罷業の理論（進・七）　今吉一雄
新組合主義の意義（進・六）　河野密
勞働組合主義の過去と將來（勞文・一・一、二、三、四、五）　マーク・スター（譯）
ストライキの功罪（勞文・一・五、六）　久留弘三
公衆と同盟罷業（勞文・一・四）　林癸未夫
大阪方面に於ける勞働爭議目錄（職工・A・五〇四）
川北電氣製作所に於ける交渉團體の承認（鑛夫・二二七、二三〇）　堀江歸一
足尾銅山の爭議發生內容と要求條項と解決條件（鑛夫・二一〇）
關西に於ける交通不安の社會的意義（我等・六・七）　森戸辰男
罷業統計の解剖（一八八一―一九二一）（譯）（統計・八）
勞働組合に於ける同盟罷業統制の實例（國勞・六）
大正十三年に於ける日本勞働運動の概況（社時・五）　粟野谷藏
勞働組合に關する參考資料（東工・一九・二〇）

社會運動と政治運動（改造・六・四、五）　福田德三
日本に於ける民主主義の發達と無產階級運動（改造・六・五）　山川均
無產階級政黨の社會進化上に於ける意義（改造・六・一二）　大山郁夫
無產政黨綱領要旨（潮流・一・四）　田所輝明
社會運動としての普選の眞價（進・六）　布施辰治
議會を中心として（進・七）　河野密
議會主義か議會利用か（進・六）　神道久三
勞働運動と普通選擧（社時・四〇）　永井亨
無產政黨の構成（主義・二・一）　友成三郎
普選實施後の問題だ（改造・六・五）　西尾末廣
無產政黨組織上の諸問題（改造・六・一〇）　青野季吉
無產階級の政治運動（財政・一一・一二）　湊不三男
勞働黨政府の沒落（財政・一一・二二）　西澤英一
無產階級獨裁の將來（財政・一一・二三）　小泉信三
デ・レオンの政治行動論（マル・一）　青野季吉
議會と大衆運動（エンゲルス・譯）（マル・二）　
無產政黨に關する意見（マル・五）　堺利彥
日本無產階級政黨の經濟綱領研究（マル・四、五、六、八）　高橋龜吉
普選による我政局の新展開と勞働者階級（社會・三・二）　蠟山政道
政治研究會の成立（社會・三・六）　三輪壽壯
無產階級政黨私議（社會・三・七）　波多野鼎
階級と政黨（社會・三・七）　河野密
勞働政黨と組合との關係（社會・三・一〇）　德田球一
大衆への道（政治・一・一）　稻村隆一
無產階級と政黨（政治・一・一）　
日本に於ける無產階級政黨の當面の任務（政治・一・三）　山川均
我國無產階級運動と普通選擧（社會・三・二）　三輪壽壯
普通選擧と無產階級政黨（我等・六・一一）　大山郁夫
勞働辯護論（我等・六・六、七）　ホヂスキン著　細川嘉六譯
總選擧に現はれたる無產政黨當面の困難（政治・一・四）　鈴木茂三郎
無產階級政黨組織上の一要件（政治・一・四）　青野季吉
ブルジョア政治とプロレタリア政治（政治・一・四）　城山龍馬
日本の經濟狀態より見たる無產階級政治運動の意義（政治・二・一、二）　高橋龜吉
無產階級の陣立に就いて（政治・二・二）　蠟山政道
無產政黨の必要なる所以其他（政治・二・三）　
知識階級の問題（社會・三・一〇）　波多野鼎
俸給生活者と無產階級（マル・四）　林房雄
俸給生活者の生計實情（財政・一一・二四）　常松三郎
郵船爭議（時事・二八）　
郵船會社事件に直面して會社經營の根本義を論ず

（中央・三九・一二）　堀江歸一
智的勞働者問題（社時・四二）　青木節一
郵船事件と社員の團結（社時・五一）　河津暹
東京市に於ける小額俸給生活者家計の一模型（大原・二・二）　櫨田保之助
頭腦勞働者と筋肉勞働者の共同罷業（主義・一・六）　村島歸之
國際勞働機關と厚生社會の原則（外交・三九・八）　菊池勇夫
國際勞働問題として八時間制（國家・三八・一〇、一一、一二）　田中盛枝
インターナショナルの沿革及現狀（社會・三・九）　田中九一
英國勞働黨內閣と國際勞働機關（國際・四・七）　三浦惟一
國際的社會正義の實現（國際・四・五）　淺利順四郎
國際勞働會議に對する我等の態度（國際・四・五）　鈴木文治
自第一回至第五回國際勞働總會派遣民間代表の委員選定に關する經過（勞時・三）　河原田稼吉
國際勞働會議と日本の態度（國際・四・五）　關口泰
國際聯盟と國際勞働會議（國際・四・五）　澤田謙
國際勞働會議（改造・六・五）　吉阪俊藏
本年の國際勞働總會（社時・四一）　國際勞働局東京支局
第六回國際勞働總會（社時・五〇）　國際勞働局
來年の勞働總會（社時・四六）　堀江歸一
國際勞働會議と日本（エコ・二・八）　柳田國男
國際勞働問題の一面（東工・一九、二〇）　國際勞働の趨勢（東工・一九）　鮎澤巖
支那勞働界の中心地廣東の勞働事情（資料・一二四）　支那各地に於けるメーデー（資料・一三七）　廣東沙面の罷工顚末（資料・一六五）　廣東の働勞者及勞働運動（社時・四八）　廣東沙面罷業に關する諸報（海外・八）　沙面罷工の持久と罷工側の陣容（外交・一一六）　滿洲に於ける勞働事情（南滿・四・一一）　支那勞働者數及賃銀並勞働時間（資料・一二四）　支那の勞働運動（國際・四・一二）　印度に於ける勞働組合法制定の問題（資料・一二八）　世界の組織勞働者總數（社時・四六）　各國に於ける物價及賃銀の趨勢（エコ・二・二二）　歐洲に於ける勞働者家族手當（エコ・二・八）　歐羅巴に於ける勞働運動の大勢（國勞・一）　ラヴエット著チヤーチズム緒論（譯）（大原・二・二）　濱野末太郎
英國に於ける勞働組合員數（資料・一二四）　柏本守人
英國に於ける失業問題の狀勢（東工・一八）　國際勞働局
惡化せる英國の勞働界（エコ・二・一）　大野綠一郎
英國失業問題近況（通商・一一三七）　大林宗嗣
英國勞働界の改善（エコ・二・一七）
英國の勞働黨と社會主義思想（社時・四七）　永井亨
英國炭坑夫の賃銀協定と其効果（社會・五〇）　水上鐵治郎

英國勞働黨略史(社時・四四)　澤田謙
英國勞働者の有する主要産業交渉機關について(社時・四五)　長岡保太郎
豫算案に現はれたる英國勞働黨(政治・一・四)　高橋龜吉
英國に於ける勞働爭議調停制度(社時・四九、五〇)　伊藤清
英國最初の勞働黨内閣と其政策(中央・三九・三)　米田實
ロンドンの交通爭議の顚末(市電・五・七)　林癸未夫
苦勞人の英國勞働黨(改造・六・二)　堀江歸一
英國勞働黨と經濟組織の革新(改造・六・三)　チャールス・モルガン(抄譯)
英國の青年と勞働黨(文明・一)　粟屋關一
英國選擧と失業問題(國際・四・二)　蠟山政道
英國勞働黨の財政的基礎(外交・三九・七)　常松三郎
英國勞働組合の新使命(財政・一一・一三)　西雅雄
イギリス勞働黨史(マル・一)　ホラビン　市川正一譯
英國の勞働學校運動(マル・二)　西雅雄
英國に於ける勞働黨と共産黨との關係(マル・三)　蠟山政道
最近に於ける英國勞働運動の概況(社會・三・九)　上田貞次郎
マクドナル氏の勞働黨政策論(文化・六・五)　宇都宮鼎
第十九世紀中葉の英國勞動組合(商學・四・二)　青木節一
獨逸勞働組合員數(一九二三調)(資料・一二一)　水上鐵治郎
獨逸に於ける賃銀と時間(資料・一三一)　水上鐵治郎
獨逸の八時間勞働問題(國際・一六四)　ウキツテ
獨逸社會黨の不振と勞働運動(エコ・二・一二)　ギリス・スターン
獨逸に於ける勞働階級教育(マル・八)　林房雄
ドイツ兩社會黨合同の經緯(大原・二・二)　森戸辰男
獨逸社會運動の沿革と現狀(社會・三・九)　後藤信夫
獨逸に於ける新勞働時間制(エコ・二・一一)　國際勞働局
利益分配制度と最近の佛國法制(社會・五一)　鈴木文治
C・G・T本部を訪ふ(改造・六・一二)
佛蘭西に於ける Family wage system (資料・一二一)
佛蘭西の無産階級運動の沿革及現況(社會・三・九)　平貞藏
フランスに於ける利潤分配制度(社時・四三)　久保田明光
白耳義に於ける勞働者餘暇委員會(資料・一五九)　吉田一枝
歐羅巴に於ける勞働權の進化(國際・五)
北歐三國に於ける失業救濟の施設(國勞・一五)
伊太利の新勞働時間細則(エコ・二・一三)
瑞西に於ける失業者救濟施設(社時・四一)　小林鐵太郎
瑞典に於ける政治的勞働運動(社會・三・六、七)　松澤兼人
伊太利に於ける社會運動の現勢(社會・三・九)　千葉雄次郎
白・西・蘭諸國の勞働運動の趨勢(社會・三・九)　山村喬

墺・伊・蘭三國に於ける社會運動（社會・三・九）　河野密
瑞典・諾威・丁抹の社會運動概況（社會・三・九）　松澤兼人
イタリア社會黨の敗因（政治・二・二、三）　藤井悌
露西亞社會運動史（社會・三・九）　嘉治隆一
露國共産黨と勞働者教育（マル・二）　ジョッス、上田譯
北露カムチヤツカに於ける勞働狀況（勞時・一二）　茂森唯士
社會主義國家の五月祭（改造・六・五）
露國に於ける勞働組合員數（資料・一三一）
米國に於ける産業別組合の發達（大原・二・二）　北澤新次郎
米國に於ける勞働組合の銀行設立運動に就て（資料・一一〇）
米國に於ける八時間制度（資料・一五五）
米國炭坑勞働事情（資料・一五七）
米國に於ける勞働者死傷手當（エコ・二・一二）
米國勞働の三大分野（エコ・二・二三）
費府高速鐵道從業員待遇の精神（市電・五・四）
米國勞働總同盟に於けるインダストリアル・ユニオニズム（社時・四八）　澤田謙
カナダ製鋼職工罷業顚末（社時・四五）　大江武男
米國に於ける全國有色人種向上會の組織勞働者に對する態度（勞時・一一）
I・W・Wとサンディカリズム（哲誌・四四三）　深作安文
米國の社會運動の過去と現在（社會・三・九）　八木澤善次
米國に於ける勞働運動の進展（社會・三・八、一〇）　八木澤善次
米國に於ける無産階級政治運動（政治・二・三）　鈴木茂三郎

二　農業問題

農民離村の心理（我等・六・八）　八木澤善次
一國農業生活に於ける教育と新哲學（改造・六・一一）　フォート
混沌たる農村問題（改造・六・一一、一二）　福田德三
蚤蝨地窮地に陷る――善後策如何（農會・一四・一八）　土居清五郎
大正十一年度米生産費資料（農會・一四・二二、三、四）
米の專賣に就て（農會・一四・二〇）　伊藤一水
「富」配分の見地より見たる最近農政問題（農會・一四・二四）　東浦庄治
耕地と人口問題（農會・一四・二四）　中澤辨次郎
農業振興の根本方針と其實行方策（農會・一四・一九、二〇、二一）　吉田安喜雄
協力經營に就きて（農會・一四・二三）　小林隆平
農家負擔過重の意義如何（農會・一四・一四、一六、一九、二一）　東浦庄治
農民運動の標的如何（農會・一四・五）　野田兵一
農業界に於ける國際問題（農會・一四・一六、一七）エルンスト・ラウア
我が農業組織の根本的の改善策は先づ稻作經營を共同的と爲し之を機械化せしむるにあり（農會・一四・二〇）　原澄次

食糧政策と農業政策の矛盾(農會・一四・二三)　中澤辨次郎
農村教育に就て(農會・一四・一八)　箭內名左衛門
小作料(農會・一四・一〇、一四、一五、一六、一七、一九)　佐藤達也
農業勞働者調査(農會・一四・一、二、三)　勝賀瀨質
米の世界的取引狀態(農會・一四・九、一〇、一一、一二、一三)　小林隆平
農場經營問題に就て(農會・一四・一〇、一一、一三、一五)　岡田溫
米生產費の內容及調査法(農會・一四・二二)　原澄次
國立農具研究所設立の實現を切望す(農會・一四・一七)
土地に對する資本投下の限度に關する一考察(農會・一四・一二、一三)　尾上四郎
共同經營に就て(農會・一四・一三)　佐藤達也
農村計畫は國家の急務(續)(農會・一四・一、二、四、五、六、七、八、一二、一三、一四、一五、一六、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四)　山崎延吉
一農場の勞働組織(農會・一四・四、七、一〇)　大槻正男(譯)
自作農創定案答申決定の經緯(農會・一四・八)
農民生活の經濟史的考察(農會・一四・八、九)　朝倉昇
地方的に小作問題調査會を設置すべし(農會・一四・八)　箭內名左衛門
農村救濟の具體案(農會・一四・八)　原澄次
農村振興と中等教育(農會・一四・五、六)　土居淸五郎
農家の勞働報酬に就て(農會・一四・六)　佐藤達也
世界の米(農會・一四・四)　帝國農會調査課
御用林、國有林、公有林に對する課稅の問題(農會・一四・三)　獨露身
小作法と相當小作料(續)(農會・一四・二)　佐藏達也
產業二元主義について(農會・一四・一九)　東浦庄治
農村娛樂に就いて(農會・一四・二)　柳井鐵香
米價に就て(農會・一四・七)　勝賀瀨質
食糧問題と朝鮮の米作(經濟・一九・六)　河田嗣郎
近世の農家經濟(經濟・一九・六)　本庄榮治郎
水戶藩常平倉の運用(續)(經濟・一八・五、一九・二)　本庄榮治郎
農業生產の機械化と經營規模(經濟・一八・六)　河田嗣郎
自作農地創定施設要項を評す(經濟・一八・五)　河田嗣郎
自作農創定事業の意義と効果(經濟・一八・三)　河田嗣郎
米の收穫高と價格との關係(經論・三・二)　猪間驥一
農產物の價格に關する政策(經論・三・二)　矢作榮藏
農業の進化(三田・一八・一〇)　瀧本誠一
自作農創定計畫と小作人階級(社會・三・四)　河西太一郎
小作問題の考察と組合組織の農業經營(農政・三・一三)　淺沼嘉重
小作返還地の農會經營(農政・三・一三)　渡邊俓治
米穀專賣は當然の國家政策(農政・三・一一)　宮澤千秋

米穀專賣制度(農政・三・一一)　秋守常太郎
米穀專賣法を速かに實行せよ(農政・三・一一)　吉植庄一郎
小作人と土地所有權(農政・一二・一〇)　末弘嚴太郎
農場から市場への挑戰(農政・三・九)　木村靖二
農村問題の基調と對策及びその價値(農政・三・四、六)　立花嘉美
農村問題と其解決策(農政・三・六)　伊藤建七郎
農家の勞働報酬に就て(農政・三・六)　喜田杢雄
農業團體の連絡統一に就て(農政・三・六)　山田勝伴
支離滅裂の原始產業(農政・三・六)　古瀨傳藏
米生產費として土地資本利子の算定(農政・三・四)　喜田杢雄
斯くして亡び行く農村(農政・三・二)　藤島竹三郎
正義に立脚した利益の助長と政治的基礎(農政・三・二)　田村有年
永小作權の獲得(農政・三・一三)　日本農民組合香川聯合會
土地國有論の概觀(農政・三・一)　秋守常太郎
農民福利增進施設としての農業保險(農政・三・一)　渡邊庸一郎
農業保護策としての農業保險制(農政・三・一)　田村有年
書換へらるべき農業組織と農業保險(農政・三・一)　岩田勇
農業保險と小作問題(農政・三・一)　渡邊保治
農業保險乎社會保險乎(農政・三・一)　小野武夫
各國の農業保險界(農政・三・一)　有元英夫
小作保險法の必要に就て(農政・三・一)　齋藤宇一郎
問題にされぬ農業保險(農政・三・一)　古瀨傳藏
議會と時代の對角線(財政・一一・一五、六、七)　伊藤正德
農村振興は商工業の發展に俟つの外なし(財政・一一・一五)　成瀨義春
自作農地創定案に就て(財政・一一・八、九)　布川靜淵
自作農の造成案(時事・二二)　志村源太郎
農村振興問題(丁酉・二六四)　村田宇一郎
農村振興の根本方策(斯民・一九・九)　稻垣乙丙
農村の經營自治(斯民・一九・八)　岡田溫
農村の疲弊と其對應策(斯民・一九・八)　太田利一
總選擧と農村問題(斯民・一九・七)　矢作榮藏
農民の覺醒と利益保全(斯民・一九・五)　林信夫
自作農の創設(斯民・一九・五)　山崎延吉
產業組合による小作組合の一定例(斯民・一九・四)　道家齊
最近の農村問題(斯民・一九・三)　石坂橘樹
農村振興の方途(斯民・一九・三)　河田嗣郎
農村振興と農村經濟(斯民・一九・三)　有馬賴寧
農民心理と現代思潮(改造・六・一〇)　室伏高信
今期議會に提出されたる農村振興に關する建議案に就て(改造・六・九)　那須皓
農村の根本問題(改造・六・九)　青野季吉
農村問題の歸趨(改造・六・八)　有元英夫
農民大會に對する私見(改造・六・四)
日本の封建農奴(中央・三九・一一)

帝都復興の財源と地方農村疲弊問題（中央・三九・二）堀江歸一外五名
農村の疲弊と救濟策（太陽・三〇・二）　梶原仲治
朝鮮米の生産費調査（調査彙報・一二）
本年の米不足と其對應策（集誌・五一四）　稲垣乙丙
農村振興の第一歩（東經・一〇九五、六、七、八、九）　安田儀作
小作料の騰貴（東經・一一〇〇、一一、二）
府縣別田畑段數の增減に現れた内地農業の衰退（東經・一一一六）　田中長茂
農業倉庫の本質（産業・二一九）　澤村康
農村問題に對て（産業・二二四）
大藏省預金部の改造と農村低資問題（産業・二二七）　有元英夫
農業經營の組合主義化（産業・二二六）　田村有年
農村振興の基礎（産業・二二七、二二八）　安田儀作
農村救濟に關する一考察（社時・四一）　松岡忠一
顧みられぬ我國の農業勞働（エコ・二・二四）　河田嗣郎
農業教育の振興と其二大方針（エコ・二・二三）　河田嗣郎
小作料を公定せよ（エコ・二・二二）
米作採算難と副業の利益（エコ・二・二一）
憂慮すべき米價の暴騰（エコ・二・二一）　河田嗣郎
農産物商品化の必要（エコ・二・一八）　河田嗣郎
出荷組合の奬勵（エコ・二・一九）　河田嗣郎
農村振興の根本策（エコ・二・一九）
農業倉庫普及の急務（エコ・二・二〇）　河田嗣郎
農業保險を忘れたるか（エコ・二・一七）
農産物の價格に關する政策（エコ・二・一五）　河田嗣郎
是非必要な米專賣制（エコ・二・一六）
農民の負擔輕減に就て（エコ・二・一四）
帝國經濟農業部會の農業振興策（エコ・二・一三）
農村の禍根たる土地の資本性（エコ・二・一二）
重大化しつつある小作制度の實狀（エコ・二・一〇）　河田嗣郎
農業生産の機械化と其條件（エコ・二・一〇）　河田嗣郎
農民の政治的任務（エコ・二・九）　河田嗣郎
政黨者流の農村振興策（エコ・二・八）　河田嗣郎
自作農創設計畫に就て（エコ・二・六）　河田嗣郎
農務省の獨立に就て（エコ・二・五）　河田嗣郎
農業電化と其條件（エコ・二・一一）　河田嗣郎
米穀關稅免除延期の可否（エコ・二・四）　河田嗣郎
農村復興の道（エコ・二・一、二、三）　河田嗣郎
農村疲弊の原因を論じて之が救濟策に及ぶ（統計・八）　稲垣乙丙
小作爭議の爲めの團體運動（改造・六・一一）　平野義太郎
御正の爭議（農會・一四・七、九）　帝國農會調査部
小作爭議に就て（農會・一四・四）　伊藤一水
小作爭議と農業改造（農會・一四・三）　佐藤達也
小作爭議法律問題（中央法律新聞・四・一）　片山哲
農民の政治行動に對する一考察（政治・二・二）　中澤辨次郎
小作爭議の合法戰術（政治・一・四）　布施辰治

都鄙闘爭と階級闘爭（社會・三・七）　河西太一郎
小作爭議の畫いた波紋（農政・三・一〇）　古瀬傳藏
勞働者農園（農政・三・一〇、一一）　有元英夫
小作爭議の新傾向（農政・三・一〇）　渡邊俥治
無産者解放運動としての小作爭議（農政・三・一〇）　野田兵一
小作爭議戰術の展開（農政・三・一〇）　杉山元次郎
小作爭議解決の根據（農政・三・一〇）　勝賀瀬質
小作爭議の現勢（農政・三・一〇）　中澤辨次郎
淡望すべき小作爭議（農政・三・一〇）　望月漂北
組合の資料（農政・三・一〇）　桃崎勇雄
大地主制度と地主組合（農政・三・八）　諸橋襄
地主組合の一見解（農政・三・八）　野田兵一
地主組合の發展を望む（農政・三・八）　杉山元次郎
本邦地主組合の概觀（農政・三・八）　渡邊俥治
小作爭議の過去と現在（農政・三・一〇）　愛知縣農會
農民運動と其傾向（農政・三・七）　松本寛
本邦小作組合の概觀（農政・三・七）　渡邊俥治
小作組合の二系統（農政・三・七）　有元英夫
小作組合の政治的勢力（農政・三・七）　諸橋襄
小作組合と水平社（農政・三・七）　野田兵一
全日本の小作人よ團結せよ（農政・三・七）　杉山元次郎
小作組合の眞の使命（農政・三・七）　古瀬傳藏
原始産業統一の意義と無産階級協同戰線（農政・三・六）　青木惠一郎
農民運動の社會的發展と總選擧（農政・三・四）　青木惠一郎
小作組合組織の説明（農政・三・二）　桃崎勇雄
我々は農民階級に對して如何なる態度を採るべきか（社會・三・六）　レーニン・河西譯
野田兵一
杉山元次郎
勝賀瀬質
中澤辨次郎
望月漂北
桃崎勇雄
諸橋襄
野田兵一
杉山元次郎
渡邊俥治
愛知縣農會
松本寛
渡邊俥治
有元英夫
諸橋襄
野田兵一
杉山元次郎
古瀬傳藏
社會運動と農民運動（農政・三・二）　宮澤千秋
農民心理の考察を論じて農民の政治的自覺論に及ぶ（農政・三・二）　木村靖二
參政權に對する農民の自覺（農政・三・二）　内藤友明
農民の政治的運命開拓（農政・三・二）　高島一郎
農民運動の根本義（農政・三・二）　森本厚吉
立憲農民黨宣言・綱領（農政・三・二）　常松三郎
小作料の騰貴と小作爭議（財政・一一・一六）　岡部完介
農村教育機關としての農民組合に就て（宗教・二・一〇）　小平杵一
小作爭議調停制度（斯民・一九・八）　武藤七郎
農民黨樹立の根本義（斯民・一九・三）　小野武夫
農民運動の恒久的病源（改造・六・九）　太田利一
小作爭議の態樣に就て（社時・四二）　太田利一
小作爭議調停の效果（社時・四七）　太田利一
最近の小作爭議と其始末（エコ・二・二〇）
農民運動防遏の法規（エコ・二・一九）
我國に於ける農民組合の現狀（エコ・二・六）

激增した小作爭議（エコ・二・四）　神道久三
農民と階級闘爭（進・七）　布施辰治
小作爭議法廷戰の傾向（進・七）　稲田昌植
大正十三年に於ける小作爭議概觀（社時・五一）　河田嗣郎
諸國の自作農創定事業（經濟・一九・一、二、三、四）　永井彰一
東歐諸國に於ける農政改革（農會・一四・八、九）　石川茂譯
戰爭の中歐諸國に於ける農業土地財産の分布狀態（農會・一四・一二、一三、一四）　渡邊豐日子
歐洲に於ける農業衰退の原因に就て（朝鮮・一一六）　平林廣人
丁抹に於ける農民黨の消長（農政・一二・二、三）　藤原英太郎
丁抹の農村問題（朝鮮・一〇七、八）
十九世紀末に於ける英國農業勞働者の組合運動（主義・二、二）　ハヅバツハ・栗原譯
英國の地主組合（農政・三・八）　澤村康
英國の農民黨（農政・一四・六）　原田雄一
佛蘭西の農業信用局の活動に就いて（産業・二二二、二二三）　小平權一
佛國の農村を觀て（斯民・一九・七）　加藤完治
農民戰爭（自由・二、四、五、六）　椎名其二
佛蘭西に於ける農業會議所法の改正を批評す（農會・一四・一八）　小平權一
白國農業問題（農會・一四・二一）　外務省通商局
革命以前に於けるロシアの農民問題と革命の經驗（續）（農政・三・一、九、一〇）　杉野鶴藏
瑞典に於ける小農地の創設（農會・一四・二〇、二二）　飯沼康策
羅馬尼の分益小作（農會・一四・二）　原田雄一
スペインに於ける一つの小作制度（農會・一四・七）　S・H・生
諸威國に於ける農業組合運動（農會・一四・三、五）　永井彰一（抽譯）
北米合衆國の農民運動（農政・三・二、六、八、九、一一、一二、一三）　坂井辰三郎
ノンパルチザン・リーグ（國情・一四四）　水上鐵治郎
米大統領選擧と第三黨（國情・一五九）　原田雄一（譯）
アメリカ合衆國第三黨運動（社時・四六）　原田雄一
亞米利加の農業勞働者（農會・一四・一）　原田雄一
亞米利加の農村運動（農會・一四・三）　永井彰一
亞米利加の分益小作（農會・一四・四）　長野朗
印度に於ける農業組合運動（農會・一四・一〇、一一）
支那小作制度の現狀（東亞・八・四）

三　婦人問題

國際勞働問題としての婦人夜業問題（勞研・一・一、三）　松本圭一
女工手體重の研究から得た二三重要事項に就て（勞研・一・三）　八木高次
婦人問題の行く道（續）（國際・四・一）　鮎澤福子
公娼制度廢止に贊成する理由（丁酉・二五五）　安部磯雄

文化生活と兩性問題に對する疑義（文生・七・九）　木村德藏
時間制女中問題に就て（婦勞・二・八）　梅山一郎
職業婦人と貞操問題（婦勞・二・六）　梅山一郎
婦人の社會的要求とその發現（婦勞・二・三）　青野季吉
家庭に於ける婦人勞働者に就て（婦勞・二・六）　田中義郎
無產婦人に（婦勞・二・五）　山內やす子
職業婦人の歷史的位置（婦勞・二・四）　高橋龜吉
聰明な奧樣、下層婦人の人格（婦勞・二・四）　千葉龜雄
新社會の希望と職業婦人の使命（婦勞・二・二）　鎌田鎚子
勞働神聖と母性禮讃（婦勞・二・二）　山川菊榮
家族制度と婦人參政運動（婦勞・二・二）　平林初之輔
職業婦人と性道德（婦人・五七）　山田きく
政治生活と家庭生活の調和（婦人・五七）　新居格
產業主義と女性生活の機械化（婦人・五一）　奧むめお
職業婦人の使命（婦勞・二・一）　長谷川如是閑
來るべき時代の婦人（婦勞・二・一）　土田杏村
母性保護法の研究（婦論・一〇五）　高橋誠一郎
勞働婦人の虛榮時代（婦論・一〇四）　西宮藤朝
最近諸家の戀愛觀を論ず（婦論・一〇一、二、三）　本間久雄
家族制度の將來（婦論・一〇一）　河田嗣郎
現代婦人の不安定と教育（婦論・一〇〇）　生田長江
自由戀愛の意義を論じて貞操の本質に及ぶ（婦論・九・九）　山川菊榮
女人の性禮拜（婦論・九九）　山川菊榮
山川菊榮夫人への反駁（女性・三・一一）　平塚らいてう
婦人非解放論の淺薄さ（女性・三・一〇）　山川菊榮
寧ろ性を禮拜せよ（女性・三・五、七）　村松正俊
職業婦人と母性の問題（女性・三・七）　長谷川如是閑
女性解放と文明の將來（女性・三・五）　市川房枝
婦人が政治に參加する意義（女性・三・四）　宮本英雄
絕對的男女平等乎（女性・三・四）　河田嗣郎
家族制度と婚姻（女性・三・四）　平林初之輔
女權より人權へ（女性・三・二）　杉森孝次郎
近世婦人問題の文化史的考察（婦論・一〇三）　安部磯雄
婦人問題の論點（廓清・一五・五）　桂皋
婦人運動の四の焦點（太陽・三〇・七）　細井和喜藏
本邦製絲勞働事情（社時・四〇、一、二、三）　山田きく
女工哀史（改造・六・九、一〇、一一）　新居格
家庭勞働者としての婦人（主義・一・一、二）　奧むめお
マーガレット・ヂー・ボンフイールド　長谷川如是閑
無產婦人の內職調査（エコ・二・一八）　土田杏村
英國の婦人勞働組合運動（婦勞・二・三）　高橋誠一郎
米國に於ける職業婦人の分布（婦論・一〇一）　西宮藤朝
英國婦人參政權成立當時の心情と事情に對する回觀　市川房枝
及批判（女性・三・一）　杉森孝次郎
印度に於ける婦人の地下勞働禁止及炭坑の交替制度

に關する問題（勞時・二一二）　坂田實
赤露に於ける婦人の活動（社時・四八）　馬場由雄

四　産業組合

産業組合法改正のあと（産業・二一九、二二〇、二二一、二二二）　濱田道之助
産業組合中央會は何をしてゐるか（産業・二二三、二二六、二二八）　千石興太郎
産業組合中央金庫に就て（丁酉・二五五）　矢作榮藏
産業組合中央金庫の經營に就て（斯民・一九・三）　岡本英太郎
産業組合中央金庫の經營に就て（産業・二二一）　岡本英太郎
産業組合と中央金庫（産業・二二一）　野中清
産業組合中央金庫に就て（産業・二二四）　岡本英太郎
中央金庫の資金問題に就て（産業・二二五）　山本謙治
中央金庫の前途難（エコ・二・七）　河田嗣郎
市街地信用組合の現狀に就て（産業・二三〇）　窪寺勳
社會運動上に於ける協同組合の地位（産業・二二八、二二九、二三〇）　重政誠之
産業組合より協同組合へ（産業・二二八）　猪谷善一
農村疲弊と産業組合（産業・二二八）　有元英夫
消費組合の經濟的使命（産業・二二八、二二九）　篠田七郎
經營者の立場から（産業・二二五）　林彦一
産業組合に於ける資本の特性（産業・二二七）　國吉省三
米問題と購買組合（産業・二二三）　馬場由雄
消費組合の販賣問題（産業・二二一）　篠田七郎
消費組合の組合員に就て（産業・二二二）　篠田七郎
復興事業と産業組合の活動（産業・二一九、二二〇、二二一）　小平權一
我市街地購買組合の主なる缺點（産業・二二〇）　志立鐵次郎
産業組合の重要問題（産業・二一九）　佐藤寛次
信用組合聯合會の取扱店設置方法私案（産業・二二九）　大里忠一郎
信用組合の發達と其成績（東經・一〇九一）
産業組合の理想と滿洲に於ける組合概要（南滿・四・七）　澤田謙
協營運動の革命政策（中央・三九・七）　岡本英太郎
民衆經濟組織の整備（斯民・一九・一〇）
英佛兩國に於ける産業組合最近の趨勢（産業・二二〇）　桑田熊藏
チエツコスロバキアの産業組合學校（産業・二二二）　石黑成男
國際勞働機關と協同組合運動（産業・二二四）　國際勞働局東京支局
各國産業組合の比較（産業・二二七）　中島九郎
普國産業組合中央金庫法新法文の發布（産業・二二四）
露西亞に於ける産業組合の發達（産業・二二六）　有元英夫
勞農露國の組合制度（エコ・二・二四）
勞農露國のコーポレーション問題（エコ・二・一五、一六）
露國コーペラチーフ現狀（通商・一一三〇）

露西亞の消費組合（資料・一四五）　岩澤巖

五　社會主義

日本帝國主義の發展（マル・一）　高橋貞樹
世界の大勢と社會主義（主義・一・一）　安部磯雄
社會主義對資本主義（主義・一・一）　小林輝次（譯）
四時間勞働の實行と社會主義的社會出現の可能性（主義・一・六）　安部磯雄
プルウドンの生ひ立ち（主義・一・一）　椎名其二
戰爭を生む現代の經濟組織（主義・二・一、二）　松下芳男
ダンナーの「科學的社會主義教程」（主義・一・三、五）　川原次吉郎
マルキシズムの眞髓（主義・一・五、六）　カール・コールシュ（譯）
マルクスの階級文化觀（主義・一・六）　佐野袈裟美
自由貿易と無產階級（主義・二・一）　鈴木茂三郎
進化論と社會主義（主義・一・一、二、三）　石川三四郎
社會主義の哲學（社時・四六）　中込本次郎
哲學的及科學的見地より見たる社會主義（社時・四九）　永井亨
近代社會主義學說の發展とサン・シモン主義（社時・五〇）　久保田明光
反動期に於ける列國プロレタリアートと我等の覺悟（進・二）　田口運藏
資本の發達と國家資本主義（潮流・一・五）　浦田武雄
社會意識と政治運動（進・五）　岩澤巖
現代民衆の宗教的信條としての社會主義（中央・三九・三）　井上忻治
社會主義の人性化的反省と哲學の社會化的新生（改造・六・一）　杉森孝次郎
社會主義の將來（改造・六・一）　山川均
丸ビル時代と社會主義（改造・六・一）　室伏高信
幻影の大衆から大衆の實體へ（改造・六・一）　青野季吉
リヒヤルト・ワグナアと社會主義（改造・六・三）　小泉信三
社會主義に於ける所有問題と經營問題との交渉（改造・六・六）　蠟山政道
日本の特殊性と歷史の必然性（改造・六・七）　青野季吉
社會主義は闇に面するか光に面するか（改造・六・七）　柳田民藏
カントの立場より見たるマルクス社會主義（宗教・二・八、一〇）　四宮恭二
農業社會主義（續）（宗教・二・二）　四宮恭二
ウエッブ夫妻の資本主義文明の衰滅（丁酉・二五五）　中島德藏
階級鬪爭問題（丁酉・二五七）　山形東根
法的社會主義の史的考察（我等・六・六）　森戸辰男
親族法と無產階級（續）（我等・六・一）　アントン・メンガー（譯）
無產階級と債權法（我等・六・三、四、五、六、七、八）　アントン・メンガー（譯）
無產階級と相續法（我等・六・九、一〇）　アントン・メンガー（譯）

全勞働收益權と社會主義（我等・六・九）　森戸辰男
アントン・メンガーの學的貢献（我等・六・五）　森戸辰男
社會主義經濟論の一發展（我等・六・六）　オット・バウエル　赤松五百麿（譯）
農業社會主義者としてのトマス・スペンス（我等・六・一一）　森戸辰男
英國に於ける社會主義思想の先驅者（譯）（我等・六・三）　森戸辰男
英國派社會主義の消長とオーエン派の運動（我等・六・四）　森戸辰男
法的社會觀と經濟基本權（我等・六・七）　森戸辰男
マルキシズムの科學的價値（丁酉・二五八）　五來素川
社會主義、共産主義及び無政府主義の概念・本質及種類（丁酉・二六一）　カール・ディール（譯）
變亂と動亂（財政・一一・二、三、四）　小泉信三
ギルド社會主義者の銀行管理論（財政・二・一一）　上田貞次郎
社會主義と植民政策（大原・二・一）　カウツキー　細川嘉六譯
社會主義と國家思想（財政・一一・一二）　小泉信三
現存政治勢力と將來（進・四）　青野季吉
國家社會主義の國家觀（マル・三）　北原龍雄
社會主義の分裂と帝國主義（マル・四、五）　ニコライ・レーニン（譯）
階級鬪爭に於ける知識の役割（マル・五）　林房雄
國家に關する一斷片（マル・五）　高橋貞樹
階級とは何ぞや（マル・八）　プハリン（譯）
資本主義の沒落時代（マル・二、三、四、五）　ヴォルガ（譯）
アナーキズムの先驅者ダイオゼニス（自由・二・二）　椎名其二
神秘哲學其他への烙印（自由・二・三）　和泉徹（譯）
マルクスの倫敦生活（自由・二・四）　和泉徹
マルクス哲學の一特徴（自由・二・四、五、六）　河合喜久夫
カール・メンガーの學說と其歷史的價値（自由・二・五・六）　東井金平
ヨーロッパ合衆國の提唱（社會・三・一）　トロツキー（譯）
マルクスの社會觀念（社會・三・一）　波多野鼎
ブルジョア革命の社會的基礎（社會・三・四）　マルクス（譯）
社會發展過程に於ける飛躍（社會・三・五）　住谷悅治
マルクスとラツサーレ（社會・三・五、六）　河野密
社會主義と議會主義（社會・三・六）　ローザ・ルクセンブルグ（譯）
我國資本主義の研究の傾向に就て（社會・三・八）　後藤信夫
一つのユートピア物語（社會・三・八）　河西太一郎
マルクス、エンゲルスの國家論（日社・八）　平野常治
社會主義の經濟的基礎（同志・一六）　松山斌（譯）
リカルドオ派社會主義概論（三田・一八・二、三、四）　津田誠一
科學的社會主義は如何にして可能なりや（三田・一八・七、八）　平井新（譯）
マルクスの社會概念に就て（經研・一）　友岡久雄
機械と勞賃との相互關係に就てマルクスの見解（經濟・一九・四）　山本勝市

マルクスの勞働價値說に關する一見解（我等・六・九）　ユリアン・ボルハルト　伊藤藤次郎譯
辨證法とマルキシズム（我等・六・五）　嘉治隆一
マルクス主義の階級觀（我等・六・六）　波多野鼎
マルクスの科學的方法論（我等・六・八）　蠟山政道
經濟學批判大綱（我等・六・八）　フリイドリヒ・エンゲルス　後藤・嘉治共譯
マルクス資本論解說（續）（社問・五二・三・四・五・六）　山口正太郎
ラツサールの經濟學說の研究（我等・六・二）　嘉治隆一
ゴータ綱領とマルクス（我等・六・二）　財部靜治（譯）
宗教と社會主義との關係（經濟・一九・三）　新居格
ショウの無產階級獨裁論（主義・一・四）　青野季吉
アンリー・バルビユウスの社會思想（主義・一・四）　高井晃一
現下の青年運動（青年・三・一、三）　北原龍雄
愛國心の自滅性（潮流・一・五）
全人道の鬪士ジヤン・ジヨレスの人及思想（中央・三九・五）　柳澤健
判檢事の文化的態度（改造・六・五）　堺利彦
レエニイズムとウイルソニズム（改造・六・五）　アンリイ・バルビユス
大杉榮君の追憶（改造・六・四）　森戸辰男
大學生運動新展開及びその社會的意義（改造・六・九）　大山郁夫
露國より日本へ（外交・四〇・一二）　エス・スレイバツク
「哲學の貧困」に現はれたる唯物史觀（主義・一・二）　澤實　レヴインスキイ著
財產起原論（主義・一・六）　鈴木厚譯
マルキストの觀たる通貨と恐慌（潮流・一・一）　安田仁
資本論第二卷及び第三卷（マル・一）　ロザ・ルクセンブルグ（譯）
資本蓄積論に就て（マル・三）　フイリツプス・プライス
經濟學批判のうちに於けるマルクス資本論の範圍を論ず（マル・八）　福本和夫
勞働價値說に就て（自由・二・四）　中井芳朗
マルクス恐慌說要旨（自由・二・六）　ユリアン・ボルヒアルト
史的唯物論と宗教（自由・二・八）　東井金平
剩餘價値構成の豫備概念（自由・二・五、六）　中井芳郎
社會主義の利子掠奪說の批判的研究（同志・一四）　古屋美貞
マルクスの二つの價値と平均利潤率の問題（三田・一八・一）　三邊金藏
マルクスの價値論に對する Beer の批判（三田・一八・二）　三邊金藏
ソレルと唯物史觀（三田・一八・一〇）　百瀨二郎
マルクス說における資本の起源（經濟・一八・二）　河上肇
マルクスの勞賃論（經濟・一八・五、六）　森耕二郎
唯物史觀及無政府主義批判（國民・三六・一）　生島廣治郎
唯物史觀と因果關係（社問・五五）　森戸辰男
國粹主義者と政治的殺人（我等・六・三）　森戸辰男
震災と社會思想と反動勢力（我等・六・一）　蠟山政道
英國勞働者階級の政治運動（社會・三・二）　澤田謙
フエビアン協會と社會政策（社時・四三）

英國フエビアン協會創立の前後（主義・一・二）　直井武夫
獨逸革命と産業公有制度（國家・三八・一〇）　桑田熊藏
獨逸勞働組合と政治運動（社會・三・二）　田中九一
獨逸社會主義の成長（マル・六）　高橋貞樹
ドイツに於ける工業社會化運動（社時・四四）　吉田甞
ドイツ兩社會黨合同前史（大原・二・一）　森戸辰男
C・G・Tの政治運動否認の動機（社會・三・二）　平貞藏
米合衆國無産階級と政治問題（社會・三・二）　後藤信夫
中華國民黨大會（外交・三九・四）
支那の反帝國主義運動（國情・一五八）　山崎一雄
勞農ロシアの内外政策一瞥（主義・一・二）　茂森唯士
ソウエートの意義及その發展（主義・二・一）　水上鐵治郎
革命期ロシアの勞働運動（社時・四八）
勞農露國に於ける經濟政策の變化とその結果（社時・四四）　青木節一
ルイコフ氏の新經濟政策論（海外・一〇）　戸泉憲溟述
勞農ロシアに就て（大銀・三二一）
輓近露西亞の勞働狀態（資料・一四五、一五〇、一五六）
露國に於ける最近の勞働組合に會二件（資料・一五一）
露國勞働者の失業狀態及其救濟策（資料・一五五）
露西亞現時の金融問題（大商・二〇二、二〇三）　ジ・エバブロウスキー
ソヴイエート共和聯合國の組織と新憲法（國情・一二五、一二六）　川内唯彦
ロシアの新經濟政策と其結果（國情・一四二）　野田蘭藏
ロシア帝政派の大會（國情・一四八）
第二回全露共和聯合國會議（國情・一五二）
ロシア貿易の現狀と其將來（國情・一五七）　昇曙夢
ルイコフ氏の新經濟政策論（海外・一〇）
ロシア共産黨史（潮流・一・一、四・五）
極東に於ける勞農管下の現況に就て（朝鮮・一一六）
復興途上にある勞農露國財界（エコ・二・一九、二〇）
勞農文化施設の現狀（太陽・三〇・三）
露西亞社會主義聯邦ソヴイエート共和國外國貿易制度（南滿・四・一二）　宮崎正義
露國の對外貿易論（南滿・四・三、四）　野中時雄述
勞農露國の新舊經濟政策に關して（南滿・四・一）　神川彦松
露西亞國有産業の組織改造（南滿・四・四）　布施勝治
勞農露國視察報告（南滿・四・三）　鈴木茂三郎
ソビエット露西亞の對外政策の現在と將來（改造・六・五）　片山潛
彈力性を有する露國の妥協外交（改造・六・一）　山川均
勞農露西亞の政黨政治の趨勢（改造・六・二）　茂森唯士
同志ニコライ・レイニン（改造・六・三）　黑田禮二
ニコライ・レーニン（改造・六・三）
人間としてのレーニン（改造・六・三）
勞農露國の内紛問題（改造・六・六）

新經濟政策に立脚するソウエートロシア(文明・三)　梨本祐臣
露國共産黨の宗教(宗教・二・一一)　山口正太郎
ロシアの現狀(丁酉・二五八)　エールマー・モード
勞農露西亞の政治組織(國際・四・一)　泉哲
ロシア側の見たる數字としての十年(國際・四・一二)　梨本祐臣
英國の勞農露國承認(外交・三九・五)　有川治助
レーニンの死(外交・三九・六)　齋藤清太郎
對露問題解決の好模範(外交・三九・七)　高木信威
ソヴエート・ロシアに於ける共和聯合國組織に關する考察(外交・三九・九)　長谷川了
勞農執政の第六年(外交・三九・一〇)　芦田均
勞農露西亞に就て(外交・四〇・五)　森孝三
現在ロシア經濟の主要問題(譯)(マル・一)　勞農露國の貿易政策(東亞・八・三)　二宮丁三
ソヴエット社會主義共和國聯邦の新憲法(マル・四)　勞農露國に於ける幣制制度改革問題(經濟・一九・一、三)　谷口吉彦
共産黨インターナショナルの過去及現在及び未來(マル・六)　露西亞に於ける最近の農業經濟學の發達(農會・一四・一〇)　大槻正男
ロシアに於ける階級鬪爭と革命(マル・七)　ニコライ・ブハリン　ジノヴイエフ　S・H・生
インターナショナルに於けるマルクスとバクーニン(自由・二・四、五)　河野密
露西亞農民運動史概觀(社會・三・一)　河西太一郎
トロツキイ論(社會・三・一)　カアル・ラヂツク(譯)
ソヴエットロシアと普通選擧(社會・三・二)　嘉治隆一
新經濟政策に至る迄のレーニンの農村行政(社會・三・四)　蠟山政道

日露交渉再開（外交・四〇・五）　立作太郎
日露會議經過概要（外交・四〇・一〇）　米田實
勞農政府の承認（外交・四〇・九）　稲原勝治
露國承認問題（外交・三九・五）
露西亞問題を中心に（外交・三九・七）
露支交渉決裂か復活か（外交・三九・七）
內爭化せる露支交渉（外交・三九・八）
廣東政府の勞農承認問題（外交・三九・九）
露支國交の恢復（外交・三九・一二）
露支協定成立と兩國の新關係（外交・四〇・三、六）　米內山庸夫
露支交渉決裂の經緯（海外・一）
露支會議の暗礁（外交・三九・三）　細谷清
露支國交回復と其影響（國際・四・八、一〇、一一）　重光葵
露支交渉の經過（國情・一四一）
英國勞働派政府の對露政策（外交・三九・五）　稲田周之助
英國のソヴエット承認と其波紋（改造・六・三）　芦田均
ロシアから見た英露條約（國情・一六〇）
獨露の通商關係（國情・一四九、一五〇）
英國のロシア承認（國情・一三五）

六　人口問題

我國人口增殖論（農會・一四・一六）　原澄治
町村自治體は海外に第二の自治體を建設せよ（農會・一四・一五）　田中誠之助
日本人の生命（國民・三七・六）　佐藤保兒
邦人の生命に就て（國民・三七・三）　藤本幸太郎
婚姻率に就いて（經濟・一八・三）　岡崎文規
飛驒白川村の人口に就て（商業・三三）　岡崎文規
我國出產率の社會生物學的觀察（勞研・一一）　暉峻義等
日本人口處分問題と外交政策（外交・四〇・五）　日置益
今後の移民問題（外交・四〇・二）　米田實
日本の人口問題（外交・三九・一二）　稲田周之助
結婚季節の變化（集誌・五一七）　高岡熊雄
推計人口に就て（集誌・五二〇、五二一）　長澤柳作
過去半世紀間に於ける各地方人口の發達と其內容變遷（集誌・五一九）　濱田富吉
古代の戶籍計張の研究（集誌・五一九）　澤田吾一
我が過剩國民の移住先は滿蒙の地を以て最も適當とせずや（農會・一四・一三）　原澄治
ズユースミルヒの人口論（大原・二・一）　高野岩三郎
アダム・スミスの植民地觀の由來と地位（經濟・一八・五）　長田三郎
スミスの對植民地策（經濟・一八・一）　山本美越乃
マルサス說否定の新人口學說と不換紙幣金融論（文化・六・三、四）　今井時郎
露西亞人口の研究（日社・二、三）　長瀨鳳輔
佛國の人口問題（外交・三九・七）

人種問題の極限と擴大（國際・四・七、八、九）　稲垣守克
人口問題（時事・二二）　米國新移民法に就て（法論・一二・五、六）　柴田銀次郎
人口學說史論（續）（統學・四五一、四五二）　排日法に對する埴原大使の抗議（海外・一）　高岡熊雄
ブラジルの移民（國民・三七・五）　全世界の問題となれる排日移民法案（海外・一）　山本美越乃
移植民奬勵問題と世の謬見（經濟・一八・六）　米國上院は斯くの如して排日案を可決す（海外・二一）　山本美越乃
植民地の經濟政策に就きて（經濟・一八・四）　重大なる結果に就き埴原大使の釋明（海外・二）
特殊植民會社制度研究（經濟資料・一〇・三、四）　對米抗議書（海外・四）
植民政策上の一考察（商業・三三）　長田三郎　難關蝟集の日米交渉（中央・三九・六）　米田實
植民政策より見たる歐洲の經濟的破產（文化・七・五、六）　藤田友作　米國新移民法の批判（中央・三九・八）　高木八尺
國際移民の近況（集誌・五一五、六、七、八）　米國排日法案の成立と其對策（改造・六・五）　米田實
日本移民發達の一新方策（東拓・五・二）　蜷川新　米國の社會組織と排日問題（社時・四五）　永井亨
在滿朝鮮人の現狀と其救濟策（經濟・一九・六）　末廣重雄　排日移民法とアメリカ勞働總同盟（社時・四五）　水上鐵治郎
朝鮮勞働者問題（財政・一一・二二）　土地私有制から見た排日問題（政治・一・三）　安部磯雄
支那人入國問題と華僑の世界的發展（東亞・八・三）　澤村幸夫　米國帝國主義と排日（社會・三・七）　マックス、ベタハト（抄譯）
支那人口に關する統計的觀察（統學・四六一・二）　宮本基　米國の排日立法によつて惹起された我國民の排斥的
支那の邊外移民運動（東亞・八・一）　長野朗　氣分の批判（中央・三九・九）　杉森孝次郎
最近の猶太人問題（丁酉・二五九・二六〇）　若宮卯之助　排日の社會的動因（我等・六・四）　後藤信夫
米國の排日法より生ずべき重大なる結果（經濟・一九・一）　作田莊一　日米問題（社會・三・二）　伊藤正德
米國の日本移民排斥に就て（經濟・三・一）　矢内原忠雄　人種平等案と劣等の烙印（財政・一一・九、一〇）　藤井新一
外人の入國拒絶及追放（商學・四・二）　中村進午　米國排日原因の諸相（外交・四〇・一、二、三）　米田實
排外土地法に關する米國大審院の判決と日米問題　排日的移民法に接して（外交・三九・一〇、一一）　片倉藤次郎
（法學・四二・四、五、七）　山田三良　再び對米問題に就て（外交・四〇・九）　守山森人
米國新移民法實施上の諸問題（外交・四〇・八）

米國移民政策の一面（外交・四〇・五）　米田實
法律上より觀たる排日問題（外交・三九・一一）　松原一雄
排日問題と人種平等の理論（外交・三九・一〇、一二、四〇・一、二）　岡本剛

七　勞働法則

米國の排日は人種戰爭也（外交・三九・一〇）　稻原勝治
米國の排日に就いて（外交・三九・四）　末廣重雄
國際責任と日米問題（外交・三九・三）　松原一雄
米國の排日問題と其對策（時事・二三）　山形東根
排日移民の社會的省察（丁酉・二六〇）　堀江歸一
對米移民問題管見（改造・六・五）　エス・スレバツク
排日法案の眞意義（改造・六・六）
支那移民と米國（南滿・四・一二）　添田壽一
日本の人口と日米問題（太陽・三〇・九）
米國の一般移民制限と日本人特殊禁止案（中央・三九・四）　米田實
日米兩國に於ける夫婦結合の强さに關する比較（統計・九）　戸田貞三
在米邦人差別待遇問題（國情・一三八）
排日案に對する埴原大使の抗議（海外・一）
布哇在留日本人に關する統計的考察（東拓・五・三）　平山良吉
米國の移民政策（東拓・五・三）
米國勞働組合法の制定（東工・一五）　堀江歸一
勞働組合法に就て（社時・四五）　吉阪俊藏
勞働法の目的雇傭契約の改造（社時・四九）　安井英二
勞働組合法の制定に先ちて（社會・三・八）　三輪壽壯
勞働組合法と總同盟の報告（政治・二・四）
勞働組合法の制定と治安警察法第十七條との關係（志林・二六・四）　平野義太郎
利潤分配制度の立法運動及立法（社時・四五）　久保田明光
國立產業統制機關の効果（社時・四六）（ニユージーランド法制の業績）　吉田薩
解雇に關する法制（社時・四八）　森田良雄
失業保險制度の趨勢（日社・四）　森莊三郎
階級爭議と法律對策（政治・二・二）　布施辰治
健康保險の療養給付問題（國家・三八・一一、一二）　森莊三郎
勞働者住宅に就て（法學・四二・一）　平野義太郎
大震災と借地借家調停法（法學・四二・五）　穗積重遠
勞働者災害補償制度の現狀（經濟・三・二）　森莊三郎
再度改正の簡易保險料を評す（國民・三七・四）　佐藤保兒
小作調停主義（志林・二六・八）　牧野英一
農業勞働者の失業保險（日社・八）　森莊三郎
小作調停法の先立を難ず（農政・三・一〇）　水本信夫

小作爭議と小作調停法（改造・六・九）　末弘嚴太郎
小作調停法の目的精神並に其内容概觀（改造・六・九）長島毅
小作調停法の缺點と其運用に當つての注意（東經・一一〇七）　河田嗣郎
小作調停法の實施（エコ・二・二四）
歐米の勞働法制―フランス勞働立法の體系（譯）（社時・四〇）　久保田明光
英國戰後の失業救濟に關する立法（社時・四〇）
英國の新工場法案（社時・四九、五〇）　吉阪俊藏
英國失業保險の見舞金制度と救貧法による救濟（社時・四三）　森田良雄
英國失業保險法の變遷と其實績（エコ・二・九）
英國の新勞働報償法（エコ・二・三）
英國に於ける失業保險（資料・一九五）
英國賃銀裁定局制度（資料・一五六）
英國の失業保險制度（資料・一五一）
獨逸失業扶助令の改正と勞働義務（社時・四七）　森田良雄
獨逸に於ける新仲裁制度（資料・一六七）
佛蘭西法に於ける勞働參加株式會社（法論・一一・三）西島彌太郎
瑞典に於ける社會保險の現狀（經濟・三・一）　森莊三郎
露西亞勞働法典の概要と其由來（資料・一四六）
支那の婦人勞働者保護法（東亞・八・二）、　澤村幸夫

八　政治一班

憲政の專制的性質（我等・六・五）　長谷川如是閑
政治階級の遊戯と人民の生活（我等・六・二）　長谷川如是閑
長老政治と政治の機構（我等・六・二）　長谷川如是閑
支配に關する原始的感情（我等・六・七）　長谷川萬次郎
國家對警察ギルド（我等・六・一〇）　長谷川如是閑
政治的機構の本質とその限界（我等・六・一一）　長谷川萬次郎
死刑廢止の理論（宗教・二・六）　宮本英脩
產業政策の變遷と各國政黨の消長（社時・四一）　永井亨
我國の政治運動（社時・四四）　永井亨
現代政局の上に作用する政治的意識の種々相及びその將來への展開（中央・三九・四）　大山郁夫
超國家の組織と英獨及び日米（長崎・四・二、四、六）　田崎仁義
消費體系の國家意識とその崩解（中央・三九・七）　長谷川如是閑
帝國の重大時機と國民の國際的常識（中央・三九・九）米田實
東洋諸民族の覺醒（中央・三九・一〇）　米田實
歐洲經濟の安定と露獨兩國（中央・三九・一〇）　堀江歸一
勞働政治、金權政治並に貴族政治（改造・六・二）　堀江歸一
民衆戰ふべきか旗進むべきか（改造・六・三）　室伏高信
山本内閣の辭職より衆議院解散まで（改造・六・三）　美濃部達吉
商人政治への過程（改造・六・三）　長谷川如是閑

プルジョア政治の片鱗（改造・六・九）　山川均
陸軍の縮張（改造・六・一〇）　山川均
軍備縮小に對する經濟觀（改造・六・一〇）　堀江歸一
世界外交の大勢と我國の地位（斯民・一九・一〇）　神川彦松
地方民に依る中央政治の社會的監督（斯民・一九・一、一一、一二）　佐々木惣一
人生觀の改築と國家觀念の展開（國際・四・一、三、七、八）　本莊可宗
內政上の機會均等（外交・三九・二）　半澤玉城
極東諸邦の國民主義的趨勢と日本（外交・四〇・六）　蠟山政道
クラツペの近代國家觀（我等・六・四、五、七、八）　大山郁夫
ヘーゲル法理學批判（我等・六・一一）　マルクス　嘉治隆一譯
マクドウガルの國家學說（我等・六・六）　津曲藏之亟
國家の本質に就いて（自由・二・三）　河合喜久雄
古代國家及國家思想の史的發展（自由・二・四）　本間恒男
國家の本質に關する典型的な社會學概念（自由・二・七）　バールネース　新明正道譯
國家に於ける社會性（社會・三・四）　林要
カントの國家論（日社・三）　關榮吉
ニウリベラリズム運動の展開（政治・一・三）　鈴木茂三郎
ローマの精神とローマ法（思想・三一一）　平野義太郎
政治學の基礎概念（同志・一五）　今中次麿
自由及自由權の研究（續）（同志・一五・一六）　中島重
ヴエンツエルの國家概念に對するケルセンの批評を讀む（法論・一一・六）　渡邊宗太郎
法及び法の解釋（法論・一一・六、一二・一、三）　宮本英脩
ラスキ「主權と聯邦主義並に主權と中央集權主義」（法論・一二・五）　淺野正一譯
行政學の本領と法律學の使命とに關する人生觀的考察（法論・一二・六）　田村德治
ケルセン「規範的體系」としての國家（法論・一一・一、二、三、四）　黑田寛
法律價値の內容と妥當性（法論・一一・二、三）　恒藤恭
法律學的方法二元論（國家・三八・一）　木村龜二
新聞紙より見たる日本に於ける內閣成立の形式（國家・三八・四、五）　山田止弌三
政治の概念について（國家・三八・六、七、八）　宮澤鐵彦
シユタムラーの社會概念（國家・三八・六、七）　堀眞琴
硬性憲法の變遷（國家・三八・八、九）　宮澤鐵彦
我國に於ける政治概念の類型的發展（國家・三八・九、一〇、一二）　蠟山政道
ヘーゲルの國家理念論の考察（國家・三八・一一）　今中次麿
法律的認識の本質（國家・三八・一一）　平野義太郎
自由法と法源の科學的自由探求（志林・二六・一、二、四、五、九、一〇、一一、一二）　牧野英一
權利の概念の轉回に就いて（志林・二六・七、八）　牧野英一
個人と共同態との綜合的論理に於ける法と道德（志林・二六・九、一〇）　平野義太郎
合法的行動の責任（志林・二六・九）　牧野英一
パウンドの法理學に就て（法學・四二・一、二、三）　小野清一郎

ベンタムの個人主義的私法原理（法學・四二・一二）　平野義太郎
多元論的國家（商業・三四）　藤井信吾譯
法源論（商業・三五）　永並豐吉
ベンタムに於ける個人主義的功利主義の法律原理（經研・一）　平野義太郎
政治現象の本質（經濟・一八・二、三）　恒藤恭
部分社會としての國家（思想・二七・二八）　小松堅太郎
朝鮮に獨立の資格なし（東經・一〇一八、一一〇九、一一〇、一一一一）　川島清治郎
和議法に就いて（國民・三六・二、三、四）　齋藤常三郎
普選法案への抗議（政治・二・四）
英獨佛三國に於ける普通選擧制度の沿革（經資・一〇、一一）　美濃部達吉
比例代表法に就いて（改造・六・一）　坂千秋
選擧法に就て（斯民・一九・一二）　布川靜淵
普通選擧の實施と政治教育（丁酉・二五五）　小野塚喜平次
比例代表制の必要（丁酉・二五五、二五六）　パウル・エッチ・ドクラス
比例代表の一考察（政治・二・四）　三德岩雄
比例代表法の研究（法論・一二・四、六）　森口繁治
選擧法改正管見（國家・三八・一）
如何にして選擧界の廓清を期すべきか（國家・三八・四、五）　美濃部達吉
政友會分裂の經濟的説明と今後（進・五）　高橋龜吉
護憲倒閣の意義（進・五）　山川均
貴族院改革論の究局（我等・六・一一）　吉野作造
貴族院改正問題（中央・三九・一〇）　美濃部達吉
貴族院制度に就いて（改造・六・八）　占部百太郎
貴族院改革問題（財政・一一、二一）　市村光惠
貴族院論（法論・一二・二、三）　佐々木惣一
第二院の問題（法論・一二・四、五）　水野廣德
軍艦爆發と師團減少（中央・三九・一一）　水野廣德
對支對露の根本問題（國際・四・一一）
臺灣に於ける總督政治三十年の治績に就いて（國家・三八・九）　矢野仁一
日米の關係（改造・六・四）　片山潛
パッシイフ・ウイデルスタンドの拋棄（社時・四七）　小林鐵太郎
米國モンロー主義の眞相（進・四）　片山潛
歴史の進化に於ける國際聯盟（國家・三八・八）　神川彦松
國際聯盟と領土の擔保（國家・三八・二）　立作太郎
國際聯盟新議定書と日本（外交・四〇・九）　横田喜三郎
國際政治秩序と國民主義（外交・三九・一）　蠟山政道
第五回國際聯盟總會に於ける軍縮問題（國際・四・一一）　三宅哲一郎
國際聯盟の本質に就て（國際・四・一〇）　古垣鐵郎
國際聯盟の現狀と實際（國際・四・九）　原田健
國際聯盟法格論の辨（國際・四・八）　塚本毅
カントの國際法論（國際・四・七）　高橋正彦

權利の行使か濫用か（國際・四・七）　松原一雄
國際聯盟に對露問題（國際・四・五、六、七）　片桐秀一
國際聯盟の法人格に就て（國際・四・六）　立作太郎
國際社會に於ける國家の無過失責任（國際・四・五）　蠟山政道
國際聯盟の法律「人格」學說研究（國際・四・三）　塚本毅
最近歐洲の現勢（國際・四・三）　米田實
通商衡平待遇の問題（國際・四・二）　乾精末
國際政治の基礎問題（國際・四・二）　蠟山政道
國際經濟會議と平和問題（國際・四・一）　松下芳男
岐路に立つ歐羅巴（改造・六・六）　レーデラー
歐洲問題の由來とその歸趨（改造・六・一）　レーデラー
國際聯盟と社會黨（主義・二・一）　稻垣守克
國際聯盟第五回總會情報（海外・一一、一二、一三）
ローザンヌ會議（國情・一二七）
倫敦會議概要（國情・一五六）
國際聯盟の平和議定書（國情・一六七）
通商衡平と世界平和（國情・一六一、二、三）
國際聯盟の四ケ年（國情・一二三）
英國勞働黨の治績を顧みて（改造・六・一二）　蠟山政道
英國勞働黨內閣と印度統治（外交・三九・七）　吉村源太郎
英國の外交と勞働黨內閣（外交・三九・四）　高木信威
最近英國の政情と勞働黨（國際・四・四、五、七、一〇）　川原次吉郎
英國諸政黨の內面的進化（改造・六・二）　蠟山政道
英國勞働黨內閣の沒落と米國共和黨の勝利（中央・三九・一二）　芦田均
英國の保守黨及び自由黨と自由黨主義思想（社時・四六）　永井亨
英國勞働內閣と其政策（エコ・二・四、五、六）　小川市太郎
英國の總選擧と勞働黨の勝利（東工・一六）　高橋清三郎
ドイツ共和國憲法の成立（同志・一六）　高橋信司譯
獨逸經濟界の現狀（國情・一四七）　青木得三
倫敦會議の一成果（外交・四〇・七）　森賢吾
賠償問題の一段落（外交・四〇・七）　宇都宮鼎
倫敦會議とドーズ案（外交・四〇・三）　青木得三
ドーズ委員會の報告を讀む（外交・三九・一二）　新納克己
ルール占領後の賠償問題（國際・四・五）　圓地與四松
米國の賠償會議參加（國際・四・一）　レーデラー
ドーズ報告書の世界政治的意義（改造・六・一〇）　高岡熊雄
獨逸復興問題に就て（中央・三九・三）　石田文次郎
對獨賠償問題に關する專門委員會の報告（譯）（大銀・三二六）　高木八尺
伊太利ファシスチ黨と其政綱及施設（ムッソリニの演說）（海外・三）　米田實
ソヴイエットロシアの民法（法論・一一・三、四）
米國史概觀（國家・三八・六、一二）
動亂の支那對策と停頓の日露交涉前途（中央・三九・一二）
支那の省憲法並聯省自治に就て（資料・一〇七）

支那の戰爭とその思想並に政治的背景（改造・六・一〇）小村俊三郎

九　財　政

帝國財政豫算に就て（全・經・調・彙報別冊・一二）小川郷太郎
相續稅改正再論（國民・三七・四）藤澤穆
租稅歸着論概論（國民・三七・二）内池廉吉
日本公債史論（國民・三六・四、五、三七・一、三、六）鈴木平吉
社會的財政思想の表現としての特別賦課及土地增加稅（國民三六・三・四）高島佐一郎
營業稅廢止論を評す（經濟・一九・四、五）小川郷太郎
營業稅の不公平可能（經濟・一九・六）神戸正雄
地租の不公平可能（經濟・一九・四）神戸正雄
小麥及小麥粉關稅引上是非（經濟・一九・五）河田嗣郎
娯樂稅の構成（經濟・一九・五）神戸正雄
娯樂稅の重要（經濟・一九・二）神戸正雄
奢侈稅としての關稅（經濟・一九・三）神戸正雄
所得本位の不明確又は捕捉難に基く不公平課稅の可能（經濟・一九・一）神戸正雄
租稅の公平と利益團體の組織（經濟・一八・六）神戸正雄
不景氣と租稅（經濟・一八・四）神戸正雄
所得稅の轉嫁（經濟・一八・三）神戸正雄
地租の轉嫁（經濟・一八・二）神戸正雄
スミスの公債論（經濟・一八・一）小川郷太郎
スミスの租稅原則（經濟・一八・一）神戸正雄
リカルドの租稅論（經論・三・二）大内兵衛
國家經費論の一節（商業・三四）松崎壽
行政財政整理と國費の分配（政治・二・一）鈴木茂三郎
社會事業と所得稅（時事・二九）
財政に於ける積極主義と消極主義（時事・二八）
所得稅改正の一案（時事・二七）
勞働者と所得稅（時事・二六）
豫算及公債政策改革の必要（時事・二四）
關稅の根本方策（時事・二二）
應急關稅政策の改正（時事・一九）
租稅問題（續）（時事・一八・一九）
財政整理の根本議を論ず（改造・六・九）
外債によつて暴露された我國財政の不信用（改造・六・四）
財政上に於ける當今の要務を論じて當局者に與ふ（中央・三九・九）
本邦財政の解剖（東經・一一〇五、六、七）
明年度の財政計畫（エコ・二・二四）
兩政整理の不充分なる理由（エコ・二・二一）
事業費節約の標準（エコ・二・一八）
一定方針を有せぬ財政整理（エコ・二・一七）
財政整理の要諦（エコ・二・一五）

堀江歸一
堀江歸一
堀江歸一
堀江歸一

財政整理の二大基準(エコ・二・一三、一四)　堀江歸一
奢侈抑制と租稅政策(エコ・二・一四)　堀江歸一
財政策に於ける消極と積極(エコ・二・二〇)　澤田謙
資本課稅と減廢稅(社時・四七)　經濟攻究會發表
預金部改造案と特別會計整理案(大銀・三二八)　富田勇太郎述
我國財政濟經の現狀と國民の覺悟(大銀・三二五)　土方成美
配分概念と配分の種別(經濟・三・三)　安部磯雄
英國勞働黨の主張する財產稅(政治・二・三)
米國各政黨の財政經濟政策(理財・一四・三)

一〇　經濟一斑

デュアユイ著公共的勞務利用測定に就て(商學・四・一)　中山伊智郎
私經濟學者ニワリッシュ及びシエーアの資本學說に關する若干の研究(商學・四・一)　駒井清次郎
W.L. Johnavu の,, Pure Theory of Utility Curves" 及びA.W.Zottoff の,,Notes on The mathematical theory of Production" に就て(商學・三・三)　渡邊孫一郎
ケネーの經濟表と唯物史觀との交涉(大原二・一)　櫛田民藏
社會科學者としてのキリアム・ペッテイー(大原・二・二)　高野岩三郎
ヘーゲルの哲學史とマルクスの經濟學史(大原・二・二)　久留間鮫三
剩餘價格第三論(改造・六・一二)　高田保馬
景氣循還の根本原因(抄譯)(大銀・三一七)　池田龍藏
利息の理論(大銀・三一九・三二〇・三二一)　高橋誠一郎
歷史派經濟學と社會政策(社時・四〇)　穗積重遠
舊約の所有の觀念(改造・六・八)　室伏高信
機械の論理(改造・六・一〇)　高橋誠一郎
加特力敎經濟學(改造・六・九)　高橋誠一郎
加特力敎經濟學の衰滅(社時・四九)　高橋誠一郎
西洋經濟思想の渡日は國富論出版の年を以て嚆矢となすが如し(國家・三八・八)　竹內謙二
經濟學方法論上の一疑問(國家・三八・七)　土方成美
希蠟哲學者の經濟思想(續)(自由・二・二)　東井金平
生產的產業の起源及發展(自由・二・七)　アイ・ダブリユー・ホワース　東井金平譯
金融資本の成立(社會・三・五)　オツトー・バウエル　木澤善次譯
經濟學に於ける「配分」と「交換」(思想・二九)　土方成美
分業の發達に就て(同志・一四)　石田秀一郎
經濟靜態及び動態(同志・一四)　クラーク　林要譯
經濟發達階級說の性質(同志・一五)　石田秀一郎
限界効用說に對する疑義(同志・一五)　古屋美貞
全部効用と消費者餘剩(同志・一五)　古屋美貞譯
ヒルデブランドの階段說の立脚點に就て(同志・一五)　石田秀一郎

セノフオンの經濟思想(同志・一六)　住谷悅治
カンバアランド及びハリソン兩氏の新經濟學(文化・八・一)　較差地代と絶對地代(三田・一八・九・一〇)　高木壽一
經濟概念の論理的前提に就いての疑問(商學・四・二)　ミルの社會思想に就て(三田・一八・一一)　小泉信三
リカルドオの地代論(三田・一八・一、三、四、五、六)　社會と自然との平衡關係と「生産力」(三田・一八・一一)　高垣寅次郎
ジョン・スチュアート・ミルの功利主義に就て(三田・一八・一一)　「數理學派に於ける利用遞減理論」(三田・一八・一一)　小泉信三
グラッカス兄弟(三田・一八・二、三、四)　宇佐美洵　寺尾琢磨譯
直接配給の原理と其限度(三田・一八・二、四、五)　高橋誠一郎　限界效用說及びマルクスの分配論に對する一批評(商業・三四)
自由主義以前(三田・一八・二)　向井鹿松　消費論の地位(商業・三三)　岡崎良藏
英國中世の政治權力と社會組織(三田・一八・四)　榎本鑛治　リカルドウの地代論に對する新しい觀察(商業・三五)　大野辰見
革命期に於ける羅馬の社會鬪爭(三田・一八・五、六、七、八、九)　槇智雄　平等社會と交換の概念(經論・二・三)　中川新吾
佛蘭西經濟學に於ける價値論の發達(三田・一八・七、八、九、一〇、一一)　高橋誠一郎　オージルヴイの土地所有權論(國民・三六・一、二)　土方成美
生産的及び不生産的なる語に就て(三田・一八・七・八、九、一〇、一一、一二)　津田誠一　獨占の本質(經濟・一九・四、五、六)　高橋誠一郎
經濟學諸概念の社會心理學的考察(三田・一八・五、六)　榎本鑛治　客觀的勞賃論の史的發展(經濟・一八・三、四)　高田保馬
エドワード三世に關する一考察(三田・一八・一〇、一一)　上原好咲　リカルドの價値論に就て(經濟・一九・五、六)　森耕二郎
近世主義論第二版序文緒論に於けるソムバルト(三　高木壽一譯　ジヤン・バティスト・セイの財産論(三田・一八・一一)　增井幸雄
ゲルラッハ及びゴットルと認識論的經濟價値論(國　馬場敬治　財政々策二金融政策(經研・一)　土方成美
クラアクの分配理論の研究(經研・一)　三宅鹿之助
經濟政策學の對象其の成立の可能性及び其の限界(經論・三・二)

民・三六・二）　李永霖

信用經濟學と其構成法に就て（國民・三七・六）　勝田貞次

所有の起源に就て（農會・一四・七、八、九、一〇、一一）　レヴインスキイ―東浦庄治譯

アダム・スミスの學說に關して福田博士の敎を乞ふ（經濟・一八・五、六）　谷口吉彥

スミスと浪慢派經濟學（經濟・一八・一）　山口正太郎

スミスの自由貿易觀（經濟・一八・一）　作田莊一

スミスの自由放任論の特徵（經濟・一八・一）　堀經文

スミスの自然主義觀と自由政策の見地（經濟・一八・一）　河田嗣郎

スミスの價値論と分配論（經濟・一八・一）　谷口吉彥

スミスの所謂「眞實の價格」について（經濟・一八・一）　河上肇

スミスとコンチアックとの價値論（經濟・一八・一）　田島錦治

富國論の研究方法に就きて（經濟・一八・一）　財部靜治

道德的價値判斷に關するスミスの思想（經濟・一八・一）　恒藤恭

スミスの生涯（經濟・一八・一）　本庄榮治郎

スミスの研究題目たりし富の諸相を覗ふ（國家・三八・七）　竹內謙二

アダム・スミスの根本思想概觀（國家・三八・一〇、一一、一二）　竹內謙二

アダム・スミスの想源（集誌・五二〇、五二一）　竹內謙二

分業論（續）（我等・六・八、九）　ブーグレ　本田喜代治譯

價値論上の費用學說と利用學說（我等・六・一一）　谷口彌五郎

利潤理論に就て（我等・六、七）　谷口彌五郎

「經濟學の傾向」讀後の印象（我等・六・八）　阿部賢一

厚生哲學の闘士としてのアダム・スミス傳（福田博士講）（商學・三・三）　杉村廣藏

スミスとリカードの價値說に就て（商學三・二）　山口義

利子禁止思想の歷史（我等・六・九）　山口正太郎

中世寺院法の貨幣說（我等・六・一一）　山口正太郎

中世の公正價格論（我等・六・五）　山口正太郎

日本に於ける階級の史的研究（東工・一七、一八）　鹽谷四郎

足袋雜話（我等・六・六）　出井盛之

中古賤民の等級に就て（史學・三五・五、八）　瀧川政次郎

本邦古代奴隷の用途に就て（我等・六・一）　瀧川政次郎

天平時代に於ける奴隷の價格に就いて（思想・三二、三三）　瀧川政次郎

朝鮮に於ける契の研究（商學・四・二）　猪谷善一

國民典型より觀たる英國產業史（國民・三七・四）　上田辰之助

鎌倉時代の土地制度（續）（經濟・一八・二、三）　三浦周行

勢州松阪に於ける銀札の沿革（三田・一八・三、四、五）　三田高陽

和學者の經濟學說（三田・一八・一）　瀧本誠一

稿本支那經濟史大系（商學・四・二）　福田德三

貨幣に關するカツセル敎授の見解（經論・三・二）　橋爪明男

貨幣概念を中心として（商學・三・三）　左右田喜一郎

貨幣價値に關しての私論二題（商學・三・三）　高垣寅次郎

貨幣の價値と其否定（商學・四・一）　高垣寅次郎

貨幣の必然性（大原・二・一）　ヒルファーデング　久留間　鮫造譯

貨幣の對外價値と對內價値との關係を論ず（國家・三八・六）　青木得三

經濟社會と貨幣概念（日社・一、二）　土方成美

貨幣概念に就て（思想・三二）　土方成美

金地金の騰貴に就て（全・經・調・彙報別冊・一一）　山崎覺次郎

支那貨幣に就て（歷史・一四・五、六）　下田禮佐

貨幣數量說の史的考察（三田・一八・一）　萩原吉太郎

近時貨幣論考（商業・三三）　平野清

貨幣に關する若干の譬喩（經論・三・一）　山崎覺次郎

デビット・リカアードと貨幣數量說（經論・三・一）　長谷田泰三

名目派の貨幣論と貨幣の本質（經濟・一八・二、三）　中西仁三

貨幣廢止論（經濟・一八・六）　中西仁三

世界の貨幣交通（經濟・一九・三、四）　作田莊一

營口の過爐銀（經資・一〇・八）

金本位制復興の可否時期並に方法（改造・六・一一）　堀江歸一

金價解放に伴ふべき今後の必要政策（エコ・二・二二）

金本位制廢止論に就て（大銀・三二〇、三二一）

我國の金輸出解禁問題（大銀・三二七）　山室宗文述

英國に於ける通貨問題と失業（譯）（東銀・四六〇、四六一）

藏相の金解禁反對論を中心として（財政・一一・一四・五、六）　成瀨義春

ジョンストン氏の失業と金本位制との關係論（文化・六・五）

フイツシャア氏の貨幣改革論（文化・七、二）

ケインズ氏の貨幣改革論（文化・七・二）

通貨膨脹の意義と對策（商業・三五）　竹島富三郎

英國に於ける貨幣問題に關する二論爭（商業・三五）　平野清

北歐諸國の貨幣問題（商業・三六）　平野清（抄譯）

キーンスの貨幣改革論（商業・三六）　木村重夫譯

貨幣論上の限界効用說に就て高垣教授に答ふ（經論・三・一）　土方成美

貨幣債權論に就て（經論・三・一）　橋爪明男

ギルドと幣制に就て（國民・三六・三）　田中忠夫

日本及英國に於ける幣制史上の一考察（國民・三七・二）　平野清

經濟組織の發達と貨幣の職能（國民・三七・二）　增井光藏

資本主義の社會とは何ぞや（社問・五七）　松田義雄

經濟調査の理論と方法（國家・三八・五、六）　郡菊之助

勞働統計論（統學・四五一、二、三、四、五、六）　郡菊之助

統計的規則性及び法則性の研究（國民・三七・四、五）

統計より見たる平均と物價指數（國民・三六・六、三七・一）　佐藤保兒

經濟的豫見論について（國民・三六・三）　福田敬太郎

物價指數の理論及實際（經論・二・三）　猪間驥一
物價安定の統計的考察（同志・一六）　宗藤圭三譯
比率の平均としての物價指數（ウォルシュ譯）（同志・一五）　宗藤圭三
ヴイルヘルム・レキシス博士の統計學（統學・四五六、四五七、四五九、四六〇）　柴田銀次郎
物價指數に就て（統計・七）　龜田豐治朗
統計學の基礎的概念（集誌・五一六、五一七）　水谷良一
消費者餘剩の觀念に就て（商學・三・三）　中山伊智郎
英國住宅組合史觀（商學・三・三）　猪谷善一
賃屋に就いて（商學・四・一）　幸田成友
支那貿易の趨勢（經資・一〇・六、七）　堀江歸一
英米の社債（前論）（經資・一〇・九）　堀江歸一
英國鐵鋼業組織發達史論（國家・三八・九）　小島精一
最近四半世紀に於ける米國鋼鐵事業の集中に就て（國家・三八・五、六）　小島精一
革命後のドイツ經濟狀態（經資・一〇・一〇）　堀江歸一
マルクの下落と私法關係（志林・二六・二、三、四、五、六、七、八、九、一〇）　下町谷操三
馬克の安定問題に就て（國家・三八・一〇）　宇都宮鼎
埼玉縣秩父地方に於ける織機種類の變遷と之に伴ふ産業組織の變化（社時・五〇）　桂泉
改善を要する我國中小工業の組織（東工・一八）　藤原銀次郎
圓爲替政策の研究（經資・一〇・一二・附錄）　永雄策郎
日本に於けるマニラヘンプ加工業（經資・一〇・一二）　長谷川萬次郎
經濟現象に於ける權力關係（大原・二・一）　堀江歸一
經濟的優勢の條件を論ず（改造・六・一二）　堀江歸一
大正十三年の經濟社會（エコ・二・一、二）　堀江歸一
物價に現はれたる我經濟の缺陷（エコ・二・八）　堀江歸一
經濟難救治の根本策（エコ・二・九）　堀江歸一
消極的經濟政策の意義（エコ・二・一三）　堀江歸一
行政財政整理の根本義（エコ・二・一六）　堀江歸一
米國と歐洲經濟の復興（エコ・二・一七）　堀江歸一
食糧品の昂騰と國民生活の不安（エコ・二・二〇）　堀江歸一
景氣快復の時期如何（エコ・二・一八）　武藤山治
金の輸出禁止は亡國的政策（エコ・二・二二）　山室宗文
爲替安定と部分的金輸出解禁（エコ・二・二三）　森賢吾述
外債の顚末と倫敦會議（大銀・三二六）　山室宗文
財界合理的觀測法の研究（大銀・三二七）　勝田貞次
爲替相場の構成と前途（大銀・三二一、二、三）　勝田貞次
大西洋を横斷して（賠償問題の解決方法如何）（大銀・三一八）　フレッド・アイ・イント
金利の低落は人爲的に可能なりや（大銀・三一七）　勝田貞次
株式會社の現代經濟社會に及ぼす影響（東銀・四六七）　上田貞次郎

レンテン馬克の創造と獨逸の經濟事情（東銀・四六五・六）　河津遲
物價問題に就て（東銀・四六三・四、五、六）　松方幸次郎
輸出增進、物價下落、失業防止、金利引下論（東銀・四六〇、一）　松下芳男
我銀行の集中の傾向（主義・一・五）　佐倉重夫
ネオ・マンチエスターツムと社會政策の危機（社時、四〇）　吉野信次
小工業の意義並に其對策（社時・四二）　永井亨
我產業政策の既往及將來（社時・四三）　出井盛之
信用制度と社會運動（社時・四三）
不景氣は如何にして避け得る（續）（東經・一〇八〇、一、二、三）　高橋龜吉
金利引下論の根據（東經・一一〇五、六）　中川友長
世界に於ける金銀の生產及消費（集誌・五一九、五二〇）
東企業發展の方向（東經・一一一五）　堀江歸一
戰前戰後主要各國の經濟力に關する調査資料（理財・一四・二）　堀江歸一
我國に於ける燃料問題（筑豐・二三七・）　吉村萬治
我國將來の石炭問題（筑豐・二三七）　石渡信太郎
財政的信用の所謂三等國に墮ちたる日本（中央・三九・三）　堀江歸一
經濟的危機に瀕せる日本（中央・三九・四）　堀江歸一
米國の排日立法と我國の經濟的不安（中央・三九・七）　堀江歸一
米貨非買運動の經濟的價値（中央・三九・八）　堀江歸一
現內閣の行ふ緊縮の程度と景氣快復の時期（中央・三九・一一）　堀江歸一
經濟心の倫理的性質（改造・六・七）　長谷川如是閑
自由獲得社會より資本的營利社會へ（改造・六・七、八）　福田德三
最近歐米に於ける財政經濟事情（斯民・一九・一〇）　井上準之助
歐洲中世の寺院と金融（宗教・二・三）　山口正太郎
奢侈の概念、本質及び存在條件に就いて（宗教・二・五）　四宮恭二
中世教會法と經濟思想（宗教・二・五）　山口正太郎
戰後に於ける獨逸產業組織と利害協約（文明・三、四）　布川靜淵
世界に於ける日本の地位と其危機（丁酉・二五八）
輸出貿易助長金融政策（時事・二〇）　猪俣津南雄
矛盾に充ちたる我經濟界（時事・二三）　松下芳男
我邦現時の經濟界の症狀、病源及療法（時事・二六）
奢侈關稅の問題（時事・二五）
貿易振興策（時事・二八）
金融資本の貿易政策（マル・八）
軍縮問題の考察方法（政治・二・三）
ヤング氏の萬衆配分論（文化・六・五）

ドグライズム易解（文化・六・六）　黒川芳藏譯
カツセル教授の經濟的恢復論（文化・七・三）
ドウグライズムと勞働黨との對陳（文化・七・三）
ヴオウルス氏の新管理論（文化・七・四）
リイフエルト教授の經濟恢復論（文化・七・五）
金本位制の回復に就て（同志・一六）
大工業としての鐵鋼業の重要並に其の企業組織の發達に就いて（國家・三八・三、四）　小島精一
支那工業の現業に就て（三田・一八・二、三、六）　及川恒忠
經濟政策の極致（三田・一八・七）　向井鹿松
爲替相場と物價の高低（三田・一八・一二）　高城仙次郎
生活と營利（商業・三五）　大野辰見
一社會主義者の保險國營論（經論・二・三）　森莊三郎
爲替問題（經論・三・一）　河津暹
世界經濟の意義（經濟・一八・二）　作田莊一
中央卸賣市場に就いて（國民・三六・一）　内池廉吉
經濟學理の基調としての人生考察（國民・三六・三、四）　東晉太郎
明治十七年の產業政策（國民・三六・四）　上田貞次郎
明治年間の外國貿易額に就いて（國民・三六・六）　石橋五郎
經濟現象の一考察（國民・三七・三）　山口正太郎
明治年鑑に於ける組織の發展（國民・三七・三、四、五）增　井光藏
歐洲資本主義の方向轉換（社會・三・六）　丸岡重堯
禍根を包藏する新經濟政策（エコ・二・二）　津田武二
支那に於ける日貨排斥運動（經資・一〇・五）　河津暹
復興景氣と戰爭經濟學（國民・三六・五）　高橋龜吉
我國經濟恢復に關する考察（經論・三・二）　堀江歸一
復興對策としての資本主義（マル・二）　福田德三
國際經濟と我國復興事業（改造・六・一）　堀江歸一
復興經濟の厚生的意義（改造・六・一）　堀江歸一
特別議會後の復興經濟（中央・三九・五）　堀江歸一
火災保險金支拂から生ずる諸問題（中央・三九・六）　堀江歸一
「地震前後の日本」を讀みて（集誌・五一二、三、四、五）種　川生
震災と本邦織維工業（經資・一〇・二）
經濟復興に關する諸研究（經資・一〇・一）

一一　雜

エツセネ派の社會思想（勞文・一・四）　Y. O. 生
イエスの社會思想（勞文・一・六）　Y. O. 生
政權を前にして（主義・一・三）　シドニー・ウエッブ（譯）
世界國家の提唱者ウエルス（主義・一・四）　木村毅
エヴウオード・カーペンターの社會改造思想（主義・一・四）　宮島新三郎
シヤル、・ルタビエ（主義・一・五）　石川三四郎
軍事教育批判（主義・二・二）　安部磯雄外五名
社會連帶主義に於ける國家的干涉の根據（社時・四

六）

ウイリアム・ロヴエット（社時・四九）　増井幸雄

朝鮮民族と扶養關係（社時・五〇）　少島幸治

牧野博士「這次の災厄と法律思想改造」を讀む（社時・四〇）　生江孝之

重れて法律思想の改造に就て（社時・四一）　粟津清亮

社會の頽廢（社時・四〇）　牧野英一

團體觀念と政治思想（社時・四二）　綿貫哲雄

社會階級の消長（特に露國の事例に就いて）（社時・四三）　永井亨

現實世界と神の國（社時・四四）　今井時郎

勞働に及ぼす本能の影響（社時・四四）　高橋誠一郎

革命を離るゝ道（譯）（社時・四五）　若林米吉

東西の民族性と社會思想（社時・五〇、五一）　淺利順四郎

一自由思想家の生活信條（中央・三九・四）　永井亨

カント哲學と唯物史觀（中央・三九・四）　田中王堂

生活美化論（中央・三九・四）　土田杏村

わが同胞のため轉禍爲福の根本策を唱說す（中央・三九・一）　本間久雄

文明の意義、價値、その運命（中央・三九・一）　田中王堂

教化に於ける具體的聰明の缺乏（中央・三九・二）　室伏高信

暴力の行使と其本質的過誤（中央・三九・二）　土田杏村

舊プロ文學の破滅と新プロ文學の創造（中央・三九・二）　柳澤健

進歩平沒落乎（中央・三九・六）　林癸未夫

不安恐慌的現代の存在・原因及び價値（中央・三九・七）　室伏高信

不安心理の諸相、回避と鬪爭の二心理（中央・三九・七）　杉森孝次郎

新たなる神殿（中央・三九・八）　千葉龜雄

近代の人の生活信條と奢侈贅澤の意義（中央・三九・九）　小野俊一

遙かにタゴオル氏に寄せて亞細亞同盟の思想を論ず　千葉龜雄

都會時代の崩解（中央・三九・一二）　田中王堂

競爭の倫理と協同の倫理（中央・三九・一二）　室伏高信

自由及び無價値の哲學（改造・六・五）　一條忠衛

暴力に對する國民の不徹底的態度（改造・六・五）　村松正俊

生れ出づるものゝ權利に就て（婦論・一〇三）　安部磯雄

世界はどう動くであらうか（改造・六・一）　打村鐵三

經濟的制約に就て（改造・六・一）　北吟吉

世が世なら（改造・六・二）　倉田百三

人類衰亡の眞因（改造・六・八）　山川菊榮

新井白石の社會改造論（改造・六・六）　川村多實二

佛蘭西監獄及法廷の大杉榮（改造・六・六）　本庄榮次郎

戀愛價値論（改造・六・七）　林倭衛

石原純

最後の一人の生存權（改造・六・一〇）　牧野英一
生物の進化より見たる人間の將來（文生・四・五）　山内繁雄
新文明、新社會の豫言（文明・一、二、三）　宮島新三郎
勞働者の宗教（宗教・二・一〇）　福山須一
組織に隷屬する生活（宗教・二・二）　長谷川如是閑
權力主義と人格主義（宗教・二・三）　河田嗣郎
所謂特殊民の由來を述べて其念佛宗との關係に及ぶ（宗教・二・四）　喜田貞吉
優種學と佛教（宗教・二・四）　松本文三郎
回教徒の覺醒するまで（宗教・二・四）　河瀨蘇北
獨逸輓近の社會行政組織（宗教・二・五）　長谷川良信
階級問題としての社會問題（宗教・二・七）　波多野鼎
群集の一瞥（丁酉・二五五）　深作安文
傳統的道德より近代の性的道德へ（文明・四）バートランド・ラッセル　坂井衡平
神代卷と我國民性（丁酉・二五六、七、九）　友枝高彦
倫理運動の起源とその發達（丁酉・二五七）　速水滉
思想の惡化と暴力是認の傾向（丁酉・二五七）
永久平和の使徒としてのカントを懷ふ（丁酉・二五九）　友枝高彦
デモクラシーの退潮（丁酉・二六〇）　エツチ・エツチ・パワーズ
ウエルズの無有鄕（丁酉・二六五）　岡田哲藏
日本人の切開くべき血路（丁酉・二六六）　中島德藏
人類問題と永久平和（丁酉・二六一）　井上哲次郎

群集の倫理的考察（哲誌・四四五）
闘爭觀念に於ける垂直關係と水平關係（國際・四・一）　稲垣守克
世界思想と日本文明の將來（國際・四・一）　村松正俊
世界平和を來すために外國貿易を制限せよ（國際・四・一一）　安部磯雄
世界の反動的傾向（外交・三九・一）　北昤吉
社會的生活條件と知能の發達（勞研・一・二）　桐原葆見
古事記の社會學的考察（續）（自由・二・二）　河合喜久雄
自我人の組合（自由・二・四）　百瀨二郎
社會の個人及國家の關係に就ての一考察（自由・二・五）　波多野鼎
帝政露西亞に於ける猶太人の悲史（自由・二・七）　和泉徹
德川階級政策とその犧牲者解放（自由・二・二、三）　中井義雄
夫婦關係の强さ測定（日社・一）　戸田貞三
遊牧民の購買婚姻に就いて（日社・三）　秋葉隆
社會の結合と心理相互作用（日社・四）　小松堅太郎
輿論の生成に就て（日社・五）　小出隆
集團的經驗に關する一學說（日社・七）　高瀨莊太郎
人類社會に及ぼす自然の力に就て（日社・七）　朝日融統
維新の改革と中世否定の運動（思想・三五、六、七）　竹岡勝也
親子中心の家族の特質（思想・三四）　戸田貞三
日本文化史に於けるシャーマニズムの意義（文化・八・一）

生存權(志林二六・七)　牧野英一
平等思想の學理的根據(三田・一八・二)　瀧本誠一
Guise の新しき村(三田・一八・六)　打村鑛三
階級の動學的考察(經濟・一八・四)　高田保馬
道德統計論概說(經濟・一八・六、一九・一、二、四、六)　財部靜治
社會運動と社會進化(國民・三六・五)　坂西由藏
平和の努力と戰爭の努力(改造・六・一一)　山川均
戰爭に反對する戰爭其他(改造・六・一一)　山川菊榮
カントの理性道德と現代の社會思潮(社時・四三)　友枝高彥
カントの社會思想(社時・四三)　兒玉達童
社會進步の純粹原則(中央・三九・二、三)　杉森孝次郎
或る公的規範學としての政治學及び社會學の可能と價値に對する原則的及び時代的考察(中央・三九・一〇)　杉森孝次郎
コントの社會連帶思想(續)(哲學・九・三、四、七)　米田庄太郎
社會學の領域につきて(哲誌・四四四)　松本潤一郎
社會學と諸社會科學(哲誌・四五〇)　エミール・デュルケム　田邊壽利譯
獨逸最近の社會學論(經濟・一八・三、四、五、六、一九・一、二、三、四、五)　米田庄太郎
オツペンハイマーの「社會學の概念」(商業・三四)　山口正太郎
ギールケの有機體及び社會法の概念(同志・一四)　能勢克男
社會の基本諸關係の研究(同志・一四、一六)　波多野鼎
ジムメルの社會概念(思想・二八、二九)　關榮吉

獨逸最近の多元的社會學說(文化・七・一)　松本潤一郎
デユルケームの社會學論に就て(日社・八)　若宮卯之助
日本社會學の方向(日社・八)
社會學者としてのパジョットについて(日社・五、六)　岩崎卯一
社會の本質に關して(日社・五)　高田保馬
ヴエブレンの社會學說(日社・五)　小林郁
佛蘭西社會學史一瞥(日社・一、二、三、四)　松本潤一郎
「レオポルド」威力の本質(日社・三)　藏內數太
社會の威壓力の衰耗(日社・二)　小松堅太郎
ジムメルの社會學と社會心理學との關係(日社・一)　林惠海
社會批評家としてのジョン・ラスキン(自由・二・二)　下平千鶴
社會科學の必然的過程(自由・二・三)　大山郁夫
應用社會學と徵驗社會學(哲誌・四五四)　松本潤一郎
社會學の體系に就て(哲誌・四五三)　遠藤隆吉
日本社會史とは何ぞや(歷史・一三・二)　喜田貞吉
形式的社會學或は關係學(我等・六・三)　波多野鼎
社會學の起源に就いて(我等・六・六)　新明正道
プラトーンの社會思想(我等・六・一)　谷口彌五郎
社會學に於ける二つの傾向(商學・四・一)　高瀨莊太郎
動的社會學の一考察(自由・二・二)　和泉徹
自己感情の本能の社會的意義(我等・六・二)　波多野鼎
マルクスとスタイン兩者の社會論に就て(我等・六・五)　波多野鼎

權力の近代的樣相（我等・六・三）　新明正道
共同社會と利益社會（我等・六・一〇）　波多野鼎
フロイドの群集心理學（我等・六・一〇）　新明正道
群集論に於ける無意識（我等・六・九）　新明正道
權力の社會學的考察（我等・六・一）　新明正道
多數決の原理（我等・六・二）　恒藤恭
少數支配の進化（我等・六・六、八、九、一〇）　長谷川萬次郎
教育の社會性と國家性（我等・六・一〇）　大山郁夫
國民祭祀（我等・六・一一）　細谷雄太
最近學說の紹介（我等・六・四）　二十二專門大家
學生の反動傾向（我等・六・七）　長谷川如是閑
二つの生活體系の對立（我等・六・三、四、五）　長谷川萬次郎
階級運動としての教化（我等・六・二）　長谷川萬次郎
藝術と無產階級（我等・六・二）　クララ・ツエトキン
所謂民族的教養の崩解（我等・六・一）　長谷川萬次郎
震災時に於ける社會心理の考察（我等・六・一）　蠟山正道
理智と直觀（ソレルの「神話」に就て）（主義・二・二）　百瀨二郎
個人倫理問題の再新（改造・六・二）　エドムンド・フツサール
倫理及び法理の基底としての生活（改造・六・四）　長谷川如是閑
個別的倫理法則と歷史的世界觀（商學・四・二）　杉村廣藏
勞働條件改造の觀點に立ちたるダルトン教育案の批判（文化・七・四）
普通選擧と社會的教育（文化・六・六）
藝術と無產階級（改造・六・三）　ネツクス
革命藝術と社會主義藝術（改造・六・二）　トロツキイ
我國の教育界が直面する一緊急問題（中央・三九・一三）　大山郁夫
復興事業に於ける民衆娛樂問題の位置（太陽・三〇・三）　權田保之助
英國に於ける成人教育の發達（社時・四六）　山田敏一
革命藝術家としてのルナチヤルスキイ（主義・一・四）　茂森唯士
近世產業に於ける藝術衝動（勞文・一・一）　北野大吉
社會生活に於ける娛樂の一考察（大原・二・一）　權田保之助
都市計畫と勞働階級（社會・三・一）　蠟山政道
關東震災と經濟生活の樣式（商業・三三）　竹島富三郎
典籍の廢墟（改造・六・四、五）　內田魯庵

大正十三年中出版

B 社會問題關係主要著書

一 社會問題

書名	著譯編者
社會政策綱領	永井亨著
國民精神と社會思想	永井亨著
社會政策論（經濟學說大系一〇）	高畠素之安倍浩譯
勞働運動の機能	フランク・タンネンバウム著抄譯
日本社會變動史觀	町田辰次郎著
民族闘爭と階級意識	大山郁夫著
最近日本勞働運動	古賀進著
全國勞働團體の現狀	中外社會通信社編
滅び行く階級	森本厚吉著
インテリゲンチヤ	イワノーフ・ラズムーニク著
特權階級論	三宅賢吉譯
有閑階級論（社會科學大系一一）	ヴエブレン著 猪俣津南雄譯
勞働黨と勞働組合（改造パンフレット一）	ヴエブレン著 大野信三譯
無產階級と議會	ジノヴイエフ著 富士辰馬譯
無產階級の政黨	堺利彦 近藤榮藏著
無產階級の政治行動	山川均著
無產階級の政治運動	赤松克麿著
無產階級の哲學	山川均著
生活苦と職業問題	ヨゼフ・デイーツゲン著 山川均譯
ヴエブレンの產業組織（パンフレット一四）	安田龜一著
國際勞働會議と日本	北澤新次郎著
國有鐵道現業委員會	關口泰 淺利順四郎共著
科學的工場管理學	淺利豐次郎著
個人能率增進法（上下）	田中滿三著
能率學講話	神長倉眞民著
特殊部落一千年史	中外產業調査會編
人類教化史上より見たる觀の運命	高橋貞樹著
因襲打破論	長田新述
水平宣言	横田千之助著
水平審判の日	栗須七郎著
日本勞働者團結權の確立と歐洲勞働運動の大勢	栗須七郎著
勞資問題解決	宇野利右衛門著
卒業生勞働論	秋守常太郎著
野外劇の一幕	秋守常太郎著
推取の話（勞働者小作人パンフレット一）	堺利彦著
井の底より見たる日本	北原龍雄著
地震國	山川均著
いかけ松（共有社パンフレット）	堺利彦著
新思想の普遍化	堺利彦著
種蒔き雜記（第一冊）	猪俣津南雄著
社會運動に投ぜんとする青年に與ふ	種蒔き社 進め社
失業と階級意識	林要著
勞働者の明日	野田律太著
官吏學摘要	星一著
日本農民騷動史	木村靖二著
農民生活の研究	木村靖二著
飢ゑたる農民	木村靖二著
農民運動の史的考案	長谷川善雄著
世界の農村組織	鈴木耕二著
農村政策の新研究	秋野芳廣著
農村政策	ヴイゴトヂンスキー著 山田・東畑共譯
農村問題と社會思想	那須浩著
農村より社會へ	古瀨傳藏著
農村と米價問題	飯岡清雄著
熊本縣郡築小作爭議の眞相	花岡伊之助著

歐米最近農政問題　有元　英夫著
農業經營講話　有元　英夫著
現時の農村問題　中島　九郎著
永小作論　小野　武雄著
丁抹の農業　北海道畜牛研究會
丁抹の農村と其教育　フォート著　水野　常吉譯
農村問題研究　鈴木　文治著
農村問題と對策　河田　嗣郎著
小作問題の新展開　中澤辨次郎著
增補岐阜縣に於ける小作問題の研究　中澤辨次郎著
農業改革論　中澤辨次郎著
農民生活と小作問題　中澤辨次郎著
最近の小作問題　中澤辨次郎著
小作爭議と農政（萬有叢書四）　石井　勇二著
農業政策　石坂　橘樹著
農村の經濟　善生　永助著
日本に於ける婦人勞働問題　永井　亨著
婦人參政運動（同人協會パンフレット）　同人協會
家族制度と婦人問題　河田　嗣郎著
私達の問題　三宅やす子著
婦人運動　エレン・ケイ著　原田　實譯
婦人の服從　スチュアート・ミル著　片口泰二郎譯
婦人問題六講　文化研究會
異性を觀る　千葉　龜雄著
女性美の研究　シュトラック著　安田德太郎譯
女の人の爲めに　武者小路實篤著
支那の賣笑　中野　江漢著
岐路に立てるヨーロッパ　レーデラー述　森戸　辰男譯
英國勞働黨發達史　西　雅雄著
叙傳マクドナル　早阪　二郎譯
新勞働黨の實際的綱領　テイロア著　白川　威海譯
勞働黨勝てり　佐々木道男著
勞働黨內閣迄　澤田　謙著
英國の勞働組合運動　渡邊　鐵藏著
英國勞働黨發達史　上條　愛一著
英國議會に於ける勞資の對戰（パンフレット一二三）　大內　兵衞著
大革命前の佛國　イボクリト・テエス著　松本　信廣譯
白禍に惱む支那　長野　朗著
中部支那勞働者の現狀と勞働爭議　西川　寧一著
支那の土匪と軍隊　長野　朗著
支那當代新人物　清水　安三著
黎明期に於ける印度十五傑　高田　種雄著
猶太人の世界改造運動　酒井　勝軍著
近代回教史潮　河瀨　蘇北著
不安定なる社會相と猶太問題　藤原　信孝著
世界の正體と猶太人　酒井　勝軍著
猶太民族の大陰謀　酒井　勝軍著
猶太人の陰謀と排日問題　摩天　樓著
新ロシアの研究　大久保留次郎著
露國の農民生活と革命　モーリス・ヒンダス著　向井　俊郎譯
ロシアに入る　荒畑　寒村著
ロシア印象記　芦田　均著
最近の西伯利とソウエート政府　滿鐵ハルビン陳列所
露領極東經濟事情　同右
露西亞民族の新研究　淺野利三郎著
露西亞の眞相　戸泉　憲溟述
赤裸の赤露　玉置　房一著
赤露見たまゝ記（新ロシアパンフレット一）　昇　曙夢著
革命後の演劇と舞踏（新ロシアパンフレット）　同右
文化人類學　西村　眞次著
人間の由來　ダーウイン著　大畑　達雄譯

種の起源　ダーウイン著　松平道夫譯
蟻の社會生活　石井重美著
昆虫の生活　ファブル著　石上是介譯
昆虫記(二)　ファブル著　椎名其二譯
生命の機械觀　ゼアック・ローエヴ著　神田右京譯
人類進化の歸趨　エドウイン・コンクリン著　寺尾新譯
子孫崇拜論　小野俊一
穴居民族の話　マーク・ローシー著　横田千元譯
人間平等起源論　ルツサウ著　内山賢次譯
ヴントの民族心理學　桑田芳藏著
人類物語(上下)　アン・ルーン著　神近市子譯
支那人間に於ける食人肉の風習(東洋第十四卷第一號板刷)　桑原隲藏著
武藏野及其周圍　鳥居龍藏著
人類學及人種學上より見たる北亞細亞、西伯利、北滿、樺太　鳥居龍藏著
日本周圍民族の原始宗教　鳥居龍藏著
原始時代より太古時代まで人類の足蹟　ヴアン・ルーン著　柳井和助譯
性の決定　エルスト・ドンカスター著　宇田一譯
兩性論　阿部余四男　神田正悌共著
科學と思想　ウエザム著　大町芳文譯
科學概論　トムスン著　内山賢次譯
自然科學と宗教　佐藤定吉著
近代科學の諸問題　文明協會編
近代科學說　ドラージュ、ゴールドスミス共著　小泉丹譯
萬有進化論　クロッド著　齋木仙醉譯
遺傳と結婚　三宅驥一著
道德の經濟的基礎　シュタウデンガア著　波多野鼎譯
道德の經濟的基礎　シュタウデンガア著　牧山正彦譯
權力と社會　新明正道著
社會進化の純粹原則　杉森孝次郎著
社會改造の哲學　アドラー著　藤井章譯
犯罪社會學(上下)(社會科學大系八)　エリンコ・フエルリ著　山田吉彦譯
佛教と社會問題　名和淵海著
社會學的認識論(新學說大系二)　ラッツエンホーフアー著　宮崎市八譯述
社會學(社會哲學大系一)　景山哲雄著
社會學原論　川邊喜三郎著
集團心理學　入谷智定著
社會と人生　帆足理一郎著
日本社會史　本庄榮次郎著
社會と意志　恒藤恭著
權力への意志(ニイチエ全集七)　生田長江譯
純正社會學　レスター・エス・ウオード著　石川功譯
現代思潮大觀　同文館編
歐洲社會制度發達史　エドワード・ジエンクス著　高橋清吾譯
近代社會思想史　波多野鼎著
社會思想史研究　河合榮治郎著
土中の日本　中央史壇臨時增刊號
歷史の理論及方法　マイヤー著　植村・安藤共譯
古代社會(上下)(社會科學大系一)　モルガン著　高島・村尾共譯
保險の社會化　野津務著
社會保險研究　森莊三郎著
歐洲社會制度發達史　高橋清吾著
日本勞農二千年史　河瀨蘇北著
神代史の研究　津田左右吉著
倫理學　杉森孝次郎著
思想と文化　安倍能成著

藝術と社會　北野大吉著
宗教と性的迷信の研究　光成信男著
古の道　タゴール著　北吟吉譯
道德思想發達史論　野上俊夫著
藝術哲學　テエヌ著　廣瀨哲士譯
藝術の門　松原寛著
道德の原理　吉田靜致著
永久平和論　カント著　高橋正彦譯
儒子學(上卷)　宇野哲人著
東洋道德原論　服部富三郎著
宗教學概論　佐野勝也著
自由の理念と國家の理念　カッシイラア著　三土興三譯
原始時代の宗教と其藝術　井上芳郎著
現代社會思想倫理的批判　萩原擴著
哲學體系及其他　桑木嚴翼著
デイルタイの哲學　勝部謙造著
歷史哲學概論　オットー・ブラウン著　京口元吉譯
カントと現代の哲學　川合貞一著
歷史哲學體系　米田庄太郎著
妥當性の哲學　北吟吉著
實生活と哲學　村岡省吾郎著
性意識の哲學化　杉森孝次郎著
倫理學概論　大島正德著
カント研究　大關增次郎著
カント研究　廣島高師教育研究會編
カントの目的論　田邊元著
哲學上より見たる感覺・時間・空間　木村俊臣遺著
支那哲學史概論　渡邊秀方著
笑の哲學　ベルグソン著　廣瀨哲士譯
宗教の本質と各宗の特質　オットー・ブライデラー著　中島祐神譯
カント及其の哲學　西山庸平著
心理學の諸問題　黑田源次著
日本自由主義發達史(世界パンフレット)　平林初之輔著
日本國民思想史講話　石田文四郎著
世界に於ける希臘文明の潮流　坂口昇著
朝鮮の生活と文化　村田懋麿著
日本佛教文化史の研究　橋川正著
近代社會思想八講　松本悟郎著
ヨーロッパ文明史(泰西名著歷史叢書)　ギゾー著　松本芳夫譯
日本文化史研究　內藤虎次郎著
ラスキン研究　御木本隆三著
日本文化生活史　西村文則著
ウキリアム・モリス藝術的社會思想家としての生活と思想　加田哲二著
思想を背景とする西洋史綱　石野悌著
日本文化史概觀　藤崎俊茂著
世界人種物語　エフ・スタール著　津田牧武譯
人間性に就て　松村松年述
原始人性と文化　野村瑞城著
現代思潮の基礎　ベルクマン著　高橋禎二譯
戀愛教育の基本的研究　戸塚松子著
現代歐米教育大觀　澤柳外四氏共著
結婚論　アドラー著　西晉一郎共譯
階級文化と教育の革命　須鄕佗太郎共譯
經濟哲學を基礎として新しい教育論　島邊爲男著
創作鑑賞教育論上卷　永野秀夫著
連帶人の教育　土田杏村著
輓近の社會事業　井上貫一著
愛の科學　海野幸德著
婚姻の基調　賀川豐彥著
　宮本英雄著

日本の堅實性　永田秀次郎著
島國家としての日本の將來　土田杏村著
國民的創作の時代　岡實著
時弊苦言　上田千尋著
改訂學藝論抄　阿部次郎著
反逆の息子　永井潛著
土に還る　室伏高信著
斯く信じ斯く語る　吉野作造著
勞働者に代りて資本家に與ふ　ウエッブ著　小池四郎譯
現代の青年運動　海野幸德著
近代反動思想史　河瀨蘇北著
社會事業と方面委員制度　小河滋次郎著
兒童社會史　增田抱村著
暴力の否定　ホルムス著　久留弘三譯
最後の一人の生存權　牧野英一著
思想中毒　村田豐秋著
平和の心境　川村理助著
大和民族の覺醒　德富猪一郎著
世界文明の統一　エア・エス・マーヴイン著　丸山岩吉譯
誰か狂へる　杉田直樹著
生活の革新の機來る　三宅やす子著
社會創作への道　深作安文著

時局問題批判　大阪朝日新聞社編
人生達觀　ショーペンハウエル著　增富平藏譯
自由人は斯く語る　室伏高信著
ですべら　辻潤著
苦難に對する態度　賀川豐彦著
プラトン　パイドン　菊地慧一郎譯
黎明　麻生久著
赤道　中西伊之助著
流言　土田杏村著
眞實はかく佯る　長谷川如是閑著
血の記錄　ジャック・ロンドン著　矢口達譯
死の前に　加藤一夫著
革命家の家（現代露西亞文藝叢書三）　ドウイモフ作　梅田寬譯
江戸切支丹屋敷　山本秀煌著
人生見物　大泉黑石著
地球を墳墓として　賀川豐彦著
呪はしき世相　加藤一夫著
建設の時代　武者小路實篤著
戀愛のユートピア　土田杏村著
殘骸を葬りて　佐藤耶蘇基著
性の受難者　マゾホ著　青樹繁次譯

新らしき村の今後　武者小路實篤著
生長する愛の生活　森本厚吉著
黑馬を見たり　黑田乙吉譯
蒼ざめたる馬　青野季吉譯
人間と社會（新らしき村叢書六）　武者小路實篤著
犬・猫・人間　長谷川如是閑著
象やの糸さん　長谷川如是閑著
社會劇雪を凌ぎて　池田碧汀著
土と心を耕しつゝ　江渡狩嶺著
近代文明と藝術　吉江喬松著
一の先驅　平澤計七著
有島武郎全集第一、二、三、四、五、六、八卷　江原小彌太著
我が人生觀　小松原雋譯
チエホフとトルストイの回想　厨川白村著
苦悶の象徵　賀川豐彦著
壁の聲聞く時　ジエイムス・ウエルシエ著
どん底の英雄　麻生・渡邊共譯
死刑囚の人生觀　中西伊之助著
審くもの審かるゝもの　布施辰治共著　中西伊之助共著
トルストイとドストエーフスキイ　ミレジコフスキイ著　昇曙夢譯
人類の爲めに　ワシリー・エロシエンコ著

叛逆藝術家　藤森成吉著
パビーニ自叙傳　新居格譯
結婚愛　マリー・ストープス夫人著　矢口達譯
母性愛　同右
ダヾ　高橋新吉著
赤黑白　アプトン・シンクレア著　神山勳譯
トルストイの勞働篇　同人會編
盲人國其他　ウエルズ作　石井眞峰譯
憎しみの後に　宮島資夫著
扉　松崎實著
殺される我等　岡田播陽著
文化辭書何は何うする　文化研究會出版部
社會問題四百語辭典　倉迫梅雄著
近代文藝筆禍史　齋藤昌三著
明治大正筆禍史　芳賀榮造著
最近の本邦社會統計資料（パンフレット一六）　高野岩三郎著
成吉思汗は源義經也　小谷部全一郎著
江戸史蹟巡り熱灰を踏みつゝ　矢田挿雲著
古事記及日本書記の研究　津田左右吉著
お江戸の話　三田村鳶魚著
朝鮮の實狀　佐々木正太著
朝鮮史話　幣原坦著
神祇史の研究　宮地直一著
日本神話　鈴木友吉著
播磨に於ける特殊部落成立の傳說　藤本政治著
越後・佐渡（日本國誌資料叢書）　太田亮著
信濃（同右）　同右
島田三郎全集第一、二、三卷　德富猪一郎著
近世日本國民史德川幕府上期　吉田東伍著
日本歷史地理研究　石川三四郎著
古事記神話の新研究改版　山口正著
都市生活の研究　帝大罹災者情報局調査
帝都大震火災系統圖　改造社編
大正大震火災誌　行政學會出版
東京復興計畫大地圖

二　社會主義

社會主義の本體（萬有叢書）　藤本月城著
社會主義と進化論　パンネコック著　堺利彦譯
婦人と社會主義（第三、四、五卷）　ベーベル著　牧山正彥著
無產階級の過去・現在及未來　エンゲルス著
民衆に與ふ（共有社パンフレット）　藤田浪人著
近代科學と唯物論　エリオット著　山川均譯
帝國主義の經濟的基礎　バヴロ井ツチ著　上田茂樹譯
社會主義か資本主義か（英下院決議案討論速記錄）　郡山幸男譯
レーニニズム　ニコライ・レーニン著　茂森唯士譯
哲學の窮乏　マルクス著　安倍浩譯
巴里コムミューン　マルクス著　安倍浩譯
勞賃價格及利潤　マルクス著　河上肇譯
賃勞働及資本　マルクス著　河上肇譯
マルクス全集第二卷第一、三册　高畠素之譯
唯物史觀の改造（新學說大系一）　ツガン・バラノウスキー著　高畠素之譯述
唯物史觀批判　ツガン・バラノウスキー著　水谷長三郎譯
科學的社會主義序論　ボルハルト著　水谷長三郎譯
通俗資本論　ボルハルト著　水谷長三郎譯
史的唯物論略解　ボルハルト著　水谷長三郎譯

改訂資本論解說　カウツキー著　高畠素之譯
社會主義及無政府主義　プレハノフ著　河野密譯
マルクス歷史社會國家學說（上）（社會科學大系一〇）　ハインリッヒ・クノー著　河野密譯
プロレタリア經濟學　田所輝明　山川均共著
自由の先驅　大杉榮著
資本主義最後の階段としての帝國主義　レーニン著　青野季吉譯
資本主義展開期に於ける農村問題　レーニン著　大木陽一郎譯
唯物史觀解說　ヘルマン・ゴルテル著　堺利彥譯
資本主義文明の凋落　ウエッブ著　安部磯雄譯
社會主義讀本　カーカップ著　內山賢次譯
議會と革命　マクドナル著　小林輝次譯
社會進化と婦人の地位　ラッパポート著　山川菊榮譯
科學的社會主義解說と其批判　デッテルマン　カトライル共著　石川哲譯
サン・シモンの生涯と其思想體系　フリードリヒ・ムックル著　高橋正男譯
經濟科學十二講　ボクダーノフ著　赤松克麿譯
常識の社會主義　北原龍雄著
社會主義經濟學　ハインドマン著　上原好唆譯
資本主義經濟學の沒落　ヴォルガ著　西雅雄譯
ゴータ綱領批判　水谷長三郎譯
資本主義と物價問題　カール・カウツキイ著　市川正一譯
社會主義の時代　安部磯雄著
新社會主義の批判　ルロア・ボリユ著・譯
社會主義の價値哲學　杉原三郎著
全勞働收益權史　アントン・メンガー著　森戸辰男譯
資本主義のヨーロッパと社會主義のロシア（パンフレット一七）　越智道順譯
國士と社會主義　秋尾雷音著
高尾平兵衛とその遺稿　平岩巖編
佛教と社會主義　豐田劍陵著
社會主義運動と第二憲政擁護運動　內藤隈南著
快傑レーニン　白雲樓學人著
レーニン　山內卦介著

三　經濟及財政

大增補經濟學史概論　北澤新次郎著
增補改訂アダムスミスの經濟思想　谷口彌五郎著
經濟學（經濟叢書一）　河津暹著
經濟學集成　小野寺良則著
經濟學說研究　慶應・經濟學部編
レキシス經濟原論　田邊忠男譯
經濟學研究　河上肇著
改訂國民經濟學　安倍浩譯
最近工業經濟學　三木正一著
公民敎育經濟學研究　三木正一著
新經濟學　ジョールジュ・ポアロア著　鈴木貫一郎譯
經濟學原論　ラブレー著　原田光三郎譯
經濟學研究　高田保馬著
經濟學の基調としての合理主義　ストリューヴェ著　山下芳一譯
綜合經濟學（社會科學大系三）　アキレル・ロリア著　佐野學譯
近代の經濟組織と學說　出井盛之著
輓近價値學說史　山下芳一著

國際貿易に於ける貨幣の職分と貨幣數量說　ノガロ著　手塚壽郎譯
貨幣原論　竹島富三郎著
富の形成と分配　チュゴール著　原田光三郎譯
增補農業經濟學　河田嗣郎著
銀行論　青木得三著
增補改訂工業經濟論　桑田熊藏著
經濟政策要論（經濟叢書二）　渡邊鐵藏著
商業經濟學　戸田海市著
クラーク分配論　林要譯
土地經濟論　河田嗣郎著
生命保險の再保險　青木喜郎　本城次吉共譯
ケインズ貨幣改革問題　岡部莞司　內山直共譯
市場組織論　內池廉吉著
增訂改版銀行論　山崎覺次郎著
商業經濟綱要　河津暹著
地代論（經濟學說大系四）　安倍浩譯
租稅論（同右六）　高畠・安倍共譯
自由貿易及保護關稅（同右八）　同右
價値及價格論（上下）（同右一）　安倍浩譯
稿本租稅論講義　土方成美著
勞働黨內閣の財政策（パンフレット一五）　大內兵衛著
英國豫算制度論　石黑利吉著
米國豫算歲計制度要綱　石黑利吉著
財政學　阿部賢一著
租稅研究第五卷　神戸正雄著
德川時代の米價調節　本庄榮治郎著
農民經濟史研究　小野武夫著
經濟學を建設せし人々　麓三郎譯
支那古代經濟思想制度　田崎仁義著
日本商人史（歷史地理特別號）　河瀨蘇北著
日本商人五百年史　本庄榮治郎著
日本經濟史文獻　小林丑三郎著
經濟思潮史改正增補　上田貞次郎著
產業革命史研究　
金融六十年史（東洋經濟叢書一）　
天保元年以降定期米月足高低表　永樂堂出版
日本商業會議所の過去及現在　商業會議所聯合會編
全國農工銀行發達史　杉本正幸著
社會統計論綱　財部靜治著
統計學概論　森數樹著
豫算の見方（通俗財政經濟大系三）　森田久著
稅の見方（同右四）　西野喜作著
地方豫算と地方稅の見方（同右五）　同右
金融の見方（同右六）　同右
銀行の見方（同右七）　遠藤麟太郎著
貿易の見方（同右八）　新關莊藏著
外國爲替の見方（同右九）　山崎靖純著
物價の見方（同右一〇）　下田將美著
相場取引の見方（同右一四）　三浦弘一著
金融及金融機關　堀江歸一著
銀行の見方（財界叢書二）　同文會經濟研究部編
經濟的亡國の危機　池田龍藏著
金融及信託（上下）　細谷祐治著
日本の經濟的危機　堀江歸一著
日本資本主義經濟の研究　高橋龜吉著
經濟學の實際知識　高橋龜吉著
取引所論　桑田藤吉著
爐邊經濟學（第二輯）　細貝正邦著
帝國海運政策論　寺島成信著
銀行知識と金融　岩塚源也著
國有鐵道の將來　木下淑夫遺著
最新鑛業知識　京都帝大工學部水曜會論
燃料問題の將來　大日本文明協會編
世界の自由港制度　野波靜雄著
倫敦金融市場の話　桂野勳述

歐洲の經濟的混亂と其復興　フランク・ヴアンダーリップ著　今村源三郎譯
米國銀行制度論　太田黒敏男著
英米財界近情　山室宗文著
英國現代の經濟　堀江歸一著
獨逸戰後の財政と金融　高城仙次郎著
人口論「マルサス」說の研究　藤村信雄著
マルサス人口論　鈴木政考譯
人口論（經濟學說大系五）　高畠素之共譯　安倍浩共譯
マルサス著人口の原理に關する一論　高野岩三郎　大内兵衛共譯
臺灣に於ける産業問題管見　今村義夫著
支那の爲替と金銀　井村薫雄著
支那經濟事情　椿本義一著
滿蒙全書（第六卷）　滿鐵調査課編
支那南洋に對する企業貿易論　木村增太郎著
支那經濟綜覽第三卷　西川喜一著
支那經濟通覽　東亞經濟研究會
復興叢書第二、三、四、五輯　東京商科大學　一橋會
復興經濟の原理及若干問題　福田德三著
震災と金融對策　松崎壽著
震災と財界前途　勝田貞次著
震災經濟誌（學術叢書一）　河田嗣郎著
史的研究天災と對策（學術叢書二）　本庄榮治郎著
復興と經濟　成瀨義春監修
經濟野話　金子直吉譯
國際財話　東京朝日新聞社編
財界樂屋新人と舊人　東京朝日新聞經濟記者共編
實業界大秘史三菱王國　大瀧鞍馬著

四　政治及法律

法律進化論第一、二　穗積陳重著
行政法撮要、總論・各論（上下）　美濃部達吉著
社會生活の法則　宮崎喜八郎著
法律に於ける進化と進歩　牧野英一著
羅馬法に於ける慣習法の歷史及理論　恒藤恭著
民法に於けるローマ思想とゲルマン思想　平野義太郎著
新稿憲法述義　上杉愼吉著
日本親族法要論　柳川勝二著
離婚制度の研究　穗積重遠著
破産豫防を目的とする和議法　尾高武治著
破産法原論　竹野竹三郎著
倉庫法釋義　齋藤助堯著
會社法　松本丞治著
强制執行法論　遠藤武治著
增訂日本債權法各論（上下）　鳩山秀夫著
民法の基本問題　牧野英一著
民事法規集　末弘嚴太郎編
民法概說　三淵忠彥著
民法提要（總則）　吉田久著
海上保險綱要　藤本幸太郎著
海商法通論　住田正一著
商法總論上　高窪喜八著
陪審法釋義　溝淵孝雄著
農村法律問題　末弘嚴太郎著
小作調停法講話　長島毅著
小作調停の話　小岩井淨著
小作調停法大意　末弘嚴太郎著
英法研究　宮本英雄著
近世國際法史論　板倉卓造著
國際法問題研究　泉哲著
通商衡平問題　大熊眞著
勞働法制論　孫田秀春著
各國勞働法制　協調會編
各國最低賃銀關係法規集　協調會編
國體論　遠藤隆吉著

我等も國防へ　元早大軍事研究團著
貴族院改革問題と貴族制度の研究　一匡社研究叢書
立憲政治と議會政治　森口繁治著
政治及社會思想　高木斐川著
國防と平和　新納克己著
非立憲なる政治運動　庄司海村著
民衆の苦悶　カイヨー著　龜井貫一郎譯
政治道德法典　實業同志會編
ケルゼン國家概念研究　堀眞琴譯
民衆と政治　コンラードギル著　小林次郎譯
政治心理學　稲田周之助著
政治學　今中次麿著
重大なる結果　國民新聞社編
對米國策論集　國民對米會編
日米衝突の必至と國民の覺悟　上杉愼吉著
排日問題の眞相　鈴木三郎著
通俗政治經濟問題　武藤山治著
驚ろき入つた母國の社會　鈴木無弦著
岐路に立つ日本　佐藤盤水著
日本膨脹論　後藤新平著
最新世界植民史　大鹽龜雄著
少數民族の問題　塚本毅著
植民政策通解　稲田周之助著
增訂植民地統治論　泉哲著
列强の政戰　芦田均著
國際法及國際問題　恒藤恭著
巴里會議後の歐洲外交　芦田均著
米國大勢論斷　土屋元作著
大平洋問題概觀　土屋元作著
神聖羅馬帝國（泰西名著歷史叢書三）　占部百太郎著
英國の總選擧　中村三之丞著
英國會の起源並進展　占部百太郎著
輓近英國政治思想論　エルネスト・バーカー著　小島幸治譯
大英國民史（泰西名著歷史叢書）　ジョン・リチアード・グリイン著　戸川秋骨譯
政局は斯く動く　ビスマーク著　定金右源二譯
伊太利黑シヤツ團の護國運動　パーシバアル・フイリツプ著　大石隆基譯
支那國際關係概觀　齋藤良衛著
新支那論　後藤新平著
支那法制史研究　東川德治著
東支鐵道土地回收運動に對する考證　內藤湖南著
滿鐵調査部編
支那國際關係法概觀　齋藤良衛著
支那に於ける外人の文化事業論　飯岡道雄著
露國歸還の漂流者幸太夫　吉野作造著
新井白石とヨワン・シローテ　吉野作造著
佐藤信淵の理想國家　大川周明著
上杉鷹山の政道　大川周明著
カント永久平和論　高橋正彥（譯）
國際聯盟勞働並司法裁判所規約　國際聯盟協會編

五　調査及統計

職名解說　第一　東京市中央職業紹介所
職名解說　第二　同
職工名別解說　第三　同
求職事情ニ關スル調査第一卷　同
勞働統計實地調査關係法規　神奈川縣知事官房
勞働統計實地調査總括表（自第一報至第八報）　北海道廳內務部統計課
東京に於ける機械工業の熟練職工としての仕上工並に旋盤工の賃銀調査報告（北澤新次郎調査）　大原社會問題研究所
硝子工場及麵麭工場に關する調査　社會局
チエツコ・スロバカイ共和國鐵道從業員保健狀況（一九二一年）　鐵道大臣官房保健課
職工の疲勞に就て瓦斯中毒の豫防注意書　京都府工場衞生會

日傭勞働者問題	大阪市社會部調査課	農業經營品評會審査概要（大正十二年）
産業上の年金制度に關する研究	鐵道大臣官房保健課	三重縣小作慣行調査書
勞働統計　第七號	吳海軍工廠	小作制度並農家經濟調査
勞働統計　第三號	佐世保海軍工廠	小作慣行に關する調査資料（大正元年及明治十八年）
臨時失業調査報告	兵庫縣社會課	土地利用及開墾事業要覽
大阪府在住朝鮮人生活調査	大阪職業輔導會	農家經濟調査書
季節的移動勞働者に關する調査	北海道廳	農家經濟調査
震災に因る失業者調査	東京市	朝鮮の農村（上田文三郎著）
大阪府に於ける失業事情	大阪職業輔導會	農場利益分配事例
震災調査報告	社會局	地方學校職員待遇調査
常時使用勞働者五百人以上なる工場鑛山等調（勞働時報四月分附錄）	社會局第一部	主要都市に對する中間階級以下の金融機關利用の狀況
職工名別解說第四	東京市中央職業紹介所	會社員待遇內規全集　後編
農家經濟調査（大正十二年度）	熊本縣農會	私娼を通じて見たる趣味と娛樂
農村狀態調査（大正十二年度）	愛知縣農會	玉の井新道私娼調査
靜岡縣に於ける農業用電力利用狀況調査	靜岡縣農會	職業婦人に關する調査
地方山村林業經濟調査書	農商務省山林局	米國を中心として觀たる移民問題
農家經濟調査成績（大正十二年度）	靜岡縣農會	朝鮮に於ける支那人
農業經營調査成績表（大正十年度調査）	高知縣農會	加州に於ける亞細亞人排斥運動
農家經濟調査	愛媛縣農會	北海道綱走外三郡農會
農村生活實況調査	愛媛縣農會	三重縣內務部
		朝鮮平安道農務課
		農商務省食糧局
		同　農務局
		同　東洋拓殖株式會社
		帝國農會
		文部省普通學務局
		愛知縣產業部
		俸給者組合本部
		基督教產業青年會調査部
		同　東京市社會局
		外務省情報部
		朝鮮總督府
		北海道大學經濟研究室
		移民地事情　第四卷
		同　第五卷
		同　第六卷
		集團細民の生活狀態調査
		貧困者生活狀態
		死產の特殊觀察
		乳幼兒死亡調査報告（大正九年）
		都市の食料調査　第一
		同　第二
		第三回全國家賃調査（大正十二年十一月現在）
		我國及歐洲に於ける生活費と住宅費との割合資料
		家計調査參考資料
		有害工業解說　其一
		坑夫ヨロケ病及ワイル氏病に關する調査
		地方遞信官署職員衞生統計第十三次報告
		工場に於ける（結核、トラホーム、經口急性傳染病）の實際的豫防方法心得
		保健衞生調査　第四輯
		鎭接作業の人體に及ぼす影響に關する調査
		外務省通商局
		同
		同
		岡山縣內務部
		名古屋市社會課
		三重縣衞生課
		警視廳衞生課
		大阪市立衞生試驗所
		同
		協調會
		社會局第二部
		社會局統計課
		社會局
		同
		遞信大臣官房保健課
		京都府工場衞生會
		三重縣衞生課
		社會局

硝子工場の衛生狀況並從業者の身體に關する調査	社會局
麵麭業者の疾病並衛生學的考察	同
釀造工場樽工の職業性皮膚炎發育變異	同
工場衛生と能率工場建築と災害	京都府工場衛生會
チエツコ・スロバカイ共和國鐵道從業員保健狀況（一九二一年）	鐵道大臣官房保健課
工場の塵埃及煤煙作業能率と作業臺	協調會
本邦勞働運動調査報告	社會局第一部
同盟罷業統計圖表	同
農業爭議統計圖表	大阪市社會部調査課
最近勞働爭議顚末	勞働問題研究所
勞働者の明日（野田律太著）	兵庫縣工場懇談會
工場管理に就て（神田孝一講演）	十八日會
全國勞働組合要覽（一九二四年版）	大阪市社會部調査課
大阪市を中心とする勞働組合運動	農商務省農務局
本邦に於ける農業團體に關する調査	神戸消費組合
貯蓄と消費組合（高野岩三郎著）	同
現代生活と小賣商人（米田庄太郎著）	
産業組合と金融	藤本ビルブローカー銀行調査課
不動産抵當個人間貸借金利調	日本勸業銀行調査課
市街地信用組合概況（大正十二年度）	大藏省銀行局
市街地信用組合調（大正十二年度）	同
國有鐵道共濟組合關係規則集	鐵道大臣官房保健課
職工の福利增進施設の概要	東京府
本邦産業福利施設概要	協調會
造幣局長第四十九年報書（大正十一年度）	造幣局
國有鐵道現業委員會規程	鐵道大臣官房
海軍共濟組合事業成績（大正十一年度）	海軍艦政本部
小作調停法略解（高野長春述）	島根縣農會
職業紹介年報（大正十二年度）	東京地方職業紹介事務局
管内各職業紹介所震災應急事業報告	同
關東大震災に於ける職業紹介成績	中央職業紹介事務局
本邦の勞働監督制度	社會局
中央勞働學院誌	中央勞働學院
現代産業と其の對策	大阪市社會部調査課
福利增進に對する懸賞問題答案摘錄	佐世保海軍工廠福利增進問題調査委員會
日本に於ける勞働監督制度新工場法施行令に就て	京都府工場衛生會
朝鮮社會事業要覽	朝鮮總督府
大阪市臨時救援事務概要	大阪市役所
第三回東京市社會局年報（大正十一年度）	東京市社會局
授産事業に關する調査	大阪市社會部庶務課
社會事業史	東京市社會局
京都府公同委員制度	京都府社會課
佛蘭西及び北歐三ケ國の失業施設	大阪職業輔導會
英國工業都市の失業施設	同
都市の保險行政組織	東京市政調査會資料課
餘暇生活の研究	大阪市社會部調査課
協調主義と鬪爭主義（河田嗣郎述）	兵庫縣工場懇談會
大震災の本邦に及ぼせる社會的影響	大阪市社會部調査課
第一回國際勞働統計會議概要	柳澤統計研究所
第六回國際勞働總會概況報告	鈴木文治外三名

第五回國際勞働總會概況報告　日本海員組合
千九百二十三年第五回國際勞働總會に於て採擇せられたる勸告　外務省臨時平和條約事務局
第五回國際勞働總會報告書　外務省
第六回國際勞働總會概況報告　日本海員組合
第五回國際勞働總會報告　山崎延吉
國際勞働機關關係法規　外務省臨時平和條約事務局
第一回國際勞働統計會議概要　柳澤保惠述
佛國勞働法典　社會局
勞農露國に於ける民族問題　滿鐵庶務部調査課
亞細亞露西亞の國土と産業（上下）　同
國際市場に於ける露國コオペレーション　同
勞農露國の社會保險　同
露國の國營事業　同
革命後の露國農村經濟狀態　同
露國の農村經濟統計　同
露國共産黨研究資料　同
露西亞共和國の國民教育　同
露國の統治組織及機關　同
第一卷　同
第二卷　同
第三卷　同
第四卷　同
第五卷　同
第六卷　同
第七卷　同
露國に於ける勞働需給關係　同
勞農露國のトラスト模範定款　同
露國の工業組織　同
露國の各聯盟共和國概要　同
露國の自治共和國及自治州　同
勞農國家と教會　同
勞農露國の軍事　同
露國に於ける私營事業及私有財産權　同
勞農露國に於ける外國人の法律的地位　同
米國都市の失業問題　大阪職業輔導會
獨支協定と獨逸の對支賠償金問題　東亞同文書院研究部
勞農露西亞の一考察　滿鐵哈爾賓事務所
東支鐵道土地回收運動に對する考證　同
一九二二年度東支鐵道經濟年鑑　同
露國勞農政府組織圖表　同右
勞農露國政治年表（一九一七―一九二二年）　同右
勞農露國の實情　山崎龜吉述
露領極東經濟事情　哈爾賓商品陳列館
勞農露國の營業稅と營業時間　朝鮮銀行東京業務部
波斯、メソポタミヤ方面視察談　啓明會
一九二四年米國移民法制定及之に關スル日米交渉經過　外務省
一九二四年米國移民法制定及之に關する日米交渉經過公文書英文附屬書　同
西藏問題　東亞同文書院研究部
中華民國憲法　日本銀行調査局
支那中央財政の現狀　同右
東三省主要官紳錄　滿鐵庶務部調査課
臺灣議會設置請願理由書　臺灣議會期成同盟會
ビアード博士東京復興に關する意見　東京市政調査會
ドイツに於ける土地區劃整理の實例　同
大東京瓦斯供給に關する意見　同
米國クリーブランド市土地評價法　同

現代都市計畫	東京市政調査會	滿洲に於ける硝子工業
帝都土地區劃整理に就て	同	滿洲に於ける砂糖事情
帝都土地區劃整理に就て其二	同	滿洲輸出入重要商品建値調
帝都復興の基礎	復興局	六大都市食料品市場取締規則
帝都の制度に關する調査資料	東京市政調査會	大阪市乾物市場調査
イギリスの保險行政組織	同	大阪市魚市場調査
第一回後藤子爵記念市民賞入選論文	同	大阪市海産物市場調査
イギリスの都市計畫法	同	大阪市蔬菜果物市場調査
土地增價稅と土地未改良價格稅の研究	同	滿洲に於ける外人經濟勢力狀況
地域制	同	奢侈品關稅と其影響
ウイーン市財政事情	同	急迫に瀕せる小商工業者並に中産階級以下の金融問題
北滿洲の林業	滿鐵中央試驗所	我國に於ける木材の需給と滿洲材
黑龍江省上卷	滿鐵庶務部調査課	北海道樺太對各地間出入金高調
滿洲の森林	同	信託會社と銀行との交渉
米國の大豆と豆油	同	米國銀行支店制度問題
特殊形態工場の實例	大阪市社會部調査課	支那貨幣に就て
滿洲に於ける肉類加工業	滿鐵庶務部調査課	ドーズ案を中心として
滿洲に於ける製粉業	同	現時の金利及爲替問題
滿洲に於ける油坊業	同	上海錢業公會營業規則
	同	米國證券と金融
	大阪市商工課	復興金融の諸問題
	同	不換紙幣下の國際貿易
	同	秦皇島の港灣と諸關係
	同	第十二回電氣事業成績調書
	滿鐵庶務部調査課	最近支那主要港に於ける仲繼貿易と大連港
	同	黑龍江系水路誌上卷
	同	同　下卷
	同	黑龍江及其支流の航運上卷
	北海道拓殖銀行調査部	極東大陸農業と我國農業との關係並に我國農業革新策を論ず（森澤省己著）
	大阪高商、銀行業務研究室	東歐諸國に於ける農制改革
	日本銀行調査局	桑園及び養蠶經營費の研究
	東亞同文書院研究部	內外蠶糸絹物類輸出入統計
	野村合名會社調査部	朝鮮の市場
	大阪高商、銀行業務研究室	金融六十年史
	藤本ビルブローカー銀行	同
	大阪高商、銀行業務研究室	朝鮮總督府
	同	東洋經濟新報社
	滿鐵庶務部調査課	東拓月報（四ノ五）
	東京市電氣局	農商務省農務局
	滿鐵庶務部調査課	蠶糸同業組合中央會
	同	同
	同	朝鮮總督府
	同	東洋經濟新報社

明治文化發祥記念誌（文明大觀第六册）　大日本文明協會
支那回教徒の研究　滿鐵庶務部調査課
滿洲里海拉爾事情　哈爾賓商品陳列所
震災關係法令集　日本銀行調査局
帝室林野局統計書（大正十一年度）　帝室林野局
統計調査に關する各官廳刊行書概覽（大正十二年分）　統計局
第四十二回日本帝國統計年鑑　同
日本帝國人口動態統計（大正十年）　同
同（大正十二年）　同
第三十八回日本帝國統計要旨　同
列國國勢要覽（大正十三年）　同
日本人口動態統計摘要（大正十一年）　同
日本帝國死因統計（大正十年）　同
第四十三回日本帝國統計年鑑　同
抽出法による第一回國勢調査結果の概觀　同
大正九年國勢調査報告府縣の部第四卷（神奈川縣）　同
同　同第十八卷（滋賀縣）　同
同　同第九卷（群馬縣）　同
同　同第十一卷（茨城縣）　同
衛生局年報（大正十一年）　內務省衛生局
勞働統計要覽　社會局統計課
內務省第三十七回統計報告　內務大臣官房
大日本帝國港灣統計（大正十一年）　內務省土木局
第六回工場監督年報（大正十年）　社會局
海外各地在留本邦人職業別人口表（大正十二年六月末現在）　外務省通商局
貯金局統計年報（大正九—十一年度）　遞信省貯金局
貯金局統計年報　同
郵便貯金概觀　同
簡易保險局統計年報 大正十三年度　簡易保險局
簡易保險局統計年報（大正十一年度）　同
第三十六登記統計年報（大正十一年）　司法省民事局
第三十七登記統計年報（大正十二年）　同
第四十八民事統計年報（大正十一年）　同
第四十八刑事統計年報（大正十一年）　刑事局
第二十四行刑統計年報（大正十一年）　司法省行刑局
第三十四回陸軍省統計年報（大正十一年）　陸軍大臣官房
外國貿易概觀（大正十一、十二年）　大藏省主稅局
第四十九回主稅局統計年報書（大正十一年度）　同
金融事項參考書（大正十三年調）　同理財局
文部統計摘要（大正十年度）　文部大臣官房
專賣局統計綱要　專賣局長官々房
農商務統計・工場統計及會社統計摘要（大正十一年）　農商務大臣官房統計課
工場統計表（大正十一年）　同
會社統計表（大正十一年）　同
第三十九次農商務統計表（大正十一年）　同
農事統計表（大正十一年）　同
本邦鑛業の趨勢（大正十二年）　農商務省鑛山局
大阪鑛務署管內鑛區一覽（大正十三年七月一日現在）　大阪鑛務署
第四回東京市社會局年報（大正十二年度）　東京市社會局
第十一回東京市勢提要　東京市役所

東京府勢一覽（大正十年）	東京府知事官房
大阪府統計書（大正十一年）	大阪府知事官房
大阪府生産統計之概要（大正十一年）	同
第二十一回大阪市統計書（大正十一年）	大阪市役所
第十回大阪市勢提要（大正十一年）	大阪市商工課
大阪貿易彙纂（大正十二年）	大阪府立商品陳列所
岸和田市勢要覽（大正十三年版）	岸和田市役所
愛知縣統計書（大正十年）	愛知縣
第二十四回名古屋市統計書（自第一編至第二編）	名古屋市役所
名古屋市公設市場概要	同
名古屋市社會事業概要	同社會課
第八回名古屋市勸業要覽	同勸業課
岡崎市勢要覽（大正十一年）	岡崎市役所
秋田縣第四十回統計書（大正十一年）	秋田縣
秋田縣生産額統計	同
秋田縣戸口統計（大正十二年）	同
秋田縣米産額統計（大正十二年）	同
秋田市統計一斑（大正十二年十月編）	秋田市役所
千葉縣統計書（大正十一年自第一編至第八編）	千葉市役所
千葉市勢一覽（大正十一年十二月現在）	福岡縣
福岡縣統計書（大正十一年）	八幡市役所
八幡市勢要覽（大正十二年）	小倉市役所
小倉市勢要覽（大正十二年）	福島市役所
第十二回福島市勢一斑	愛媛縣
愛媛縣統計書（大正十一年）	同
宇和島市勢一覽（大正十三年）	宇和島市役所
第三十一回岐阜縣統計書（自第一卷至第三卷）	岐阜縣
大垣市統計一覽表（大正十二年）	大垣市役所
前橋市勢要覽（大正十二年）	前橋市役所
群馬縣統計書（大正十一年）	群馬縣
群馬縣統計書（大正十二年）	同
兵庫縣々勢要覽（大正十二年）	兵庫縣
兵庫縣統計書（大正十二年）	同
兵庫縣統計書（大正十一年）	同
數字上より觀たる尼崎市附近の經濟狀態	尼崎市商工共和會
廣島縣市町村資力調	廣島縣
尾道市勢要覽	尾道市役所
第八回廣島市勢一斑	廣島市役所
第十八回廣島市統計年表（大正十一年）	同
福山市統計書（大正十二年）	福山市役所
北海道移住者戸口表（大正十三年八月調）	北海道廳
茨城縣勢一斑（大正十一年）	茨城縣
茨城縣統計書（大正十一年）自第一編至第四編	同
石川縣統計書（大正十二年）	石川縣
石川縣統計圖表	同
石川縣統計要覽（大正十二年）	同
石川縣統計要覽（大正十一年）	同
石川縣勢要覽（大正十二年）	同
盛岡市統計一斑（大正十一年）	盛岡市役所
岩手縣統計書（大正十一年）	岩手縣
高松市勢一斑（大正十二年）	高松市役所
香川縣統計書（大正十一年）	香川縣
京都府勢要覽（大正十一年）	京都府
京都府治一覽（大正十一年）	同
京都府統計書（大正十一年）（自第二編至第十編）	京都府
第十五回京都市統計書（大正十一年）	京都市役所

高知縣勢要覽（大正十一年）　高知縣
第二十三回熊本市統計書　熊本市役所
三重縣勢要覽（大正十二年）　三重縣
三重縣統計書（大正十一年）（自第一編至第五編）　同
三重縣勢要覽　同
宮城縣統計書（大正十年）　同
宮崎縣蘭統計（大正十二年）　宮崎縣
宮崎縣家禽統計（大正十三年）　同
宮崎縣家禽統計（大正十二年）　同
宮崎縣麥作統計（大正十三年）　同
宮崎縣米作統計（大正十二年）　同
宮崎縣勢一覽（大正十一年）　同
宮崎縣勢要覽（大正十一年）　同
第五回上田市勢一覽　上田市役所
奈良縣統計書（大正十一年）　奈良縣
新潟縣統計書　新潟縣
統計より見たる新潟縣の地位　同
岡山縣統計年報（大正十一年）　岡山縣
大分縣統計書（大正十一年）　大分縣
佐賀市勢一斑（大正十二年）　佐賀市役所
佐賀縣統計書（大正十一年）　佐賀縣
埼玉縣統計書（大正十一年）　埼玉縣
島根縣統計書（大正十一年）　島根縣
靜岡縣重要農產物統計書（大正十一年）　靜岡縣
第十一次靜岡生產速報　同
人口に關する調査　同
靜岡縣勢要覽（大正十一年）　同
靜岡縣統計書（大正十一年）　同
德島縣統計書（大正十一年）　德島縣
宮崎市要覽　德島市役所
生徒兒童身體檢査統計（大正十一年）　鳥取縣
第十二回鳥取縣輸出入統計（大正十一年）　同
鳥取縣統計書（大正十二年）　同
養蠶統計（大正十二年）　同
統計上より見たる富山縣の地位　富山縣
米澤市統計一斑（大正十一年）　米澤市役所
山形市統計一斑（大正十一年）　山形市役所
山口縣統計書（大正十一年）　山口縣
學校生徒兒童身體檢査統計書（大正十三年）　同
第一回下關市統計年報（大正十一年）　下關市役所
山梨縣々勢一覽　山梨縣
第九回廣島市勢一斑　廣島市役所
大阪府勢一覽（大正十三年）　大阪府
岡崎市勢要覽（大正十二年）　岡崎市役所
札幌市統計一斑（大正十三年刊行）　札幌市役所
第二十回東京市統計年表　東京市役所
警視廳統計書（大正十一年）　警視總監官房
千葉縣統計書（大正十二年）　千葉縣
秋田縣々治概要　秋田縣
新潟縣統計書（大正十二年）　新潟縣
愛媛縣統計書（大正十一年）　愛媛縣
長崎縣勢要覽（大正十二年）　長崎縣
丸龜市勢一覽　丸龜市役所
丸龜市產業統計（自大正五年至大正十一年）　同
第三十九回山梨縣統計書　山梨縣
大分縣人口統計（大正十二年）　大分縣
群馬縣統計摘要（大正十二年）　群馬縣
麥作統計（大正十三年）　熊本縣
臺灣現勢要覽（大正十三年版）　臺灣總督府
第十二臺灣糖業統計　同
臺灣人口動態統計（大正十一年）　臺灣總督官房
臺灣犯罪統計（大正十一年）　同
臺灣第十九統計摘要（大正十二年）　同
臺灣糖業統計　臺灣總督府殖產局

臺灣總督府第二十六統計書（大正十一年）	臺灣總督府殖産局	勞働統計小報	協調會
臺灣第十八統計摘要（大正十一年）	同	第四十三次綿糸紡績事情參考書	日本銀行調査局
第一回臺灣國勢調査記述報文	同	工業會社に關する諸統計（自大正十年至大正十三年）	日本勸業銀行調査課
第一回臺灣國勢調査集計原表（州廳の部）	同	重要經濟統計（自大正二年至大正十二年）	神戸高商、商業研究所
朝鮮總督府統計年報（大正十一年）	朝鮮總督府	株式會社年鑑（第二回）	東洋經濟新報社
朝鮮總督府施政年報（大正十一年度）	同	東洋經濟、銀行號（第二回）	同
朝鮮貿易年報（大正十二年）	同	第八十四回半季報告（大正十三年）	日本銀行調査局
統計便覽（大正十二年）	同	北海道及樺太經濟統計要覽（大正十三年）	北海道拓殖銀行調査部
朝鮮、內地、臺灣比較統計要覽（大正十二年）	同	第二十七次經濟財政統計表	中外商業新報社
朝鮮部落調査報告	同	京都商業會議所年報	京都商業會議所
朝鮮部落調査特別報告	同	甲府商業會議所第十五回統計	甲府商業會議所
朝鮮總督府施政年報（大正十一年度）	同	名古屋商業會議所統計年報（大正十二年）	名古屋商業會議所
北支那貿易年報（大正十二年）	滿鐵庶務部調査課	東京商業會議所統計年報（大正十二年）	東京商業會議所
臨時戸口調査原表（大正九年）	關東廳	統計年報（大正十二年）	大阪商業會議所
臨時戸口調査記述編（大正九年）	同	甲府商業會議所第十五報告	甲府商業會議所
臨時戸口調査比例編（大正九年）	同	全國鑛山工場名簿（大正十三年九月）	協調會
第十五回樺太廳治一斑	樺太廳	外國經濟統計	日本銀行調査局
		南滿洲三港仲繼貿易（自大正十年至大正十二年）	滿鐵庶務部調査課
		柳澤統計研究所第十回報告	柳澤統計研究所
		每日年鑑（大正十四年）	每日新聞社
		朝日年鑑（大正十四年）	朝日新聞社
		時事年鑑（大正十四年）	時事新報社
		同（大正十三年）	同
		日本勞働年鑑（大正十三年版）	大原社會問題研究所
		日本社會事業年鑑（大正十三年版）	同右
		本邦貿易年鑑	海外事情研究會編
		文藝年鑑（一九二四年）	文藝年鑑編纂所
		國稅年鑑（大正十三年）	國民租稅協會編
		商品年鑑	東洋經濟新報社
		株式年鑑（大正十三年度）	大阪屋調査部
		婦人寶鑑（大正十三年）	大阪每日新聞社

（終）

大正十四年十月二十日印刷
大正十四年十月廿七日發行

日本勞働年鑑奥付
定價金四圓五拾錢

大阪市天王寺區伶人町廿四番地
編纂者　大原社會問題研究所
代表者　高野岩三郎

版權所有

東京市神田區駿河臺西紅梅町十二番地
發行者　大島秀雄
東京市京橋區山下町一番地
印刷者　望月清矣

發行所
同人社書店
東京市神田區駿河臺西紅梅町十二番地
振替東京二七〇六五番
電話大手五五八五番

印刷所　英文通信社印刷所

大原社會問題研究所設立趣意書

世界戰爭以來、社會問題の解決は我國に於ても、其の急を要するに到つた。此の問題の解決は、公平なそして飽くまでも根本的な立場からするを要し、決して一部利害關係者の見地からすべきでない。それには、問題の基礎に遡り、我が國の實際に鑑み、且つ諸外國の實例に徵して、充分研究調査を遂けなければならぬ。本研究所は此の趣旨の下に建てられたものであり、其事業の計畫は大體次に掲ぐる規程の如くである。

財團法人 大原社會問題研究所規定(摘錄)

第一條　本所ハ社會問題ニ關スル學術上ノ研究調査ヲ行ヒ社會問題ノ解決ニ資スルヲ以テ目的トス

第二條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フモノトス

一　社會問題ニ關スル學術上ノ研究調査ヲ行フコト

二　社會問題ニ關スル圖書及資料ヲ蒐集シ研究者閲覽ノ便ヲ圖ルコト

三　社會問題ニ關スル印刷物ヲ刊行スルコト

四　其ノ他役員會ニ於テ必要ト認メタル事業

第三條　本所ハ大原社會問題研究所ト稱ス

第四條　本所ハ事務所ヲ大阪市天王寺區伶人町二十四番地ニ置ク

第十一條　本所ニ左ノ役員ヲ置ク

一　理事　貳名
二　監事　壹名
三　委員　若干名

創立月日　大正八年二月九日

役員

常務理事　高野岩三郎
理事　高田慎吾
監事　柿原政一郎
委員(ABC順)　櫨田保之助　細川嘉六　久留間鮫造　櫛田民藏　森戸辰男　大林宗嗣　高野岩三郎　高田慎吾

其他所員

圖書主任　森川隆夫
研究囑託(ABC順)　長谷川萬次郎　北澤新次郎　大内兵衛

覆刻●戦前版日本労働年鑑

第6集／1925年版

戦前版発行　一九二五年一〇月二七日
覆刻版発行　一九六八年　二月一〇日
同第二次発行　一九七九年一〇月二九日

覆刻版編者　法政大学　大原社会問題研究所

発行所　財団法人　法政大学出版局
〒一〇六　東京都港区南麻布二―八―四
電話・〇三（四五三）〇七一七
振替・東京六―九五八一四番

印刷所　株式会社　平文社

製本所　有限会社　昭栄堂製本所

3402-51006-7710

戦前版　日本労働年鑑

全21集一覧

第 1 集	1920年（大正 9 ）版
第 2 集	1921年（大正10）版
第 3 集	1922年（大正11）版
第 4 集	1923年（大正12）版
第 5 集	1924年（大正13）版
第 6 集	1925年（大正14）版
第 7 集	1926年（大正15）版
第 8 集	1927年（昭和 2 ）版
第 9 集	1928年（昭和 3 ）版
第 10 集	1929年（昭和 4 ）版
第 11 集	1930年（昭和 5 ）版
第 12 集	1931年（昭和 6 ）版
第 13 集	1932年（昭和 7 ）版
第 14 集	1933年（昭和 8 ）版
第 15 集	1934年（昭和 9 ）版
第 16 集	1935年（昭和10）版
第 17 集	1936年（昭和11）版
第 18 集	1937年（昭和12）版
第 19 集	1938年（昭和13）版
第 20 集	1939年（昭和14）版
第 21 集	1940年（昭和15）版

法政大学出版局刊